45-95

凡例

一歴史を究むるものゝ、ろの時々の人心の傾向、日常生活のさまを知らざらんはたとへば陰霧を隔てゝ山川を望むが如し。錦繡はろの裏を熟察してのち、その表の燦爛たる所以を悟るべし、風俗史は一般の歴史と相表裏す、その必要なること豈多辯を要せんや。若し未れ史學を攻むるもの、古來風俗の變遷を知りて後、これを大勢の進化と併せ考へなば當時の社會躍りて眼前に現出せん。憾むらくは未だ我國に風俗史と稱すべきものなし、これ著者が不肖を顧みずして先づ道を闢きたる所以なり、ろの完備に至つては諸君子の著作を待ち、著者もまた驥尾につきて研究せん。

一著者の意始めは風俗進化の大勢を論示せんとするにありき。されど何事を研究するにもまづ品類を擧げてこれを説明するを要す、組織を明めずして變遷を論らはんは策の得たるものにあらず。かるが故に著者はまづ題を設けて時代〳〵のさま〳〵の風習を説明せんことを主とし、傍らその進化の勢をも示さんと務めたり、專ら進化の大勢を論らはんは、なほ他日を期せん。

一一時代の風俗を示さんとするや、まづ一般の歴史の概見を擧げて、以て風俗の變遷を知るに便とし、次に社會の組織、貴賤の階級、農工商の産業等を説きて、當時の社會の大體を洞見せしめ、これに次いで宗教、教育の盛衰、迷執の多寡、人情道德の高下などすべ

て内心の進歩を說きて、その外形の變遷に影響せる勢を示す。さて後、風俗變遷の魁たる都會の景況を述べ、併せて諸國交通のさまを記して、風俗傳播の遲速を明かにす。そのこと終りて風俗史の本領に移り、日常の生活衣食住の狀態を說き、次に臨時に起る人生の大禮即ち婚姻、出產、喪葬、祭祀を記し、また年中恒例の行事を叙べ、終に人心を慰さむべき歌舞音樂、その他の雜技を擧げて、以て當時風俗の一班を示し了る。

一わが風俗史に記載すべき條件、前項に述べたる如く多端なり、されば或は本書の名を社會史ともいふべし。されど一部の小冊子いかんぞ社會萬般のことを盡くさんや、學問、文學、美術、醫療等の歷史の如きは、各々その一を以て大部の史籍を編し得べし、これらは風俗の變遷に大關係なき以上は大抵省略せんとす。而して此書の本領とするところは宗教思想、人情道德、衣食住、冠婚葬祭、年中行事、及び歌舞遊戲にあるを以て、これを風俗史と名づけたるなり。

一神代より開化天皇に至るまでを太古と號して、有史以來最古の風俗を示す。崇神天皇以後韓地と交通頻りなるに及んで、大いに彼國の風を學びて古來の風俗こゝに一變し、佛敎渡來以後再變す。その後直ちに漢土の風を摸して國家日々に開明の域に赴く、すなはち寧樂朝の盛時を中心とし、泝りて大化の改新の世に及び、風俗の第三變を記せるを寧樂時代とす。延曆遷都以來、英華益々煥發、風俗年を追うて奢靡に趨り、終に平安朝の瓦解に及ぶ、藤原氏擅權の世を中心として當時驕逸のさまを寫せるを平安時代と名づく。大政の武人に移らんとするとき、源平の諸氏遞々起りて相爭ひ、公卿遂に武人に壓せらる、この爭亂の間を源平時代といひて、平安時代季世の再說なり。鎌倉幕府創立以來、平安時代の嫩弱後靡の風變じて強健質樸の世となりぬ。足利氏政を執るに及んで再び政權の中心を京都に移し、京師優柔の風と關東剛毅の風とを合して一とせり、應仁以後、戰國の世となり、英雄諸國に割據し、天下亂れて其極を知らず。織田、豐臣の兩氏これに次いで亂麻紛々の世を收めて、德川氏三百年治世の基礎を立てたり。江戶時代に及びては寬永尙武の風より元祿奢靡の風に遷り、享保、寬政の改革を經て文化、文政に泰平を極め、游樂を盡くし、天保以來漸く內外多端の世となりぬ、今これらを併せてすべて一期に收む。維新以後風俗の變遷は讀者の目擊して知るところ、今更めて贅せず。

一時代の今を距ること遠きに從ひて、風俗の今と異なること大なり。今と異なるものは詳かに記せざるべからず、これわが風俗史には上古は瑣事微物をも記載して讀者に解し易からしむる所以にして、稍々古に委しく今に簡なる觀あるも、これが爲めなり。加旃近世文運進歩するに從ひて、世事日々に多端となれば、勢ひ僅微のことはこれを略せざるを得ざるべし。但し上古は文獻の以て徵すべきもの少きがために、詳說せんと欲して能はざるもの多し、されば又一部に密に、一部に粗なる嫌なきにしもあらざるべし。

凡例

一文字の表はし難きところをよく説明して遺憾なからしむるは、繪畫に如くはなし、これ本書に挿畫の多き所以なり、たゞに兒童の眼を喜ばしめんとにはあらず、これによりて本文の所説を明め、また本文の不足を補ふところあらんとす、讀者幸ひに本文に記することなきものゝ、畫圖を載せたるを疑ふことなかれ。

一挿畫は多くは當時の畫工の手に成れるものを擇択せりと雖も、萬般の畫を悉く今に具ふる能はず、故にその不足なるは後世のものを前代に上せ、または畫工をして當時の遺物に徴して想像畫を畫かしめ、これを挿むことゝせり。

一挿畫は畫工を督して務めて著者の意を體せしめたりと雖も、なほ十分ならざるもの多し、剞劂成りて後はこれを如何ともすることの能はず。

一引用書は一々これを列擧して博識を衒はず、本書の目的たる我國風俗變遷の一班を世人に示すにありて、學者が風俗史研究の材料を供するにあらざればなり。

明治廿七年十月

著者識

歷朝一覽

神代		紀元	紀元
	神武	一	七六
	綏靖	八〇	一一二
	安寧	一一三	一五〇
太古	懿德	一五一	一八四
	孝昭	一八六	二六八
	孝安	二六九	三七〇
	孝靈	三七一	四四六
	孝元	四四七	五〇三
	開化	五〇四	五六三
	崇神	五六四	六三一
	垂仁	六三二	七三〇
	景行	七三一	七九〇

韓地服屬の世

成	務	七九〇……八五〇
仲	哀	八五二……八六〇
神功攝政		八六一……九二九
應	神	九三〇……九七〇
仁	德	九七三……一〇五九
履	仲	一〇六〇……一〇六五
反	正	一〇六六……一〇七二
允	恭	一〇七三……一一三
安	康	一一四……一一六
雄	略	一一七……一三九
清	寧	一四〇……一四四
顯	宗	一四五……一四七
仁	賢	一四八……一五八
武	烈	一五九……一六六
繼	體	一六七……一九一

佛教渡來の世

安	閑	一一九四……一一九五
宣	化	一一九六……一一九九
欽	明	一二〇〇……一二三一
敏	達	一二三二……一二四五
用	明	一二四六……一二四七
崇	峻	一二四八……一二五二
推	古	一二五三……一二八八
舒	明	一二八九……一三〇一
皇	極	一三〇二……一三〇四
孝	德	一三〇五……一三一四 大化五 白雉五
齊	明	一三一五……一三二一
天	智	一三二二……一三三一
弘	文	一三三一……一三三二
天	武	一三三二……一三四六 白鳳一四 朱鳥一
持	統	一三四七……一三五六

寧

樂時代

文武	一三五七	一三六七	大寶三　慶雲四
元明	一三六八	一三七四	和銅七
元正	一三七五	一三八三	靈龜二　養老七
聖武	一三八四	一四〇八	神龜五　天平二〇　天平感寶三ヶ月
孝謙	一四〇九	一四一八	天平勝寶八　天平寶字二
淳仁	一四一九	一四二四	天平寶字六
稱德	一四二五	一四二九	天平神護二　神護景雲三
光仁	一四三〇	一四四一	寶龜二　天應一
桓武	一四四二	一四六五	延曆二四
平城	一四六六	一四六九	大同四
嵯峨	一四七〇	一四八三	弘仁一四
淳和	一四八四	一四九三	天長一〇
仁明	一四九四	一五一〇	承和一四　嘉祥三
文德	一五一一	一五一八	仁壽三　天安二　齊衡三
清和	一五一九	一五三六	貞觀一八

平安時代

陽成	一五三七	一五四四	元慶八
光孝	一五四五	一五四七	仁和三
宇多	一五四八	一五五七	寬平九
醍醐	一五五八	一五九〇	昌泰三　延長八　延喜二二
朱雀	一五九一	一六〇六	承平七　天慶九
村上	一六〇七	一六二七	天曆一〇　應和三　天德四　康保四
冷泉	一六二八	一六三九	安和二
圓融	一六三〇	一六四四	天祿三　天元五　天延三　永觀二　貞元二
華山	一六四五	一六四六	寬和二
一條	一六四七	一六七一	永延二　長德四　永祚一　長保五　正曆五　寬弘八
三條	一六七二	一六七六	長和五
後一條	一六七七	一六九六	寬仁四　萬壽四　治安三　長元九
後朱雀	一六九七	一七〇五	長曆三　寬德二　長久四
後冷泉	一七〇六	一七二八	永承七　康平七　天喜五　治曆四
後三條	一七二九	一七三三	延久四

歷朝一覽

源平時代

白河	一七三三……一七四六	延久一	永保三	承保三	承暦四				
堀河	一七四七……一七六七	永保三	應徳三	寛治七	嘉保二	長治二	永長一	承徳二	
鳥羽	一七六八……一七八三	康和五	長治二	嘉保二	永長一	承徳二			
崇徳	一七八四……一八〇一	天仁二	元永二	天永三	保安四	永久五			
近衛	一八〇二……一八一六	天治二	長承三	大治五	保延六	天承一	永治一		
後白河	一八一六……一八一八	保元三							
二條	一八一九……一八二五	平治一	長寛二	永暦一	應保二				
六條	一八二六……一八二八	仁安三		永萬一					
高倉	一八二九……一八四〇	嘉應二	安元二	承安四	治承四				
安徳	一八四一……一八四五	養和一	壽永四						

日本風俗史上篇

藤岡作太郎　平出鏗二郎　著

序說

第一章　地勢、氣候、及び産物

水の激流となるは、その遭ふ所の砂石の勢による。一國民に於ける文物制度風俗の進歩もまた然りとす。その住せる土地の形勢、寒温寒温により、内は國民が固有の性質に影響を及ぼし、外は他國民との交通を容易ならしめ、或は之を困難ならしむるの原因となりて、それを發展せしめ或は萎縮せしむるの力あり。ナイル河畔の豐饒なるは埃及鴻古の開化を促がし、地中海岸の參差にして屈曲細密、希臘の民に交通の術を教へ、印度の酷熱は其人民を懶惰にし、北極の寒冷は其人民の發達の上に影響せらるゝ所を知らば、今我國風俗の變遷を述ぶるに先だち、其地勢、氣候、及び人民の種屬、性質等に就いて一言するもまた必然の事ならずや。

縹渺たる太平洋の西隅に當り、斜めに一長島の横はるありて、亞細亞大陸に接するが如く、また離るゝが如きものは、即ち我日本帝國なり。この國は東北より西南に向ひて走れる群島にして、北緯五十度五十六分より起りて廿四度六分に至り、東經百五十六度卅二

序說

分より始まりて百廿二度四十五分に終る、東北の首より西南の尾に至るまでの長さは概ね一千里を越え、幅は卅餘里より百廿餘里に至り、面積凡ろ二萬四千七百九十四方里に餘れり。東は大平洋に面して萬里一碧、これを窮めなば遠く亞米利加に至るべし。北は宗谷海峽を隔てゝ露領樺太島に接し、また千島の八留里海峽を隔てゝ露領堪察加半島に連なり。西北は日本海を隔てゝ朝鮮及び滿州に向ひ、西南また海を挾むで遙かに支那本部に對す。

帝國は本州、四國、九州、北海道の四大島と、千島、佐渡、隱岐、壹岐、對馬、淡路、小笠原島、琉球、及び其他無數の小島とより成れり。ろの中最も大なるは本州にして即ち我國開化の中心なり。其北に位するを北海道といひ、曠漠なる原野にして、地大に人稀なり。本州の西南に連なりて九州あり、最も早く開化したる地とす。ろの東に四國あり。北海道の東北に千島群島あり。九州の南端に琉球諸島あり。佐渡隱岐は日本海中の孤島にして、壹岐、對馬は九州の西北に位し、殊に對馬は朝鮮の釜山浦を去ること僅かに十五里にして遙かに烟火を望むべく、小笠原島は大平洋に散布せる島嶼にして本州海岸を隔つる二百里の南にあり、航海日を重ねて漸く至るべし。

國內山嶽疊嶂、平野を見ること少し。魚貫の狀を爲せる夥多の山岳は概ね二樣の大山脈系統より成れり。一は樺太山系といひ、樺太島より宗谷峽を渡り南進して信濃の境に到るもの。一は支那山系と名け、西南支那大陸の餘波にして我國の南端に入るものなり。こ

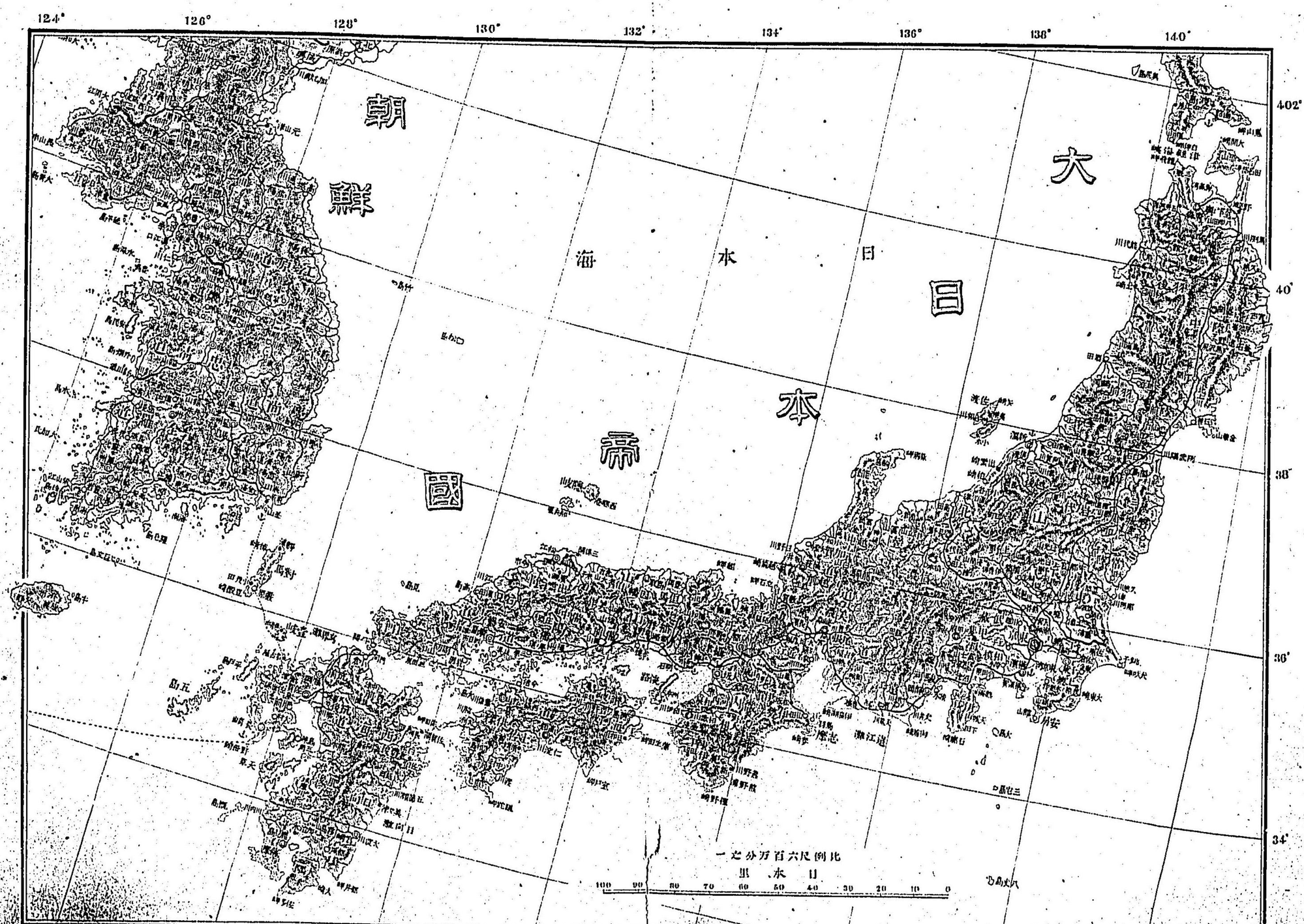
124°
126°
128°
130°
132°
134°
136°
138°
140°
402°
40°
38°
36°
34°
朝鮮
大日本帝國
海
日本
比例尺六百万分之一
日本里
100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0

の系二派に岐る、一は九州より四國に通じ紀伊に現はれ信濃に達するもの、一は中國を縫ひて飛驒に至るものなり。猶ほこれを略言すれは我國はその長さに從ひて東北より西南に走る所の山脈ありて國内を南北の二部に別てりといふべし。この全國を縦通せる山脈の陰陽は其地勢氣候等に於て著しき等差あるを見る。

河流のこの中央山脈の陰にあるものは皆北に走りて日本海に注ぎ、陽にあるものは南に流れて太平洋若くはこれに通ずる内海に入る。この河流の方向を定むる所の大山脈系は大いに北部に偏するを以て、山陰は地勢の傾斜甚だ急激に、山陽はこれに反して頗る平坦なり。されば北流の河水は山を穿ち石を走らして直ちに海に入るが故に、水清く形奇なりと雖も、運漕交通の便に乏しきに、南流のものは地平かに水静かにして下流は泥砂沈澄し河水暗濁なりと雖も、舟楫を行るに易く、その上下左右して自由に運搬を爲すは北部の知らざる所なるべし。

夫れ河海の運漕に便なる所は人自ら集りて殷賑の衢となる、殊に河流の海に瀕する所、水路蜿蜒、陸地と參差して時に三稜洲をなし、四通八達の道ある所は、繁華なる都會の成らざらんことを望むも得べけんや。東京は隅田川の水流によつて益々盛に、淀川河口の便なるは商業の都と稱すべき大坂を作れり。信濃川は新潟を包み、市川は姫路を擁き、廣島の太田川に於ける、柳川の筑後川に於けるなど皆河口開通の便によりて、これ等の城市の繁盛を促がせり。河水は啻に運漕の便によりて沿岸の人民を增殖するのみならず、

その迂曲せる地勢は灌漑の便を與へ、沃土を流し來りて地味を豐饒にす。阿武隈川、木曾川、神通川の流域の如き瓦好なる米穀の產所は皆沿水の地たらざることなし。

海岸線の曲直は大いに文明の發達に關し、屈折多ければ交通便にして、從うて社會の進歩も速き理なり。我國日本海の沿岸は概曲甚だ少なくして概ね直線をなし、屈折あるは僅かに羽後に八郎潟の海に續きたる、能登の遠く海中に突出したる、越前に敦賀灣、丹後に與謝海ある、及び出雲の海灣を擁するに過ぎずして、其港の指を屈すべきは實に稀なり。然るに太平洋の瀕海は海水と陸地と犬牙錯綜して、殆と天然の奇態を盡くせり。東山道は港灣の大いなるものなしと雖も海岸は鋸齒を刻み、東海道に至れば房總の半島は東京灣を包み、伊豆の半島は駿河灣を抱き、參、尾、勢の海岸は伊勢海に洗はれ、紀伊は茅渟海を擁す。これより四國九州の二大島、本州と相對して進退凹凸の萬端なること名狀すべからず。現今船舶の出入最も多き品川、横濱は東京灣に沿ひ、大坂、神戸は茅渟海に臨めり。

氣候概ね温和なりと雖も、地勢の斜めに長く南北に伸びたるを以て、其兩端は自ら寒熱に大差なきを得ず。北海道の北部は一年の過半、積雪厚く閉ざし朔風堅氷を摩つて走り、數十里の海上一面の氷原に化することあるに轉じて琉球及び小笠原島に至れば日光直射、炎熱酷烈にして冬日といへども雪霰の至るを見ず。曾に斯く南北に氣候を異にするのみならず、同緯度にある處もまた寒温に非常の差別あり、信濃の如き山多き地の塞くして、尾張の如き平地の暖なるは論を竢たず。同しく平地にありと雖も中央を縱截する山脈の南部は氣候、その北部よりも暖かにして冬時西北の風多からず。然るに兩羽北越の地は冬に至れば積雪家を埋め、人皆燈を擁して日を送る。これを東山道諸國及び瀨戸内海沿岸の、冬天晴朗行くに簑笠を要せざるに比すれば、其人心に差異を生ずるも宜ならずや。

中央山脈の北部と南部とは地勢、氣候に差別あるのみならず、土地の形態の變遷に就きても常に反對の結果を生せり。抑も我國現今の形狀廣狹は太古のものに同じからず、桑田の變じて海となり、河心の遷つて野となりしもの其例に乏しからず。日本海沿岸は土地漸々沈沒して海水泥土を奪ひ去り、本州の太平洋に沿ひたる地、及び四國は常に隆起して山岳の遠きは愈々遠ざかりぬ。東京近傍及び大阪四邊の如きは、加ふるに河流の土砂を流し來ること多きを以て、土地の昂起甚だ著し。其他昔時地震により陸地の陷沒して土佐國が現今の地形の如く新月形をなすに至り、遠江濱名湖の海に通ずるに至りたるは、この土地變遷の例によらざるものなり。

全國火山多くして既に熄滅せるものあれば、猶ほ熾に炎煙を吐くものもあり。從うて鑛泉甚だ多くして其數北海道を除きて、凡そ三百三十八ヶ所、其中著しきは上野の草津、伊香保、下野の鹽原、相摸の箱根、七湯、伊豆の修禪寺、熱海、攝津の有馬、伊豫の道後の温泉等なり。

我國邊海の潮流は黒潮最も大にして臺灣に近く其源を發し、東北の方向に向ひ、琉球近

海に於て分岐す。其本流とすべき一派は本州の東南岸を横ぎり、小なる一派は對馬を洗ひ去りて日本海に入る。我國西北の海岸これが爲めに暖かなり。また北方より流れ來る寒流ありて其一派を親潮といひ北海道及び奥州の東岸を過ぐ。他の一派を「リマン」潮流といひ、滿州の東岸に接し、西南に向ひて流れ、其末流は朝鮮の東岸に達す。全國、地味膏腴にして降雨に乏しからざるを以て、樹木草莽至る所に繁茂し、其種類も頗る夥し。殊に九州及び南海の山谷には亘樹高木、枝を雜へて良材に富み、田園には甘蔗、煙草、木綿等の類、發育甚だ盛に、琉球、小笠原島に至つては椰子、芭蕉、榕樹の族、高く茂りて全く熱帶地方の觀あり。中央の諸州は植物の種類甚だ多くして山林には松、杉、檜、樟等を產して建築の良材を與へ、また竹の如きは人家に近く生して得るに易ければ日用の器具に用ひられざること稀なり。田園には五穀、菜蔬、桑、茶、漆、藍及び種々の果樹を產す。北海道は寒氣強くして近來僅かに開墾に着手せられたるのみなりと雖も、地味豐饒にして農耕に適せり。礦物には金、銀、銅、鐵、鉛、石炭、硫黄、陶土、花崗石、水晶、瑪瑙等を產す。

我國の獸類は其種類多からず、家畜に牛、馬、豚、羊、犬、猫あり。野獸に狐、狸、猪、鹿、兎、猿の類あるのみにして、猛獸毒蛇の名を下すべきは唯北地の熊と琉球の「はぶ」とに過ぎず。海獸には膃肭獸、腦虎、北海に多く、鯨は南海に多し。鳥類には家に畜ふものは雞、家鴨等ありて食用に供すべく、また雁、鴨の類をも食す。其他聲の美なるもの、羽の艶なるものもまた乏しからず。鱗介は四海至る所に蕃集して我國人は終年これを取て食へども、遂に盡くべきを知らず。海藻もまた多し。蟲類の要あるものには蠶、蜜蜂あり、殊に蠶は全國普くこれを養ひて製絲の業甚だ盛なり。

國民の數は明治廿四年の調査に據れば四千零七拾壹萬八千六百七十七人にして平均一方里の人口壹千六百拾六人に當れり。然れども土地の盛衰によりて人口の多寡に著しき等差あり、その最も著しき例を示さば畿內諸國は一方里の人口凡そ五千六百拾六人、肩摩轂擊のさまなるに、北海道には僅に五十二人の寂寥たるが如し。されこれ等の日本人は如何なる体質、言語及び心性を有するものなりや。

第二章　人民の体質、言語、及び心性

体質　我國人は概するに男子の身長平均五尺二寸餘、低けれども虚弱ならず。頭蓋大にして顔面長く、前額は外觀上頭髮の生際を以て界とすれば、甚だ短けれども解剖的には却て長し。前額の髮際は中央高く兩側に漸く低くなりて所謂富士額なるを最も美はしとなす。眼は稍外上方に斜めにして、外嘴常に內嘴より高し。上眼瞼と前額との限界著るしからず、唯眉毛によりて區分せらるゝのみ。虹彩は暗褐色にして全く露出せず。鼻は隆くして長きもあれども、多くは歐州人よりは低くして短かく、鼻端は鈍にして廣闊鼻孔は圓形をなす。口は小さくして唇狹く、其色眞紅なるを尙ぶ。顎骨は屢々凸隆し、上顎は偏平にして齒槽少しく突出す。軀幹は長くして脊柱の屈することと少なし。腹部もまた甚だ

長くして脂肪に富まず。上肢は其比例宜しきに合ひ、膊腕實に優美にして外人に其比を見ず。下肢は短かく、歐州人の脚は通例身長の半ばより長きに、我國の人は其半ばに達せず、思ふに彼の如く椅子に倚らず常に膝を屈して坐するが故なるべし。足は短くして廣し、平生靴を穿たざるを以て歐米人の如く蹈趾の他の四趾に向ひて屈することなし。皮膚の色は概ね淡黃色なるが天稟の性と日常の業とに因て大いに等差あり、深閨の淑女と赤裸業を營む漁夫とを比せば、恰も歐州人と錫蘭島人とを駢べたる觀あるべし。婦女は萬國に於けるが如く其色男子より淡なり、頰には著るしき紅色を呈せずして、紅頰なるを寧ろ醜しとなす。毛髮は其色漆黑なり、滑直にして其橫斷面は圈狀をなし、鬚髯、腋毛等は髮縮して橫斷面楕圓なり。髭鬚は鼻下及び頤に生し、兩頰には僅かに踈髯あるのみ。すべて歐人の如く縮髮を喜ばず、また肥滿を以て醜とし、身體の纖長にして軟輭に、皮膚透白なるを美相となし、臀部の大にして乳房の甚だしく下垂するを醜陋とす。

言語、我國言語の特徵とすべき點は概ね次に述るが如し。

(一)名詞は其格、數などの爲めに語尾の變活を生ずることなく、皆これに他の屬辭を添へて活用せしむ。(二)物體の性質及び作動を現はす言語は、多く一語根より出でゝ名詞となり、形容詞となり、動詞となり、また副詞となる例之ばみや宮といふ名詞を働かせてみやびといひ、みやびやかといふが如し。故に若し其語根を知らば、これに應ずる名詞、形容詞、また動詞を作らんこと難きにあらず。(三)動詞は常に文章の終にありて主格と賓格との間に挾まるゝことなし。これは隣國なる支那及び歐州各國と大いに異なる所にして土耳古、蒙古滿州の語と同一の法なり。

(四)すべて言語は柔婉なるを好み、務めて佶倔硬澁の音を避く。故に我國の言語には音便の法あり、延約の風あり、また音韻相通の制ありて或は拗音を直音に約め、或は鼻聲を口聲に移し、或は急迫せるを徐緩に改めなどして、外國の尨雜なる音をもすべて五十連音の何れかに轉用す。されば我國にはきあくあしあなどの拗音なくしてこれをかさの連音に歸着し、泰西のti、tu、di、duなどの音を現はす能はずしてこれをtsi(ち)、tsu(つ)、dzi(ぢ)、dzu(づ)の音に變化せしむ。またがぱなど半濁苦澁の音をも嫌ひて概ね濁音のがば若くはに移す。斯くの如く變化の用多く、渾濁の音尠なきを以て、これを贊するものは我國を言靈のさきはふ國と稱し、人の聲音、言語の清朗單直なること夐かに萬國に勝れて異なりといひ、これを誹るものは音韻の數少く發聲の差多からずして侏儒缺舌たるを免れずといふ。夫れ諸國各々その國に特有なる言語ありて思想を表はす具とす、豈ろの間に彼を正とし此を不正とすべき理あらんや。但し精粗の別はこれあり。我國言語の法漢語に於けるよりも精細なりといへども、歐州各國のものに比すれば稍粗鹵なる傾なきにあらず。また言語優柔にして冗長に失し、徐緩なる狀態を寫すには適するも剛遒急迫の勢に至ては大いに支那語に劣れりとすべし。

心性、萬世一系の皇帝厚くも上に坐して天下に君臨したまひ、萬民のこれを推戴すること

念は古今一徹、毫も逆心を挾むものなし。この美風と武家時代に於ける君臣の制とは深く忠君の規を心肝に銘し、君主の一言には命を捨つることを鴻毛よりも輕んず、また儒教の浸潤、年久しくして篤く孝養の念を養ひ、兄弟慈愛の心また深くして家財を爭ひなどして墻に鬩くものを見ず。男女の關係に於ては東洋の諸國に於けるが如く男子を尊び女子を卑む風あり。

智識は早熟に失し、未だ成丁に至らずして既に老成の風あり、白面の書生にして政治界に奔走し、世人もまたこれを目して大家と稱すること甚だ多し。すべて我國人が幼稚より學ぶ所は身外の山川、動植物等、有形のものにあらずして儒學者流の空漠なる哲理なるが故に、常に早くより高尚に失して深く詣らざる弊あり。而してこれ等虛無の理を談ずるは實用の才を作る能はずして農工の業、交易の術これが爲に增進する能はず。

高尚なる理を論せんことを勉むれば自ら實業を輕んずるに至るは理の當に然るべき所、加ふるに武家時代に於て文武の士を四民の上級に置きしを以て人々工藝、農耕、及び賣買貿易の業に意を注がざるのみならず、また大いにこれを卑む風あり。從うて財利に耽るを屑しとせず、名を重んじて貨に易へざるが如きは支那人の貪慾なるに比して霄壤の差ひありて、賄賂の公行せざること我國の如きは稀なり。富貴なるもこれを誇らず、貧賤なるもこれを耻ぢず、尊卑よく和合して富豪の兒も賤民の中に交はり列して敢て等級を立てず。

資性天然の景を愛し、風流の心深くして花紅葉につけ、月雪につけ、これを賞し、歌ひ且つ飲む。思ふに是れ古來春花秋葉を弄びて、これを吟詠し、風雅の心を養ひたる結果なるべし。されば明日の煙を上げ得ぬも今日の遊びには憂を忘れ、草を別け蟲を聞きては身体の夜氣に傷むを知らず、櫻の盛りに人の山を築き、月の夜半に人の波を打つ。自然の美を愛する念に篤きこと我國人の如きは他に類を見ざる所なるべし。

輕佻浮躁にして恒心なきこと稍々佛人に似たり。輕佻なるが故に從うて忍耐の念に乏しく遠大を期する志薄し。危急の機に望み前後を忘れて突進する勇氣あるは世に其人多しといへども、經營刻苦久しきに堪へて學理を考へ器械を造るが如きは其人に乏し。一死を甘んずる公孫杵臼の多きはこれを喜ぶべしと雖も、育孤の難に堪ふる程嬰に乏しきは猶ほこれを歎ずべきにあらずや。また摸擬に甘んずる風あり。古より地狹く四面海水に圍まれて外國の刺擊を受くること稀に、競爭の念少かりしかば、時には外國の文物を見てもこれを摸擬するに止まりて敢て彼に勝らんことを望まざりしなるべし。始めは三韓を學び、次には支那に傚ひ、終に西洋を摸す、彼の華を拔くは可なりと雖も、また摸擬に甘んせずして新奇のものを創めんことを志すべきなり。

第三章　日本人種の起原

我國民が体質、言語、心性の特異なる點は略ぼ上に述べたるが如し。これ等体質、言語、心性

の由つて來る所、我國民が太古より遺傳せる所を知らんと欲せば、必ず日本人民の起原に遡りて考究せざるべからず。抑も太古の民は人世の初期より此邦に住みしものなるか、將た外國より移り來りしものか、若し轉移せしものとせば何人種の何國より如何なる方向によりて進みしものか、また我國民は一の人種より成れるか、若くは多くの人種の混化したるものなるか。

古史に傳ふる所によれば、太古高天原より日向國に天降りたる人種あり、次第に東進して遂に大和國に都せりき。この人種こそ卽ち後世の日本人民にして我國社會の重要なる位置を占めしものなりけれ。然るにこの人種が九州地方に來りしに當りて、既に我國の多分を占めたる土蕃[illegible]りてこれに抗じ、高天原人種は漸次にこれを征服したりき。この土蕃は卽ち蝦夷と稱するものにして、現今僅かに北海道に殘れる「アイヌ」人種に同じ。土蜘蛛といひ、國栖といひ、熊襲といへるも蓋し此人種の一部なるべし、(或は是等の種屬は蝦夷と別人種なりといふ說もあり)。斯くて高天原人種は勝ちて社會の上級に居り、蝦夷人種の半ばは追はれて北部陬僻の地に遁れ、半ばは屈して其從僕となり、奴隸となり、良賤の別も或はこれより生じたるものなるが如し。

然らばこの蝦夷人種は鴻荒の初世より我國に棲みし者なりやと問ふに、否、また海外より移り來りしものなるべし。蓋し北海道に對する樺太の地たる大陸と隔たること僅かに二三里に過ぎず、しかも干潮の時風勢によりては海水全く退き、足を濕さずして彼此相通するを得べく、また冬季は海水全く氷結して人馬容易く來往すべし。蝦夷人は亞細亞大陸より樺太島に渡りしが、烈寒を避け、温暖の氣に誘はれ、南方へと移りて遂に本州より九州にまでも至りしなるべし。この人種の如何なる大種屬に屬するかは未だ詳かならず。

高天原人種に就いても未だ定說なし。その中最も勢ある二說を擧げんに、一は高天原に降りしと稱するは卽ち蒙古人種にして、始め滿州地方にありしものが、西南に進みて支那の東北に移住し、尙ほ南に進んで朝鮮を襲ひ、遂に我國南部に至りしならんといひ。一は日本人民は馬來人種にして潮流に誘はれ、若くは颶風に追はれて東北に向ひ臺灣を過ぎて九州地方に漂着せしものなるべしといふ。未だこの二說の正否を知らず、或はこれを折衷して日本人種は蒙古人種及び馬來人種の混和せるものなりといひ、其他南洋群島に棲める黑色人種「ポリネシア」人種等の轉居せしものなりといへるもあり。甚しきに至りては「バビロニヤ」人が碎けて四方に散り、其一片の我國に達せしものならんといひ、また猶太人が追はれて海陸を漂ひし時、その小部分の日本に至りしものならんといふもあれど、是等は牽强附會の說にして取るに足らざる可し。

蝦夷人種の我國に到りし以前は如何なりしか。蝦夷土民の傳說及び近時諸地方にて發見せられし介墟等に憑りて考ふるに「コロボックル」といふ異人種ありて本州に住めりしが蝦夷人種の至るに及び、これが爲に侵食せられて漸次蝦夷の極北に逃れ、人種を擧

げて遂に滅滅したりしが如し。この異人種は人類學者の說によれば「エスキモー」族に「グリインランド」に住めるものにその風俗酷似すといへり。

概するに我國人種の論に就いては諸說相撃ちて未だ彼此統一するに至らず。故に爰には唯種々の異說の大要を列擧するに止まりて輕々しく斷案を附せず、他日人類學、言語學等の益々進歩し斷簡零墨を繹ね、介墟古墳を探りて遂に復た易ふべからざる確說を出さんことを竢つのみ。

第一期　太古

神代より紀元五百六十三年（開化天皇の六十年）に至る

第一章　歷史上の概見

神代は邈たり、詳細を知るべからず。瓊々杵尊、天照大神の旨をうけて高天原より日向の高千穗峰に降りて土民を威服したまひ、曾孫磐余彦尊、日向を發して東に向ひ蠻族を平らげて遂に都を大倭の橿原の地に奠め、宮殿を經營して天皇の位を正しうたまへり、是を神武天皇とす。我國の紀元は實に此時に始まり、綿々として天壤と共に窮まりなき皇統こゝに開けぬ。當時の版圖はろの廣さ、現今の帝國に同じからず、夷族處々に割據して未だ王化に霑はざる地甚だ多し。時尚ほ鴻荒に屬し、樹木日を蔽ひ草莽人を隱す、蒙昧の民この間に出沒して猛獸毒蛇と鬪ひ、また異族を襲ひ侵掠を事とす。天皇國家を經營し、朝を治め國造縣主を置きて地方を整修したまへりと雖も、史に見ゆる所にては國造は大倭、河內、山背、伊勢、紀伊、縣主は猛田、磯城なる近畿の間にあるに過ぎず。然れども天富命をして肥饒の地を求めて麻を阿波に植ゑ、東の方、房總の地に移植せしめたまひたるを見れば、これ等の地も既に王澤に霑ひけるなるべし。

西南の地は島嶼相交はり、海水深く陸地に灣入し、陸地遠く海水に岬出せるを以て、交通

便にして人智早く發達せり。殊に九州の地は韓地開明の國と相隣りて來往絶えず、農耕の業、工藝の術大に進歩したり、この地神武東征の後は熊襲と稱する蠻族の據つて暴威を逞うするところとなり、叛亂相續いて起れり、魏志に伊都國及び卑彌呼といへるも蓋し西陲に威を奮ひて王と稱したるものなるべし。東北は其俗最も蒙昧にして慓悍なり、村に長なく、邑に首なく、蠻族戰鬪奪略を事とす、登ること飛禽の如く、草を行くこと走獸に似たり、擊てば則ち草に隱れ、追へば則ち山に入る。これを稱して蝦夷といひ、駿遠地方までも入り來りて、絶えず邊疆を侵略せり。北越地方も亦この種族の住める所なりき。

第二章　社會の狀態

社會の組織　一群の民あれば則ち主あり、從あるは自然の勢なり。異族相戰ひて我勝たば君主となりて彼を隷屬せしむるもまた自然の勢なり。天孫瓊々杵尊に從ひて高千穗に降れる種族は生活の程度甚だ高く、兵力よく土人を壓し、智識よく土人を服せしめて君主となり、將相兵士となり、以て土人を統治したりき、貴賤の階級こゝに立てり。すなはち天孫に從うて、翼賛輔任の功ありし者、各々其部下の民を帥ゐて、その長じたる職に從ひ、子孫累世其業を易へず、故に職業の名を以て同祖の人を識別す、是れ姓氏の始めなり。天兒屋命の中臣連の祖となり、天太玉命の忌部首の祖となり、天鈿女命の猿女君の祖となり、天明玉命の玉作連の祖となり、石凝姥命の鏡作連の祖となり、また神武天皇の經營に當りて兵仗に從事せし道臣命、大久米命、可美眞手命の大伴、久米、物部の祖にして子孫歷世武事を掌るなど氏姓の區別こゝに定まり、貴賤の等差これに因りて明らかなり。かくて主たるものを「きみ」といひ、從たるものを「やつこ」といふ。然れども中古の賤民の如く生殺の權、其主の掌中にありて禽獸の如く賣買せらるゝ者は未だこれあらずして當時の賤民は尙ほ國家の公民といふべきものなりき。

産業　我國の豐葦原瑞穗國と稱せらるゝは稻の穗を賞めたる語にして、鴻古より殊に農業を尙べる國がらなればなり。太古既に陸田水田の別ありて水田には稻を種ゑ、麥、粟稗、豆などはこれを陸田に植う。また種々の菜蔬あり。牛馬は耕鋤を助くる獸類として殊にこれを重んじ、其肉を食ふことを忌めり。農具には木鏝（こくは）、金鍤（かなすき）等あり。養蠶の技は既に行はれたれども未だ精巧ならず、故に絹帛を用ふる道も普からずして人皆布を尙び用ひたり。或は「チャンバーレィーン」の如き云ふ、當時未だこの技を知らずと。布を作る料を得んが爲めには楮麻の種を殖ゑたりき。

我國の地圖を繙く者は、その四面盡く海に圍まれたるを見て直ちに漁業の盛なる國たるを察すべし。然り、實に我國を繞れる海水は天賦の無盡藏にして、人民は古往今來魚貝を以て米穀に次げる食料とせり。されば漁業鴻古より既に開けて釣あり、網あり、簗あり、また鸕鷀を役すること盛なり。また好むで狩獵を業とす、獵具には竹筒木弓あり、羂あり、殊に東北の蝦夷は未だ耒鋤を執ることを知らず、鳥獸を追うて山谷を跋渉し、毛を着、肉

を啖ひて生活したりき。

工業には絹布を織るものあり、獸類を屠りて皮革を調ふるものあり、日用の器或は裝飾の具を作るもの、また弓箭甲冑を作るものあり、各その長じたる職を以て一部をなし、世々其業を同じうすることは既に上に述べたり。通商貿易は九州にては航海の術早く進歩し、韓地との交通絶えず。舟船には天の磐船、鳥の石楠船、天の鳩船等あり。其材は杉及び櫲樟を尙び、其製は巨材を刳り穿ちて作れる物にして、今の丸木船これなり。

第三章　宗教、及び道德

第一節　宗教思想

當時未だ後世の所謂宗教を有せざりしが、希臘の神異譚、印度の韋陁教に似たるものは既に行はれたり。神代の傳說として存せるものは國土の開闢神祇の發現を述べ、後世の神道といふもの是を以て金科玉條となせりと雖も、一の教理を說きたる者はあらざるなり。

抑も世界の未だ開けざるや、蒙昧の民未だ因を以て果を推すことを知らず、雷電風雨の變、地震洪水の災、生老病死の運を見るや、靈妙不思議よく人力の上に立ちて萬物を創造し、また破壞するもの即ち神ありとす。而して未だ抽象的の考なく、萬物には種々の神ありてこれを支配するものとし、この神には直ちに人に等しき資性行爲を附す。火は軻遇

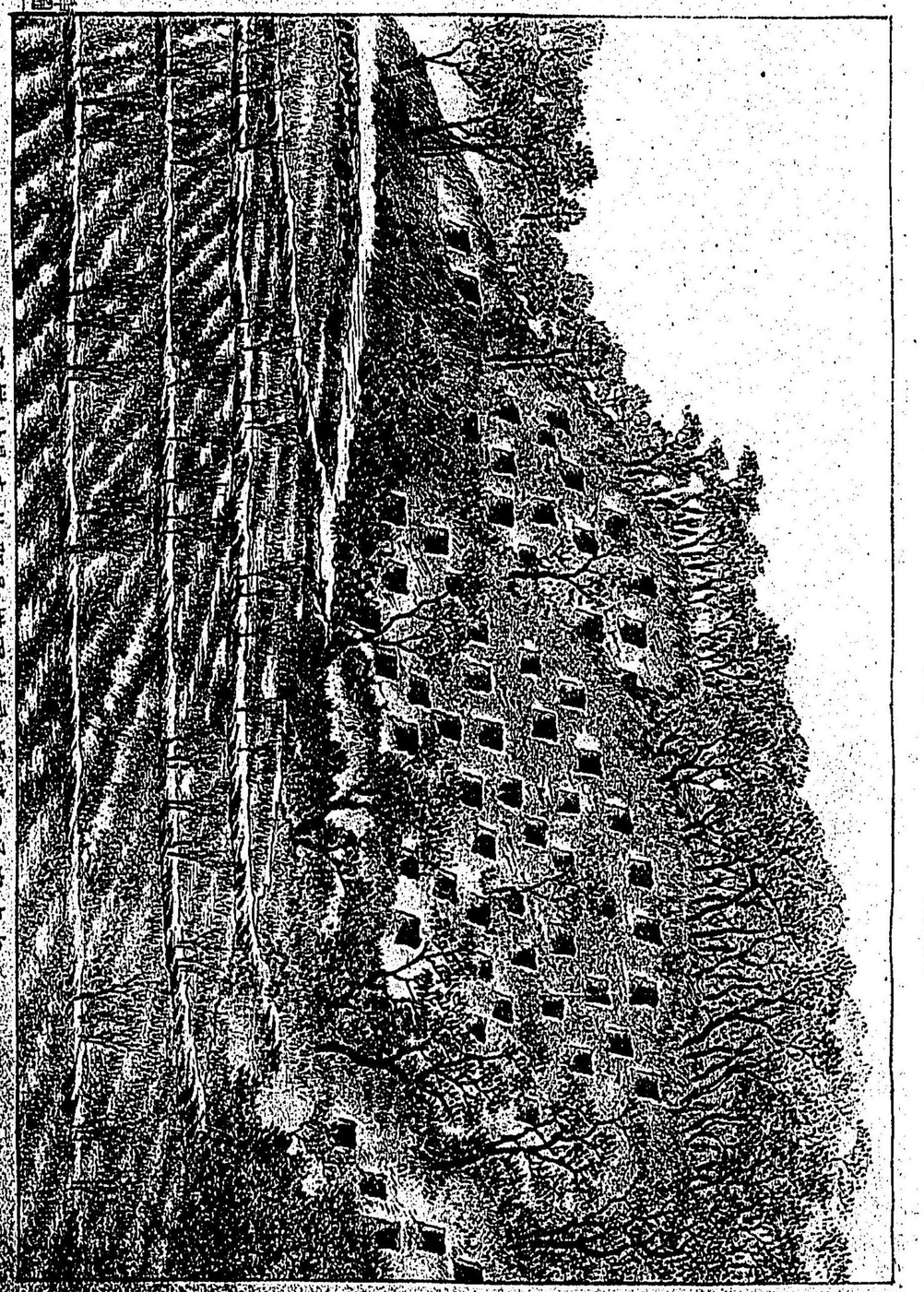

第四圖

穴横村見吉北郡見横國藏武猿遺の居穴古大

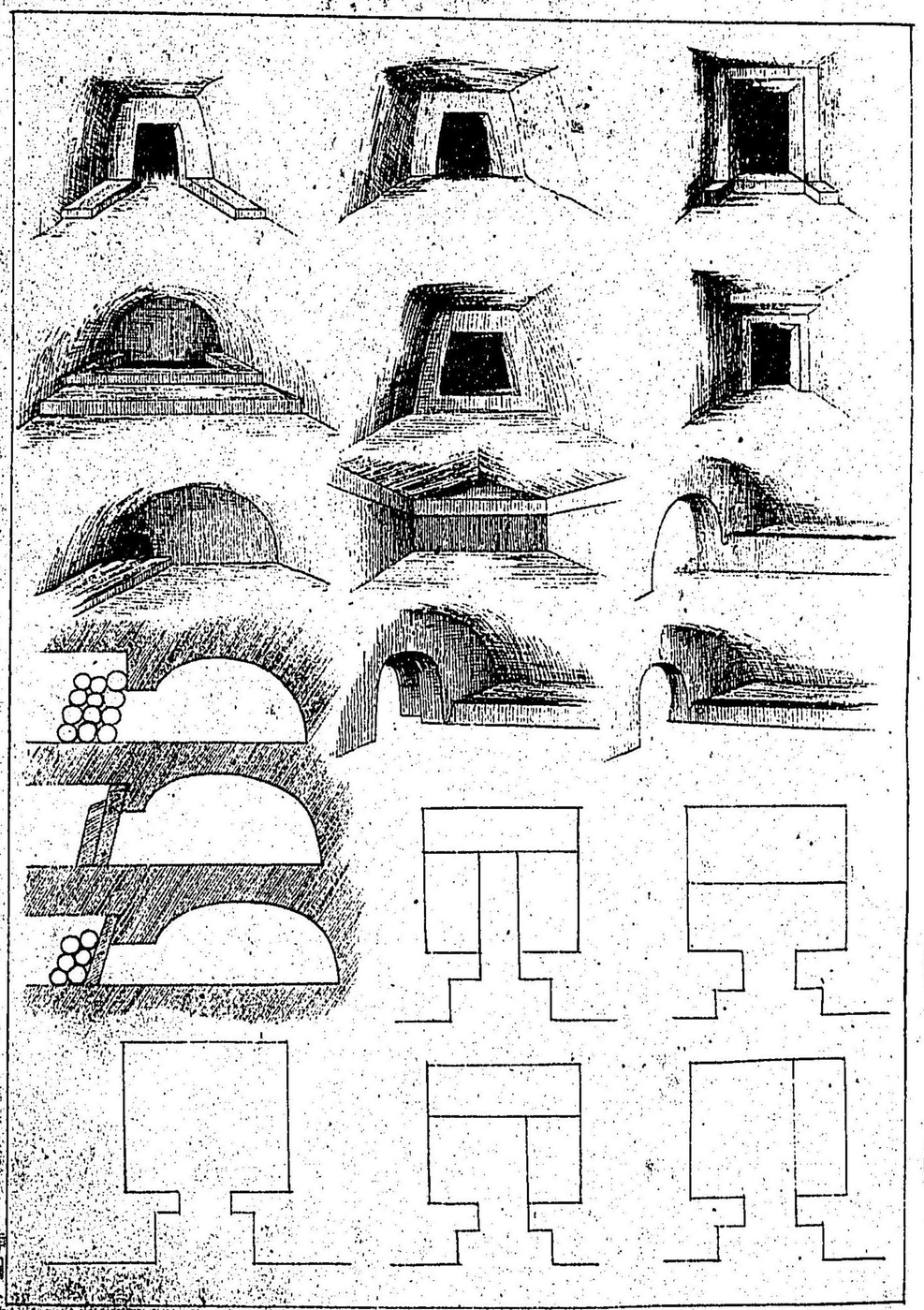

神圖二

横穴の門口及び内部

太古人民の生活

突智神、水は速秋津日神、山谷の間には大山祇神、波浪の中には大綿津見神ありてこれを管し、雨は高靈神、雷は火雷神、暴風、樹を抜き家を倒すは級長戸邊神の怒にして、蝗虫の五穀を害するは歳神の祟なりと想へり。されば森林の木材を伐るには山岳の神を祀りてこれに告げ、家屋を建つるには、また樹木の靈に祈りてその堅く久しからんことを願ひたりき。

世を經るに從うて家をなせしもの邑をなし、邑より國となり、遂に一國民として雜多の傳說を有するに至る。この間武勇智略の人に勝れたるものありて能く國を治め敵を征し非常の材を以て非常の事を行ふや、凡庸が規摸の外に出で、衆皆これを仰望崇敬す。星移り物變り口より口に傳へては漸く眞を失ひ奇に走り、遂には人倫と隔絶せる神明となる。大巳貴神の如きは蓋し神代の間、最も天下經營に力を盡せし英雄なるべし。當時の人斯くの如く萬象の變幻に驚き、また人材の靈妙に怖れて併せてこれを神とし、たり。その神に就ての傳說は如何。曰く天地未だ剖れず、渾沌として鷄子の如くなりし時、數多の神ありて或は獨化し、或は耦生す。その中伊弉諾、伊弉册の二神あり、陰陽の神にして始めて大八洲國を生み、次いで山川草木、風火等の神を生み、伊弉册尊死して後、伊弉諾尊また三神を生む。一は日の神にして天照大神といひ、一は月の神にして月讀神といひ、其弟を素盞嗚尊とす。此三神宇宙を分掌せり。素盞嗚尊暴戾にして遂はれて出雲國に來り、遂に韓に至りき。その子大巳貴神、出雲に在り、武略最も人に拔んで、よく國家を經營せ

り。天照太神高皇靈神と謀り高天原より皇孫を葦原ノ中ツ國に降臨せしむるに當り、まづ經津主命、武甕雷命をして往いて四方を征せしむ、大巳貴命遂に國家を擧げてこれを皇孫瓊瓊杵尊に讓る、瓊瓊杵尊の子彦火火出見尊、彦火火出見尊の子鸕鷀草葺不合尊、これ即ち神武天皇の父に當らせたまへり。

天照大神は現つ御神として大八洲國しろしめす、代々の天皇の祖に當り、代々の天皇の大權を得たまひしは大神のこれを天孫によさし奉られし故にして、安けく平けく御世の治まるもまた大神の護りたまふが故なり、されば神武天皇の都を橿原に奠めたまふや、皇祖天神の詔に從うて神籬を樹て八柱の神を祭り、靈時を鳥見山に立て、また三種の神器を宮殿のうちに安んじ天皇と同床に置きたまふ、是れ祭政一致の政にして神祇を祭るは則ち國家を治むる第一の務なり、賊を討ち亂を平くるも天神の力なれば、先づこれに祈りて其冥助を希ふべし、かくて天皇の神を祭りたまふは則ち親に孝なる所以、臣下の神を祭るは則ち君に忠なる所以にして、天皇は天つ日嗣の名を以て自ら呼びたまひ、臣下は現つ御神として天皇を恐れ敬ひ、萬代不易の帝國の基ゐに立ちたり。

斯くの如く上下擧げて國家平安、風雨順にして五穀豐かならんことを祈り、災禍を遁れて幸運を得んことを希ひ、專ら現世のことに就いて神を祀りしが、未來の世界の考には さまで重きを置かざりしが如し。されど靈魂の不滅を信ぜしは疑ふべからず。大巳貴神出雲に於て神光の海を照らして來るを見、誰ぞと問ひしに、吾は汝の幸魂奇魂なり、大倭の三諸山に住まんと欲すと答へければ、乃ち其處に宮を營み、就いて居らしめたり、これ大三輪神なりといふことあり。また天照大神の天孫を此地に降臨せしむるや鏡劍を捧げて曰はく、この鏡は專ら吾御魂として吾に接するが如く齋き奉りたまへと。これを以て見れば肉體を離れて別に靈魂なるものありて存在せりと信ぜられたるを知るべし。

この靈魂は二種の分子より成立す、二は荒魂といひて武勇、強健、暴戾などの意を掌どり一を和魂といひ仁厚、優美、寬恕などの意を掌どりて永遠に殘るものとす。人の死後、種々の供物を捧げし、人死するもこの靈魂は朽ちずして活きたるものに事ふるが如くする風習はこの信あるが爲めなり。

然らば死後には如何なる處に至るかといふに、黃泉國に行くものなりと信じたるが如し。伊弉册尊死して黃泉國に至る、これ死の神なるが如し。この神伊弉諾尊に向ひて、吾日々に汝が國の民千人を殺さんといへり。人の死するや、則ちこの國に至り、黃泉戸喫として一度その竈にて炊ぎたるものを食へば、復たび歸ることを能はず。黃泉國と我國との間に泉津平坂ありて二國の界をなす。

尙ほ進んで動植物をも神とし、惑信の殊に甚だしかりしことを述ぶべし。既に述べたる如く當時天地日月を始め山嶽河海各々其神ありと信じ、更に我より劣等なる動物すら少しだも靈能ありと考ふる者は、皆これを崇拜し、獸蛇をも神として崇拜せしことなきにあらず。次期雄略帝の朝に至りても、少子部蜾蠃といふ者、大蛇を捉へ來りて三諸山の

神體といひ、またその頃常陸國に笳括麻多智といふ者、葦原を拓き新田を開墾せしに、夜刀神といふ大蛇常に多くの蛇を伴ひ來て耕耘を妨げしかば、甲冑を着、兵器を執りてこれを山上に逐ひ上ぼせ、山上を神地とし、山下を人地と定め、其界に杭を標て神社を造り自ら神主となりて永代散祭の約を結びしことあり。筑後にも人命盡神といふ者ありて衆人を惱ませしかば、亦神として祀られたりき。稍々人智の進歩せる時代にありても猶ほ斯くの如き惑信の行はれたりしを見れば、其以前の如何なりきやは推して知るべし。

獨り動物のみ崇拜せられたるにあらず、植物に於ても亦然り。現に吾人をして樹木翳蔚としで神さびたる神社に詣でしめよ。其林中に若し枝葉天を覆ひ、太さ幾擁なるかを知らざる老樹あらば、幹圍には注連繩を繞らし、また墻垣を廻らして其盛木たるさまを示したるべし。また古木老樹として知られたるものを漫りに剪伐して爲めに神罰を蒙むりきといふ話柄は今も猶ほ數々耳朶に觸るゝにあらずや。況して太古、筑後の櫃樹、近江の柞樹の如き高大なる喬木處々に樹立せる時代に於て植物崇拜の行はれたるは少なからざるべし。蓋し當時靈魂の不滅を信じ、また輪廻轉換の說をも信じたる故に、從つて又人の靈魂の鳥獸蟲魚草木にも乘り移り得るものなることを信じたり。日本武尊は薨じて後、白鳥に化して飛び去りたまひ、田道は大蛇と化して蝦夷人を咬み殺せしといふも實にこの惑信に過ぎざるなり。靈魂の植物に乘り移りしといふ例に至つては、古史に其例を缺きたれども、この妄信ありしは斷じて疑ひなき所なりとす。

太古人民の考によれば、我國には種々の神ありて、中には情に任せ慾を忍ぶ能はざるもの多し。或は人の夢に入りて供物を求め、或は現に人に化して女子と婚嫁せるなどの話柄に乏しからず。斯くの如き有情なる性質に靈妙の力を添へたる神にして、白日を忽ち黒夜となし、平波を俄に激浪となし、時には暴風を起して家を壞し樹を抜き、時には地盤を震動して山を崩し谷を埋むるに至らしめ、また屢々惡疫をも流行せしめて、幾千萬の人命を奪ふなど、總ての天災地妖、人命の生殺與奪、みな其權内にありと信せば、これ豈畏怖せざるべけんや。これを畏怖すると共にこれを崇拜し、次いでこれが歡心を迎へ、其意に乖かざらんとするは人情の常にして、斯く神意に順ひ、其激怒を宥めんとせるより種々の風習を生じたりき。

神を祭りて願ふ所あらんとせば、まづその望む所好む所を知らざるべからず、是れ占ひの起れる所以なり。太古占ひの法は牡鹿の骨を灼きて、その割るゝ形によりて神意を知り、吉凶を測るものなり。この法は神代よりありて神事の宗源となり、朝廷にては天兒屋根命の裔太占の卜事を掌れり。また琴を彈きて神意を伺ふことあり、さるときは其神琴の上に降り、人に憑りて己れの意を語らしむ。後世陰陽家、及び神子などの術は其起源をこの時に發したるも多かるべし。當時片巫、肱巫等の名あれども其術を詳らかにせず。既に神の意を知れば則ちこれに遵はんとす。神前に酒食を供し、途上に忌竪を立つるな

ざは通常のことにして、敢て奇とすべからず。甚だしきに至りては人身を以て犠牲に供したり。神武東征の時海上卒かに暴風起り、龍艦漂蕩じければ、皇兄稲飯命、三毛入野命、海神を宥めんが爲めに海に投じたまひ、景行天皇の朝に日本武尊の蝦夷討伐の時、颶風烈しかりければ、其妃橘媛は爲めに身を海中に沈めたり。其他仁徳天皇の朝に河内に茨田堤を築きし時、人身を供して河伯を祀りしことなどもありき。

第二節　人情道徳

太古人民の風俗たるや、淳撲にして敦厚なり。其思想は甚だ單純たり。愛情の動くことありて禮制嚴ならず。日出でて作り、日入りて息ひ、飢うれば食を求め、飽けば眠を貪るのみ未だ高尚なる倫理に意を留むるものあらず、未だ聖哲の世に出でて道を説き、世を治めんとするものなかりき。釋迦は紀元前三百年頃に當りて印度に於て法を説き、孔子は安寧、懿徳兩帝の頃、漢土に於て道を教へたりと雖も、我國は尚ほ未開の域にありて道徳の標準をたて世を導くものを見ず。されど人心純潔、慾無爲にして治まり、窃盗せず、爭訟せず、道なきのうち大道自ら具はれりき。斯くの如く未だ倫理の制裁なくして世自ら治まりたりと雖も、時尚ほ鴻荒の運に屬したれば、中には最も不倫にして盲ぶに堪へざる風習の殘りたるは、已むを得ざることなるべし。六月大祓の詞に國つ罪として擧げたるものを見るに、屍体の皮膚を斷つもの、また生人の皮膚を斷つものあり、人の母に通じ併せて其娘を犯すものあり、己の母を犯すものあれば、己が子を犯すものあり、また鷄犬を捉へてこれと姦するものもありき。父子兄弟の關係に就いては當時未だ必ずしも嫡子を立て、家を續がしめざるべからずといふ制もなく、たゞ最愛の子を以て後嗣となしたり、幼を愛するは長よりも遙かに優れるが人情の常なりといへば、父の貧衰を繼ぐものも自ら末子に多かりき。斯く相續の制は情によるのみにして一定の法なかりしが故に、時に兄弟の間親しからずして兵を執りて遺産を爭ふものなきにあらざりき。養子の制は太古より既にあり。天照大神は素盞嗚尊の生める五男神を悉く吾兒として養ひたまひ、崇神天皇の朝には大彦命が稚子を拾ひ我子として愛育せしことなどあり。男女の關係に就いては男尊女卑の風あり。伊弉諾尊の伊弉冊尊に向ひて女人先づ言ふは良しからずといひたまへることあり、女子の謙遜にして一歩を男子に讓らざるべからざる習の神代より既に具はれることを是を以て知るべし。夫婦の道に於ても男子は一時に數婦を有することを得れども、女子は一夫を守らざるを得ず。須勢理媛の歌に曰く、

我が大國主こそは男にいませば、うちも見る島のさきざき、かき見る磯のさきおちず、若草の妻持たせらめ。吾はもよ女にしあれば、汝をおきて男はなし、汝をおきて夫はなし。

これにて當時婦女の節操を徴すべし。男女の相婚するや、貴賤の階級後世の如く嚴ならざりしものゝ如し。また一族の婚姻するは素より厭

ふ所にあらず。叔姪相嫁し、兄妹相結ぶは珍らしからぬことなりぎされども兄弟姉妹の婚姻も皆異母同胞の間に許す者にして、同母のものは縦令ひ其父を異にするも相嫁ずることを禁じたりき。抑もこの風習の由つて起りし所以を尋ぬるに、夫妻居を別にしたるより出でしが如し。當時の風として夫妻居を分ち、別に家を設けて妻を之に住ましめ、夫は之に通ふを常とせり。斯く夫婦居を異にせるが故に情愛は他に移り易く、從うて一夫多妻の狀態にてありしなり。或は一夫多妻なりしが爲めに夫婦異棲の風も起りしなりともいふべし。思ふにこの二つの風俗は相伴うて生じたる者か。かく一夫多妻にして一人の妻は他の妻と家を異にし、地を隔てゝ互に親しく交はるべき道なければ、其間に生れたる兒女も各、其母に養はるゝのみにて互に狎昵することなければ、自ら他人に等しき觀を呈し、從うて兄弟墻に鬩ぐ慣も多かりしなるべし。甚だしきは二妻相互の顏を見ず、名を知らず、其子たるもの如何ぞ同母兄弟の外、別に父を同じくするものあるを知らんや。これに因て壯男少女道に逢ひて相喜び、遂に結んで夫婦となるも、未だ其異母兄妹たるを知らざることあり。思ふに叔姪相嫁し兄妹相結ぶを咎めざる風は、これより出でたるものなるべし。而して血族の身を保たんとするには、たゞに兄妹婚姻を咎めざるのみならず、好んでこれを爲さしむるもありき。されど同母兄弟は同じ膝下に養はれて同胞たること明らかなれば、其婚嫁を禁じたるはまた自然の理なり。また父の數婦を有するや、前に狎れたる婦は漸くこれに厭き、後に求めたるは頻りにこれに親ひこと勢まさに然るべし。從うて前妻の子はこれを忌み、後妻の子はこれを愛し、自ら末子を以て家の嗣となす風を生じたるものなるべし。

斯く叙し來らば讀者は當時の風俗甚だ不倫にして全く情愛に任せたるものなるべしと想像すべしと雖も、さにあらず。未開なりとはいへ既に國家の觀念を有し、上下貴賤の分定まり、社會の秩序も從うて整ひたれば、定まりたる倫理なきが中に自ら犯すべからざる道德の具はりたるを見るべし。されば妻にも其尊卑に從うて正嫡と否との別あり、從うて子にも嫡庶の差ありき。

第四章　衣食住

第一節　住居

貴人は多く屋宇を作りて住したれども、賤民は概して穴居を營めり。殊に土蜘蛛と稱するものは其名の如く土地を穿ちて住せりぢの好んで居を占めんとするは平坦なる地にあらずして、甚だ高からざる山腹若くは丘上を撰ぶ、蓋し是れ曾に敵人の襲來を防禦するに利あるのみならず、土木の術の未だ發達せざる時代に於ては河岸堤坊の工事を營むこと拙きが故に、暴雨ごとに河水の濫溢を來たすは論を俟たず。これが爲に屢々居所を轉せんよりは寧ろ高燥なる地に常住して浸水の害を免るゝ勞なきに若かず。然れどもまた甚だ高き地を選ばざるは食物を得るに不便なればなるべし。

穴居に土窟あり、石窟あり、窟内甚だ廣からず、二疊乃至八疊數許なり、門口の高さは四五尺にして戸ありて開閉するを得べし。今その遺存せるものを俚俗に「いはや」又は鬼の雪隠といふ。稍々進歩せるものにあつては、冬日のみこれに籠り、その外は別にその前面に屋廬を營みて住みしが如し。皇族さへも穴居を營めり、綏靖天皇の庶兄手研耳尊の土窟に住みたまひしことを載せて國史にあり。この習俗は次期に至りては近畿に於て最早存せざりしが如しと雖も、邊僻の土蜘蛛、國栖の族は穴を堀りて閉居せしもの頗る多かりき。景行天皇の朝、武內宿禰の東方を巡察せしとき、日高見（今の陸奥）の蝦夷は、冬は穴に宿り、夏は樓に棲みたりきといふ。

家屋は太古既に八尋殿、齋服殿の稱ありき。天皇の宮殿と神宮とは之を「みあらか」或は「みや」といふ。これを造るには、まづ土を堀り穿ち地中に磐石を埋めて礎となし、その上に一巨柱をたつ、これを天の御柱といふ。尚ほ四方に今の堀立柱の如く柱を埋めたて、梁を上げ、桁を懸く。すべてこれ等を結着せしむるには藤葛を以て繋ぎ固むるなり、その結び目を綱根と名づく。屋根は茅萱の類を以て厚密に葺きその上に圓く劃りたる木數本を列ぬ、これを堅魚木といひて暴風に備ふ。また棟風の兩端高く突出し空をつく、これを棟木または千木といふ。祝詞に下津磐根に宮柱太敷立て高天原に千木高知りてといへるは即ちこの制を贊稱したる詞なり。煙を出さんが爲めに甑の上にあたる屋根の一部をいさゝか葺き殘して窓の如くに開きたる所あり、これを血足といふ。床は高くして昇降のため階を設けたり。民家の宮殿と異なる所は、其制甚だ低くして屋根は宮殿の如く高峻ならず、これを葺く所の草も密ならず、床も從うて低くして階を造るべき要なきにあり。庶民の家には堅魚木を置くことをも憚越なりとて憚りてなさゞりしが如し。今遠江の村家には樓木を上げたるもの多し。また土を以て家の側面を塗り築けるものあり、これを室といふ。夏は冷しく冬は暖かにて寢臥に便なり。厠の下には溝流を通じ、糞尿の水と共に流れ去るやうに構へたり、故に河屋の名ありとぞ。

家屋の前に門ありこれに沿うて垣ありき、石を以て築きたるを磯城といひ、柴を編みたるを柴垣といふ。また繩垣、綾垣なるものあれども、これは後世の幕の如きものにて室內にてこれを懸け、また游獵などの時、地上に張りたるなるべし。

寢臥するには牀に薦を布き、また菅、皮、絹などの疊を繕き、その上に身を置きて更に絹布獸皮の類を以て體を被ふ。神武天皇伊須氣余理媛の家に宿りて歌ひたまはく、

葦原の醜こき小屋に菅疊いさや布きてわが二人ねし

と、皇族の尊きを以てすら、寢臥の狀斯くの如し、況んや臣民に於てをや。

建築に充つる木材は神代の傳說に棄盡鳴尊の檜を以て瑞宮の樹たるべしとのたまへることあれば、諸種の木材のうち、殊に檜を重ずるは、由て起る所深しといふべし。新たに家屋を營み又は建築の業終りしときは親族知人を招きて新造の祝を爲す、これを室壽の

第二節　容儀服飾

魏志倭人傳に曰く、

男子皆露紒、以木緜拈頭。其衣横幅、且結束相連、略無縫。婦人被髮屈紒、作衣如單被、而穿其中央、貫頭衣之。

と、これ當時西南邊陬の風なりしか、また有史以前一般の風なりしか。史家の案ずる所によれば、太古の服制はまづ下肢には褌を穿ち、次に體の上部に衣を被る、衣の長は短くして膝に至らず、袖は筒袖にして行は手頸を限とす。襟は大抵左衽にして上頸(盤領)あり、垂頸あり、上頸は襟を緊く頸に繞らし、紐を以て結びたるものにして、垂頸は即ち近世に行はるゝものなり。次に裳を腰に纏ふ、その長さは脛に及ぶべし。その上に帶を結ぶ、帶は一周りの長さなる細き紐に過ぎず。男女すべて一樣の服を着して、未だ後世の如き差異を生せざりき。また淤須比といふものあり、男女ともに面貌を隱さんがための服と見ゆ、其狀詳かならずといへども後世の被衣の如く頭より被りて衣の上を掩ひ、下は襴まで垂るゝものなるべし。概するに當時は、貴賤に拘らず肌膚を露はすことを忌み、常に衣服を以て身躰に被むたりき。

衣服の料としては、布類最も多くして、稀には絹絁等あり。是等布帛の類を總稱して「たへ」(栲)、また「はた」と名づく、その中粗にして剛きを「あらたへ」といひ、精にして柔かなるを「にぎたへ」といふ。布は楮または麻の皮を晒らして綿を作れるを「にぎて」(幣)といひ、なほ績みて

太古の武人　(第一高等學校藏版)

挿圖四

後、機に上せて織りたるものなり。また苧布あり、その縮みたるを「しぼらき」又「ちゞ」といふ、志奈布、葛布といふもありて卑賤なる者多くこれを用ふ。倭文布といふは布類の緯を種々の色に染めて横條に織り出せるものなり、我國にて花章と稱すべきものなり、はこれを以て始とす。また綺は曇綱錦に似てそれよりも薄く狹し、これ我國固有の錦なり。ずべて布帛類に色を施すには槲、鴨跖草などの植物の花葉、または色彩ある粘土を摺りつけて染めたり。この法永く傳はり、後世に至りても神事には古へのまゝを存し殊に大嘗、新嘗及び賀茂の祭などには猶ほこの摺衣を用ひたり。邊陲にては種子島人の如きはこの後も久しく草裳をつけ、蝦夷の蠻民は獸皮を被りたり。

男子は頭の中央より髪を左右に分ち、兩耳の邊にて結ぶ、これを「みづら」といふ。盛裝のときは頭に草木の枝葉を纏きてこれを飾る、これを鬘といひ、殊に日蔭蔓、眞折蔓を用ふること多し。また冠を以て頭を被ふこともあり。

遙か後に至るまでもあらざりしなり。女子は長髪を一ッに束ねてうの餘りを後に垂れたり。男女ともに髪を梳るには櫛あれどもなほ裝飾品としては、手に手纏、または釧と稱して玉若くは鈴を以て飾れる環を纏ひ、足には脚結を纏きたり、脚結は袴をかゝげてこれを膝の邊りにて結び固むる紐なるべし。これも玉、鈴などにて飾れり。また耳輪ありて耳朶に貫き垂れたり。頸には曲玉、管玉などを貫ける緒を懸けて裝飾とせり、曲玉は形彎曲したるを以て名づく、管玉は筒の形をな

して高玉ともいふ。また平玉といひて碁石の如く扁平なるもあり、甚だ稀なれども三輪玉といふもあり。珠玉の料には青瑯玕、翡翠石、出雲石、水晶、瑪瑙、琥珀、硝子、黄金などの種類あり。

後漢書に、男兒皆黥面文身し、其文の左右大小を以て尊卑の差を別つと記したれども、これ恐らくは邊陬の土民の風なるべし、中國人は却つて文身を蠻風として嫌ひ、剰さへ後に至りては黥刑なるものありて、これを罪囚に科せしことさへありき。日高見國の土族の如きは文身なりきといへり。また同書に男女ともに丹朱を以て身躰を塗る風ありきといへども未だ其眞僞を知らず、果してこれありとするも、たゞ僻遠の地の土人の間に行はれしに過ぎざるべし。

第三節　飲食

太古より既に米、麥、粟、稗、大豆、小豆ありき。傳説によれば天照大神これ等の穀類の種子を得て、これは現しき青人草の食ひて活くべきものなりと詔りて、これを田に種ゑしめたまへることありき。中にも米を重んじ日々の常食に供せしこと今に至るまでも變ることなし、高貴には米を舂きて精げしことあれども、多く玄米のまゝにて炙り或は甑にて蒸して食へり。肉類にては牛、馬、猪、鹿の類より禽鳥魚介に及ぶ、牛馬は農耕に使役するを以てこれを殺すを忌み、多く猪鹿を食ふ。吉野の國栖の如きは蝦蟆の肉を美味なりとして食へり。蔬菜も種類多く、果實には栗、葡萄、胡桃等あり。調味料には食鹽あり、ただ海水を

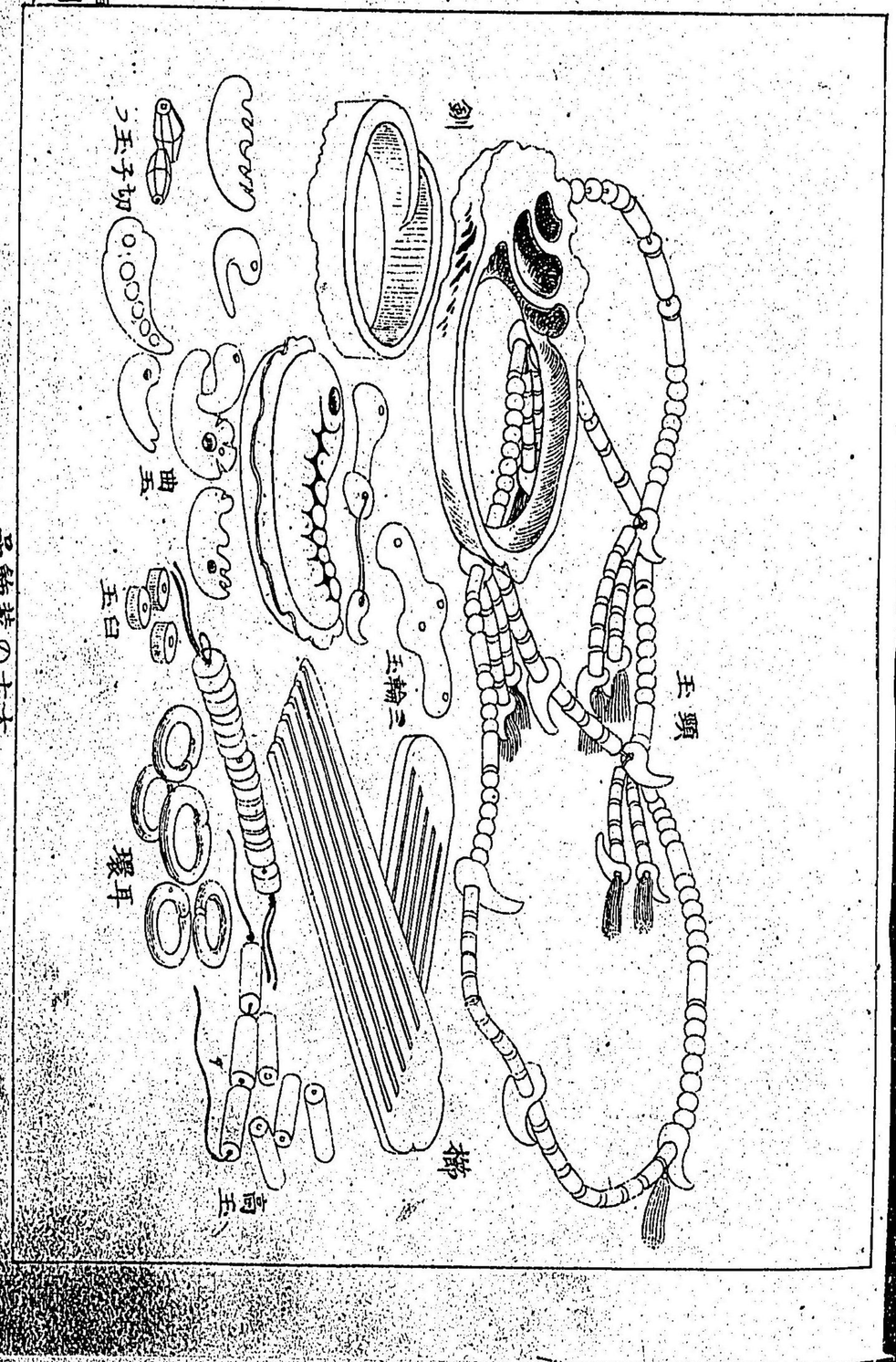

挿圖五　品飾装の古大

煮たるまでにて甚だ粗惡なるものと見ゆ。また山椒、薑根、蘘荷等あれども、味を調ふるが爲めに用ひられたりやは詳ならず。

飲料には酒あり。當時これを「くし」また「き」といへり、蓋し今の濁酒と同じきものなるべし。釀造の法は今日と異にして米若くは果實を口に嚙みて釀したり、この法、今なほ琉球に存せりといふ。また酒を釀す具に臼あり。また酒精分を濃厚にせんがために、幾度も釀すことあり、これを八鹽折の酒といふ。この頃また既に飴を製することを知れりと雖も、後世のものと同じきかを知らず。

飲食の器具には土器及び植物の葉を縫綴せるものあり。土器は「すゑもの」といふ、物を容れて据ゑ置けばなり。これ等は轆轤によりて作りたるが如し。その種類には盛るに椀あり、烹るに甂あり、また瓮、平瓮、手抉などあり。酒を盛るには本陀理、甕などあり、本陀理は秀罇にして注口を具ふ。葉を以て作れる者には平手(葉盤)あり、窪手(葉椀)あり。酒を飲むにもまた葉器を以てすることあり、多くは槲、御綱柏浮爛羅勒などの葉を用ひたり。また食物を盛るべき陶器の上にも葉を布くこと多かりき、これ當時未だ釉藥を施す法を知らず、陶器はすべて素燒なる故に、食物の粘着するを避けんが爲めに葉を布きたるなるべし。

貴人の家にては器皿に魚肴菜酒などを盛り、これを机の上に排列して、神にも供し人も食ひたり、これ百取の机代物の名ある所以なり。机は後世の如く廣き板を滑らかに削りて作れるものにあらず、細き木の枝を同じ程の長さに伐り、これを葛などにて繋ぎ合せ

て作れるものなり、遥か降りての世にも祭祀に用ふる楷机（ともづくゑ）といふものは太古の様を存せるものならん。食物を口に運ぶには箸あり、多くは小竹を以て作れり。

食物の煎炒烹飪一に熱を火に取るなるが炎火はまた闇夜を照らすに要あり、凡そ人類としては發火の法を知らざるはなく、人類學者はまたこれを知るを以て人類たる一特徴とする程なれば我國とても、國開け人居る時、既に發火の法ありとすべし當時火は木と木とを摩擦して發せしめたり、これに用ふる木は大抵檜なり、檜は即ち火の木にして名の因て起る所、言を俟たずして明らかなり、現に此風習殘存し、神社の祠官が神前に供ふる淨火を得んが爲めにこの發火法をなすことあり例之ば伊勢大神宮出雲の大社等にては一の木板に鑿孔を設け、その孔に木錐を挿入し手を以て廻旋する法を用ふ、即ち現今墺太剌利亞「マドラス」錫蘭などにて行はるゝ發火法に同じ、尚ほ進歩しては燧石を以て金屬を鑽る法も生じたり、景行天皇の朝、日本武尊の燧石を以て火を鑽りたまひしとあれども、起原は尚ほ遥かに古かるべし。

第五章　冠婚葬祭

第一節　出産

國民の習性すべて淸淨潔白なるを喜び、汚穢なるものは勉めてこれを避けんとせしかば、人の生れ、または死するも汚穢なりとして、これを避けんが爲めに別に假家を建て、産

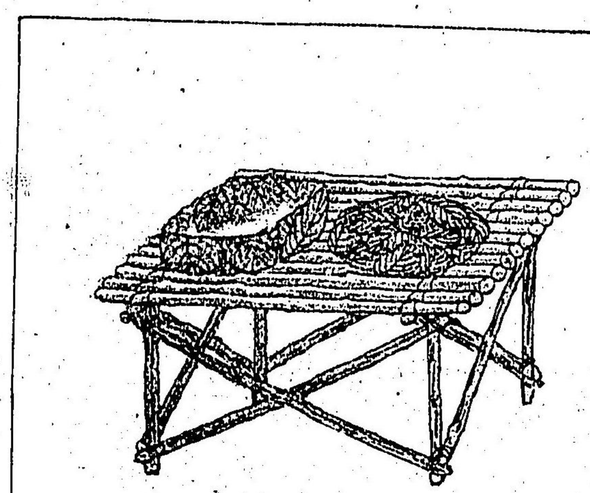

太古の食机及び葉盤

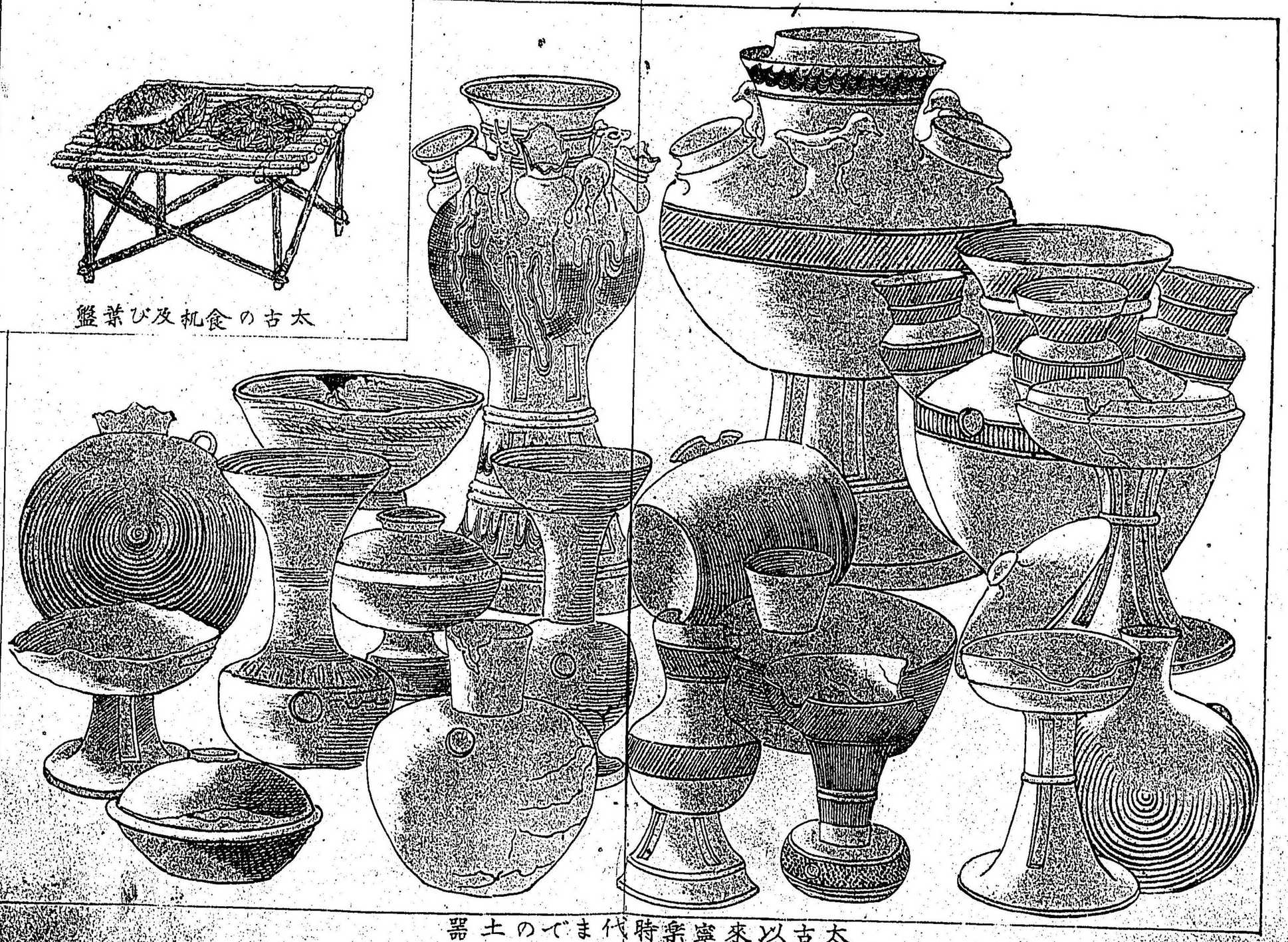

太古以來寧楽時代までの土器

婦または屍躰をそこに移すならひなり。産婦の爲めに設けたる假家を産家といふ。近世に至るまでこの風八丈島に遺り、婦人の姙娠せるものは近傍の高丘に茅屋を建てゝこゝに居らしめ、一人の之を看護するもののなく、また父母死すといへども婦人の茅屋を出づるを許さゞりき。德川氏の時この弊風を矯めんとするものありしが意の如くならず、維新以後に至りて漸く功を奏し殆と熄滅の姿となりたり。

生兒の臍帶を截るに竹刀を用ふることは、既にたの時代より見えたり。皇室にては皇子生るれば先づ壬浴を掌る部民を置く、これを壬生部と稱す。今諸國に壬生村と稱する地あるは、その部民の住みし所なるべし。生兒を養育するには乳母あり乳母は哺乳して産兒を養ふ者なり。其他湯坐湯母及び飯嚼あり、湯坐は兒を浴せしむる婦にして、湯母は兒に飲ましむる婦、飯嚼は飯を嚙み和はらげてこれに食はしむるものなるべし。

生兒に名を命ずるには、うの生れし際に起れる山川草木禽獸などの瑞祥を見て、直ちにこれを名とすること多かりき。されど人名の口碑に傳へ、史書に載せて、世に知られたるものには、その生長して後に功德武勇等を賞したる美稱或は後世よりこれに附したる美稱も甚だ多しと知るべし。

第二節　婚姻

同母兄妹の外、一族の婚姻を嫌はざることは前に述べたり。また貴賤上下を問はざりしことも既に知る所にして帝王の妃を迎へたまふに、卑賤の女子をも嫌はずして或は採

磨より、或は日向より、或は尾張より聘じたまへることもありき。また高天原の人種と我國土着の人種と雜婚し、新羅より歸化せる天日槍の但馬の人麻多烏を娶りて但馬諸助を生みしを見れば、人種の同異をも問はざりしならん。

また一夫多妻の風なりしことも既に述べたり。多くの妻妾のうち、家系の尊きを嫡妻としてこれを「むかひめ」といひ、權利最も強し。八上媛の大己貴尊を避ひ來りしかども、其嫡妻須勢理媛を恐れて逃げたることあり、また仁徳天皇の后磐之媛が威を逞くして天皇を憚らしたまひしこともありき。嫡妻の子を「むかひばら」といひ、また前に娶りし妻をこなみ」といひ、後に婚せしものを「うはなり」といへり。

男女相婚嫁せんとするに際し、女は漫りに私心を以て決せず必ず其父兄に告げて許を受く。父兄その良緣なるを諾すれば贄を婿に贈りて嫁娶の信契とす。後世結納といふは即ち是なり。其贄は種類一ならざれども普通には琴を贈りて婚嫁の表となせり。これ吾妻琴の名ある所以なり。若し夫妻相適はずして離別せんとする時は、夫より其琴を戚家に返す。これを琴戻をわたすといへり。

男子は婦を己が家に迎へず、自ら妻の家に通ふこと當時の風なりき。されば結婚の日にも、夫たるもの妻の家に行き、妻の方にては種々の酒食を机に列べて新夫を饗す。これを机代の物といひて、夫を迎ふる禮物とす。今なほ合巹の式に酒盃を新婦より始めて酌み交すは、蓋し太古の新婦が家の主人にして婿は客たりし風習の遺れるならんか。

第三節　喪葬

葬事は殊に重んじて務めて厚葬をなす風あり。人死すれば別に新屋を作りて殯斂す。猶ほ產婦を容れんが爲に、新たに產屋を設くるが如し。新屋はこれを喪屋と名づく。その中に棺を置き白細布にて裝飾し、種々の禮儀歌舞を行ひ、數晝夜これを守り、酒食を供べて誄詞を奏す。誄詞は死者生前の功勳善行を追想してこれを吊ふ詞なり。かくて後、一定の日を過ぐれば棺を運び去りて土中に埋む。上流の人の埋葬には函簿を列ねてこれを送る。これに從ふ者には岐佐理持とて死者の食物を持ち行く者あり、高貴なるきさきは飯を玉笥に、水を玉椀に盛りて行くもあるべし。また帶持とて葬地を掃洒するもの、泣女とて號泣の聲を擧げて悲哀の情を表するものあり。棺を廻りて幡旗を颺へし、音樂を奏し、手炬を燎やして供奉す。

墓中には死者が日常使用せし食器、兵器、及び裝飾品等を屍体に添へて埋むるを常とす。これ靈魂は不滅にして久しくこゝに留まれば、その使用に供せんとてなり。故に古墳を發堀すれば食器とおぼしき土器、裝飾に用ひし曲玉、管玉或は刀劍の類を獲ること多し。

棺には木製、石製、陶製等あり、木製は殊に板を倘べり。石棺は垂仁天皇の朝に皇后日葉酢媛の爲めにこれを作りしことあるが、その起原は既にこの時代にありしものならんか。

葬墳は平地または丘壟に就いて起し、棺を納むるには外圍に石槨を作り、上に土を盛りて墳を築き、恰も丘壟の形となす。これには瓢形、楕圓形、圓形等の類ありて、貴賤の等級に

從うて異なり。うの周圍には溝を廻らせり。死者生前扈從の臣僕妾妾は、うの傍に葬むるとてあれば、貴人の墳墓には陪塚少なからず。天皇の陵墓は「みさゝぎ」といふ。神武天皇より孝元天皇に至るまでは一定の制なかりしが、開化天皇以後はうの制稍具はり、垂仁天皇より敏達天皇までは略ぼ同制にして瓢形を用ひたり。

魏志倭人傳に曰く、

其死有棺無槨、封土作冢。始死停喪十餘日、當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬、擧家詣水中、澡浴以如練沐。

といへり。棺ありて槨なしといふは、恐らくは民庶の墓制をいひしものか。その他汚穢を忌むに出でたる風、また斯くの如くなりしなるべし。

家に死人あれば、其家を棄て一家族擧げて他に移る風あり。これまた汚穢を忌む習性より出でたるものにして、これを殯屋（もがりのや）といへり。神武天皇以來數十世の間歷代遷都あるもこの風習より出たるものに外ならず。

第四節　祭祀

祭神の典は、素盞嗚尊の暴戾を怒りて天照大神が天の岩窟に隱れたまひしとき、八百萬神天の安の河原に集まり祈禱を行ひてこれを迎へ出せしに始まりきと傳へ、後世祭祀の儀式はこの時の法に則とる。その時の樣は銅鏡を作りて日の神に形どり、天香山の五百箇の眞榊を根こ共に掘り來て、上の枝には玉を繋き、中の枝には鏡を懸け、下の枝には

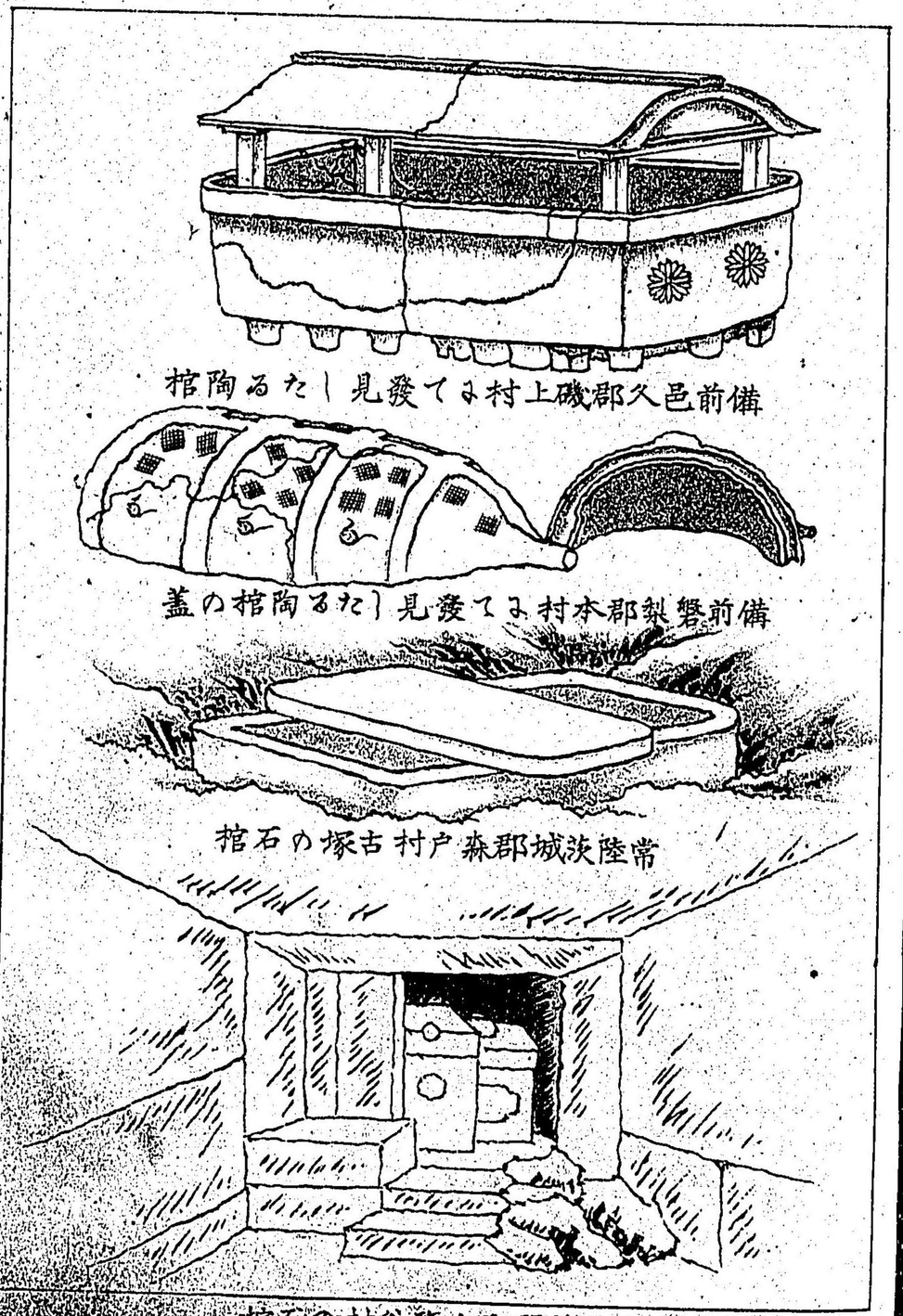

備前邑久郡磯上村より發見したる陶棺

備前磐梨郡本村より發見したる陶棺の蓋

常陸茨城郡森戸村古塚の石棺

出雲神門郡上鹽谷村の石棺

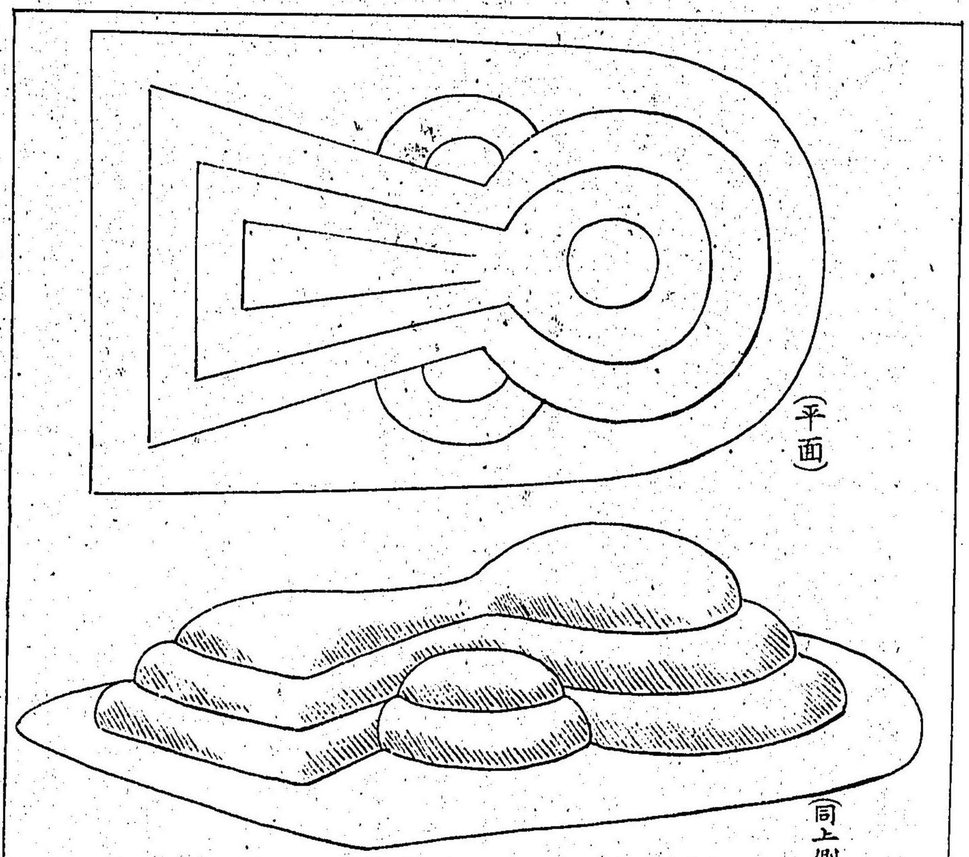

制陵のでまる至に皇天達敏りよ元紀

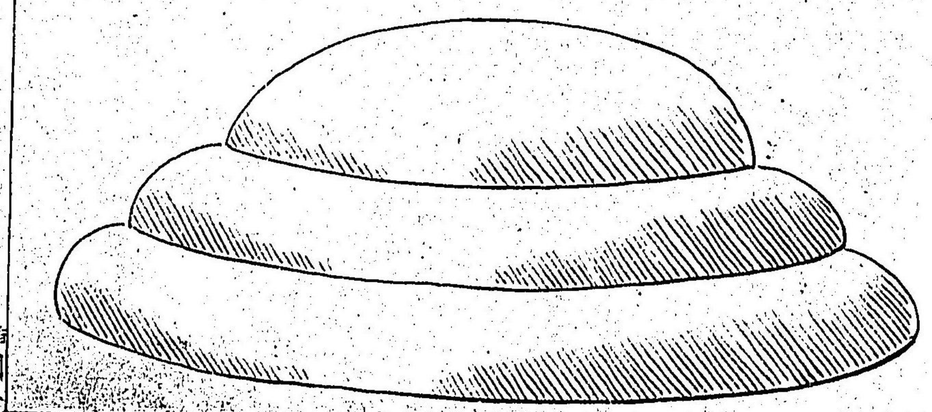

制陵の後以皇天明用

挿圖八

青和幣、白和幣を垂れ、太玉命これを捧げ、天兒屋根命は太詔詞を述べ、また天鈿女命は舞踏をなす（是れ後世神前に舞ふ巫女の始めなりと稱す）八百萬神は天岩窟の前に庭燎を燒き、天鈿女命の舞踏を見て相共に笑ひき。天照太神この聲を聞きて、岩窟の間より窺ひたまへるを、强ひて迎へ出だし奉つりて、端出の繩を岩窟に曳き渡して、復た還り入りたまふことなからしめき。これ即ち祭祀の本源なりと傳稱す。

我國は殊に農耕の業を重んじたれば神を祭るにも、五穀の豐熟を祈るなどのこと多し。大嘗祭（當時未だ大嘗、新嘗の別あらず）は、初め天照大神、高天原にて五穀の種子を得たまひ、これは萬民の食ひて活くべきものなりとてこれを増殖せしめ、その後大嘗の殿に座して新たに収穫したる穀類を嘗め試みたまひけるより起れり。祈年祭、鎭魂祭、鎭火祭なども其起原を神代に發く。また祓は伊弉諾尊に起り、噴罪は素盞嗚尊に始まれり。神武天皇に至りて神社を定め神寶を正殿に安んじ、天兒屋根命の裔中臣氏、太玉命の裔齋部氏共に祭祀を司どる職に備はり、天鈿女命の子孫猿女君氏神樂のことに任じ、その他の諸氏もまた定まりたる職ありき。

祭祀はすなはち祖先を祀るより出たれば、始めは別に宮殿といふべきものなく、たゞ墳墓の前に供物を捧げ祈禱を行ひ、また神籬とて四方に樹木を茂らして神靈の坐をせしを、後には神鏡劍璽等の神器を藏めんが爲めに、神籬のうちに宮殿を建つることゝなりぬ。神供の物はまづ榊葉に幣を添へたるを捧ぐ、これを玉籤といふ。榊は樒樹、木犀、柃、龍眼

木なと神供の木の總稱なりしを、後には龍眼木に限り「さかき」といふことゝなりぬ。次に杖篠弓劍、その外種々の布帛飲食物を供ふること。生きたる人に事ふるに異ならず。されば初穗には和稻荒稻を取り竝へ、御酒は瓶の邊高知り、瓶の腹充て竝べて、御衣は、明妙、照妙、和妙、荒妙、大野原に生ふるものは甘菜辛菜、山に住むものは毛の和物毛の荒物、青海の原に住むものは鰭の廣物、鰭の狹物、奥津藻菜、邊津藻菜に至るまで種々の幣帛を取りそろへて奉つり、また鏡、鈴、笠、馬、女神には麻筒、杵なとを供へ、神事を主とるもの高らかに太祝詞を誦す。祝詞の意は神威によりて國家安穩、風雨和順ならばその報ひとして猶ほ五穀を始め種々の供物を奉らんなとの單純なる願ひに過ぎず。さて斯くの如く神に事ふること生人に異ならざるは、神靈は人と同じく飲食し服飾すと信じたればなり。されを神供の鳥獸菜蔬には火にあてたるものなし、傳說にはこれ伊弉册尊が火の神に焚かれて死したまへば、これを忌むなりといへり。供物を載する臺は千座の置座といひ、當時の食机に異ならず。

國人すべて清淨を喜び、別きて神祇は汚穢を嫌ひたまふとて、祭祀には齋戒沐浴して事に從ふ。身躰を洗滌するは、伊弉諾尊が黄泉國に至り死骸の腐爛せるを見、汚穢に染みたりとて潮水に浸たりて身滌したまひしに始まると傳稱し、禊祓を行へば肉躰の汚穢を去るのみならず、胷中の罪障をも滌き得と信じたり。大祓は水邊に至りて供物を捧げ、菅を割きて幣とし、これを振り搖かして身躰を掃ひ滌ぐ態をなし、以て罪惡を祓ひ得たりとするものなり。爾來二千有餘年、神社の制、祭祀の禮、敢て壯大美麗なることゝなしと雖も、その風簡朴にして純潔、太古の風今に至つて見るべし。

第六章　歌舞

何れの國か太古より歌謠舞樂の人心を慰むるものなきはあらんや。感、中に發し、情、心に動きて、聲に文をなし曲節を附けて、已を慰め人を樂ますものを歌といふ。衆盡鳴尊が八雲立つ出雲八重垣の神詠より、神武天皇が楯並めてと謠ひて士氣を鼓舞したまへる歌、大久米命が忍坂の大室屋にて八十梟帥を斬殺せし時の合圖の歌の如き、これを以て太古歌謠の風を察すべし。當時有名なる歌謠は、後世樂府に於て大歌と稱し、朝會などの節に謠ふことゝなれり。また神武天皇が大久米命を媒として三輪の五十鈴媛と野に會し歌を唱和して意を通じたまひしは、後世の歌垣の始めともいふべし。

舞踏は祭祀に用ひて神意を慰め、また喪葬に用ひて死者の靈魂を喜ばしむること多かりき。天照大神天の岩窟に籠りたまひしかば、八百萬神愁ひて之を迎へ出だし奉らんとて、種々の技をなして禱りし時、天鈿女命、天香山の日蔭蔓を鬘となし、眞折蔓を手繦にかけ、小竹葉を手草に結び、鐘著たる矛を持ち、足踏み鳴らして躍りしを舞踏の始めとすと傳へたり。後世朝廷にて行はるゝ神樂はこの故事を基としたるなり。また彦火火出見尊、兄火闌降命と爭ひ、方を以て水を溢らして之を溺らしたまひしかば、火闌降命苦悶に堪

へず、猿鼻褌を着け、顔に赭を塗り、足を擧げて水に潟れ苦しむ狀をなして、永く汝が俳優の民たらんと誓ひて許を乞ひたりき、これを朝廷にて行はるゝ隼人舞の起原と傳へたり、以て既に顔面を塗り裝ひて舞踏することありしを知るべし。

樂器には天詔琴あり、これ和琴のことなるべし、神功皇后は琴を彈じて神託を請ひたまひ、應神天皇は船材を以て琴を作りたまひしことあり、笛は天鳥笛の稱あれば既に其物存せりとすべし。皷の有無に就いては異論ありて定かならず。

第七章　兵事

我國は武を以て起り武を以て成れる國にして太古既に細戈千足の稱あり、これ兵器の精錬充足の謂ひにて、太古より人民の武事に秀で戰鬪に巧みなること、漢土三韓の人の遠く及ばざる所なり。

神武天皇の東征にあたりてや、親から三軍の將となり、神を祀りてその冥助を仰ぎ、夢の告げ、占ひの誨に依りて方略を定め、また歌謠を以て將士の勞を慰め英氣を皷舞したまへり、其歌に曰く、

楯並て、いなさの山の、木の間ゆと、いもき守らひ、戰へば、我はや飢ぬ、島つ鳥。鵜養が部、今助に來ね。

時に八十梟帥といふものの國見岳に陣を構へて王師に抗し、墨坂には姉炭を置きて拒げり、皇軍乃ち菟田川の水をとりて炭火に灌き、倏忽の間に其不意に出て敵を破らんと企てたりき。當時の軍略また斯くの如きものあり。

征討攻伐の爲めに軍を率ゐて鄕土を發するときは、其首途に供物を入れたる甕を据ゑ、首尾よく凱旋せんことを神に祈る儀ありこれを忌甕を据うといふ。この俗はたゞに征軍の時のみならず、平時の旅行にも爲すべきことゝなりて、永く後世に傳はりたり、萬葉集に

草枕旅ゆく君を幸くあれと、いはひべ居ゑつ、我が床の上に。

とあるは此儀をいへるなり。また忌矢といふことあり、蓋し太古よりの風ならん。これ兩軍相對して戰はんとするに當り、先づ一矢を射交はすに式にて、手初めなれば殊にこれを重んじ神に祈りて放つなり、後世矢合せといへるもこの式の遺れるなるべし。

城堡は、神武天皇の朝に皇師の城を築ける處を、城田といふとあれば、この時既にその設けありしなるべしと雖も其制詳らかならず。垂仁天皇の時に稻城を作りしものあり、これ稻を積みて敵の箭を防ぐものなり。或はいふ稻を藏むる倉は侵掠を避けんが爲めに、殊に堅くし溝を深くするを以て、これに擬して堅固に造れる城を稻城といへるなりと。

女子を軍中に從ふるは柔弱の風なりとて、後世はこれを戒みたれども、太古には然らざりき。將たる者の妻妾を帷幕の中に伴なふもの少からず、また強健なる者は女子も自ら兵を執りて戰ふこと多し、神武天皇の時、八十梟帥が國見岳の女坂に女軍を備へて王師

を拒がしめしことあり。次期に至りても景行天皇の世に神夏磯媛あり、市乾鹿文あり、ともに熊襲の族にして婦女子の身を以てよく一軍の魁となりき。また神功皇后の征韓の功によりても推して知るべし。女子の馬に乗るには後世の如く男子と同じくその背に跨るにはあらず、現今の西洋婦人の如く馬の背に腰かけて両脚を一方に垂れたりき。

刀劍は「つるぎ」といひ、殊に鋭利なるを「つひがり」又は「つむがりのたち」といふ。また小刀あり「かたな」といふ。共に鉛直にして銅若くは鐵にて作れり。太刀は腰間に佩き、小刀は衣裏に藏めて紐にて繋ぐ。されば小刀をまた紐小刀ともいへり。大刀は寶珠形の鐔を有す。故にこれを鐔物と名づく。武人を「つはもの」と稱するは、常に鐔物を帶ぶるを以てなり。

女子は小刀のみを携ふるを常とす。鉾は「ほこ」といひ突くを專用とす。「ほこ」は秀木の義にて形ち穂に似たるがゆゑなりといふ。始めは堅き木材、殊に青杠樹を削りて其端を尖らしたるものなりしが、後には銅鐵を鍛ひて穂先を作るに至れり。當時殊に盛に行はれたるは弓矢にして、狩獵にも戰爭にもこれを用ひざることなし。弓を作るには槻梓規等の材を主とし、矢を作るには鏃は銅鐵を用ひ、矢柄は柳篠等を用ふ。矢を防ぐには楯あり、木にて作り革にて被ひてこれを堅くしたり。甲は「かわら」といひ、身躰を包みてこれを固むるものなり。冑は「かぶと」と名づけて頭を被ふものなり。共に銅鐵の類を以てこれを造れり。その他矢を盛るには靫あり、靫は胸に結ひ、弓絃をして腕を傷けざらしむるものなり。馬具には鞍、鏡轡等ありて鐵を以て造り、靶鏡、鏃等もありて鈴を以て飾れり。

後世土中より發掘するものに石劍、石斧、石鏃等あり、これらをこの時代に使用せる兵器なりと稱するものあれども、ろの實コロボックル人種の用器なること、ろの遺蹟なる介塚より發見すること多きを以て知るべし。我高天原人種は當時既に鐵器時代に入りて石器を製作すること殆どなかりき。

第貳期　韓地服屬の世

紀元五百六十四年(崇神天皇の元年)より
一千二百十一年(欽明天皇の十二年)に至る

第一章　歴史上の概見

此期は三韓との交通の最も頻繁なる時代なり。既に神代より三韓との交通はありしかども、邊陲の民の心々に來往するもの多くて、朝廷より直ちに使を派遣することはなかりしを、崇神天皇の時、韓の大伽羅國、新羅と三巳汶の地を爭ひ、蘇那曷叱知といふものを使として其地を獻じて救を乞ひしかば、鹽乘津彦を遣はして鎭將とせられき。垂仁天皇の朝に大伽羅を任那と改め、我が鎭府を任那日本府といへり。その後も外國との交通をさく〳〵絶えず、神功皇后に至りて親ら軍を帥ゐて新羅を襲ひこれを降だしたまひしかば、三韓これより我に服したりき。

外に爲すところあらんとすれば、先づ內を治めざるべからず、韓地の服屬せる所以を知らんと思はゞ、遡りて內政の整頓如何を見よ。この時代の初めより邊陲の蠻民も漸く王化に懷き國內の治政着々として歩を進めぬ。崇神天皇英邁の君にして百度を興し、四道將軍を諸國に遣はして四方を綏撫せしめ、尋で皇子豐城入彦命を遣はして東國を鎭せ

じめたまひしが、幽僻の地は猶ほ蒙昧にして慓悍なる蠻民の王化に從はざるものあり。西南には熊襲屢々叛きければ、景行天皇親らこれを征し、また日本武尊をして討たしめ、仲哀天皇も親征の軍を發し、神功皇后また人を遣はして伐たしめたまひき。東北は蝦夷、猖獗にして屢々邊境を惱ましければ、景行天皇の時、日本武尊及び吉備武彦これを平らぐ、尋で天皇この地を巡狩し、また御諸別をして上野に在りて東北の蝦夷を鎭撫せしめたまひき。斯くて後、國内の秩序も立ちぬ。崇神帝始めて人民を校し調役を課せらるる、男子は鳥獸、女子は布帛の類を貢するなり。成務天皇諸國に令し國郡に造長を立て縣邑に稻置を置き、また山河を隔てゝ國界を分ち、阡陌に隨うて邑里を定めたまき。

國内の整頓せること斯くの如くなれば、今や船舶を餘して海外を征すべし。神功皇后巾幗の身を以て一たび海外を征して、新羅國王また顔色なし。百濟高麗も相次いで服屬して、韓地全く吾が版圖に入り、爾來方物を貢進することと絕えず。應神仁德の二帝相繼いで民業を勸め、調貢促さずして集まり、世を歷るに從うて倉庫充溢して國家安康、雄畧天皇殊に治政に精を勵まし、外國に鑑みて服制を整へ、大いに工藝を奬勵したまひき。

物盛なれば必ず衰ふとかや、雄畧天皇の前後より韓人貢獻をいたさゞること多く、また三韓互に攻伐せり。我將の彼國を鎭するもの或は韓人の心を失ひ、或は自ら叛旗を擧ぐ。繼體天皇の時、大伴金村政を失して韓人の怨を買ひ、筑紫國造磐井、新羅と謀を通じて叛せり。磐井は久しからずして亡びたれども、三韓鎭撫の諸將は概ね功績なく、新羅遂に任那を滅ぼしたりき。

要するにこの時期は韓地服屬の世なりさされども文學藝術の點より見れば、彼の我より進歩せること數等の上にあり。韓地は支那と陸路相接し、文物技藝をこれに學びて早く文明の域に進めりさされば武力に於ては我軍能く彼を屈せしめたりと雖も、家屋の宏壯なる、服裝の優美なるより始めて萬事すべてわが眼を驚かし、わが心を奪ひぬ。質素簡朴にして足れりとせしもの、これより艶妖の態、眩燿の色を喜び、韓地より文藝の人を聘し珍貴の品を貢せしめ、爲めに風俗の一大變遷を來たせり。

第二章　社會の狀態

社會の組織　上に天皇の天つ日と並び照らしたまふは、萬世不易のこと更めていふも畏こしこれに次いで大臣、大連ありて臣連の人々に首たり、臣連これを伴造といふ。地方には國造、縣主、別、君、稻置、村主等ありて下民を統御す。諸部の民は品部といひ、一村の民、一部の人、各々その家業を守りて他事に移るを得ず。中臣、齋部の祭祀を掌り、大伴、物部の兵政を司るを始め、弓削部、矢作部、鞍負部は兵器を製し、鏡作部、鍛師、玉作部は銅鐵玉石を攻め、土師は陶器を作り、漆部は漆器を出だす。猶ほ賤しき山守部の山を守るあり、これらを總稱して八十伴緒、または百八十部といふ。その職を世

襲するが故に、職の名を以て官名とし、また家號として子孫に傳ふ、これを骨名（かばねな）といひ即ち姓氏なり。これらの諸氏は定まりたる土地を領有す。また皇后皇子には殊に其奉邑を給せらる、これを名代部、子代部といへり。

その後人民益〻蕃殖し、一氏岐れて萬姓となり、名實紛亂してその實を知り難かりしかば、允恭天皇の朝にこれを正さる、姓氏の虚實これによりて明かに、上下の分正しくして貴賤の級定まれり。

生命の生殺與奪を主家の掌中にとらるゝ眞の賤民は、この時代より史に見ねたり。應神天皇の時、甘美内宿禰を紀伊直に賜ひてその僕とし、雄略天皇の時、菟田の人及び信濃、武藏の直丁の面に黥して鳥養部とし、また根使主の子孫を茅停縣主に賜ひて負嚢者としたまひしが如し。

、、産業　田野耕作の業大いに進歩し、池溝を穿ちて灌漑に便し、堤防を築きて河流の横溢に備へ、また道路を通ずること甚だ多し。崇神天皇の朝に、河内の國に依網、苅坂、酒折の三池を開きてより、歷世、池を鑿り堤を築きしこと數ふるに暇あらず。垂仁天皇の朝に諸國に令して池溝を開くこと八百餘と聞ゆ。かくて米穀を得ること多きに從ひ、倉庫を設けこれを貯蓄して凶荒兵亂に備ふるに至れり。また此朝に初めて久米の屯倉を置きて天子の供御に充てしより、屯倉漸く諸國に增加して、皇妃の用度に備ふるものあり、外征の糧食として貯ふるもあり、安閑天皇の朝には一時諸國に廿六の屯倉を見るに至れり。

工藝技術は韓人より學んで著るしき進歩をなせり。應神帝の朝、文學の士阿直岐、王仁と前後相次いで韓より來れるものに鍛冶に巧みなるもの、機織を能くするもの、及び釀酒の法を知れるものあり。また漢の劉宏の裔なりといふ阿知使主父子、十七縣の民を率ゐて歸化せり、これを漢（あや）氏といふ、綾を織るに巧みなればなり。また秦の始皇の裔なりといふ融通王、百廿七縣の民を率ゐて歸化せるを、仁德帝の朝に其民を諸郡に散布して蠶を養ひ絹を織らしむるに、殊に其術に巧みなり、よりて姓を秦公と賜ひたり。わけて雄畧天皇は工藝を奬勵したまひ、吳國より漢織、吳織及び衣縫兄弟を聘せられ、衣縫部を置きて地を撰びて桑を植ゑ、先に歸化せし秦民の子孫は殊に勵精して養蠶機織の業を修めしめられき。建築の術も大いに進歩し應神仁德兩帝の頃より高臺の設あり、雄畧帝の朝には良工多くして樓閣を製する法備はれり。また新たに百濟より來れる民に漢陶部（あやのすゑつくりくらつく）、鞍部（りさかきべ）、畫部（ゑしたりべ）、錦部等あり、仁賢帝の朝には革工を高麗より聘して製革の術を改良せしめられき。』

三韓と交通盛にして賣買貿易の業大いに興れり。筑紫は彼國との往來の要樞に當りたれば賑やかなることいふに及ばず。仁德天皇見るところあり、交通の要津なるを以て都を津、國の高津に卜し、難波の堀江を鑿つて海に通じ、住吉、津を定め、また猪甘、津に橋を架し、大道を京の南門より河内丹比邑に通ぜしめられき。蓋し大阪近岸の開港は遠く源をこの時に發したるなるべし。内地の市場には海石榴市（つばきのいちあ）、阿斗桑市（あとのくはいちあ）、餌香市（かのいち）等盛なり。但し古は市といひても賣買の場のみの名にはあらず、四民來往の衝に當り、老若男女の群集す

るところをすべて市といへり。當時貨幣を用ふること甚だ稀にして、內地の貿易は專ら物品を以てし、韓人との貿買は彼國の錢貨を標準とせしものなるべし。

第三章　教育、宗教、及び惑信

應神天皇の十五年百濟の使阿直岐來れり、天皇これを召し、また其言に依つて彼國の博士王仁を聘せらる、王仁論語及び千字文を齎らして朝に獻ず、皇子稚郎子等この二人を師として學び、能く義理に通じたり。是より先き民間には私に漢學を傳へしものもありしならんが朝廷に於て漢學を講ずるは實に此時に始まれり。蓋し我國太古は文字なし、口より口に傳へて僅かに前言往行を知りしが、一たび漢文を學ぶに至りては、公文官符の如きすべてこれを用ひたるが如し。履仲天皇の朝に諸國に史官を置き、言事を記して奉つり、以て四方の志を達せしめらる。繼體天皇の朝に百濟より五經博士段楊爾を貢し、尋でまた漢高安茂を送りてこれに代らしむ、爾後分番交代して教授せり。漢學の我國に用ひられたること凡そ斯くの如しと雖も、當時は文字を知るに急にして、未だ深く儒學道德の教を究むるに至らず。されどまた上流の人々には儒教の影響も少からず、應神帝の二皇子大鷦鷯命、稚郎子の互に天位を讓り固く執つて動きたまはざりしが如きは、新入の儒教主義と從來の習慣との衝突せるものといふべし。

敬神の念は年を經るに從うて愈々深く、崇神天皇神器と室を同じくするは神威を濟す長ありとて、別に鏡劍を摸造して正殿に置き、神授の鏡劍は大倭國笠縫邑に奉祀し、又天社國社を定めたまふ、神宮を皇居とこれより別れたり。垂仁天皇更に伊勢國度會の五十鈴川上をトし、鏡劍をこゝに遷して天照太神の祠を建てたまふ、宇治內宮是なり。また弓矢刀劍の類をもろ〳〵の神の社に納め、神地神戶をも定めたまへり。雄畧帝の朝に豐受大神を丹波より伊勢の度會に遷座せしむ、山田外宮是れなり。天皇と神祇と既に居を分てり、また物を別せざるべからず、されば履仲帝の世に齋藏の外に內藏を建て官物を收めてこれを神物と區別したりき。蓋し太古、神を祭る場は土を築き籬を繞らして其制概ね墳墓に齊しく、これに次いで屋內にも榮を立て繞らして神籬を造り、また神器を据ゑて齋ひたるばかりなりけんを、この頃より鏡劍などの神種を藏め、また弓矢刀劍などの神器を貯へんが爲めに別に殿を建てゝ其制をほゞ皇居と同うしたるものなるべし。』惑信の多きも前期に於けるが如し。事の左右すべきは漫りに人智を以て臆測せず、神意を伺ひて是非を決す、獄を折め訴を斷するも皆神意によれり。當時裁判の法にて最もよく行はれたるものを探湯といふ、釜中の湯を煮沸し、是非の明かならざる人をして沐浴齋戒して神に盟ひ、各々手纏をかけて袖をかゝげ、更る〳〵釜中の湯を探らしむ、正しき者は其手毫も損傷せられず、僞はる者は直ちに焦爛す。或は斧を火の色に燒きこれを掌上に載せて試むることもあり。應神帝の朝、武內宿禰が弟甘美內宿禰に誣ひられたる時も探湯によりて曲直を折めたりき。また崇神天皇は二皇子の夢をきいて皇嗣を定めた

まへり、こは少しく後世の夢占と異なれども、亦夢を以て疑を決せしものに外ならず。

第四章　衣食住

家屋調度　韓地建築の風を移して家屋も漸く宏壯の觀を呈せり。應神、仁德帝の朝には高臺を建てゝ遠く船舶の出入を望み、或は暑氣をこゝに避け、雄畧帝は始めて樓閣を作りたまひき。また家に沿ひて庭を構へ池を穿つなど園藝の術も進歩したるが如し。絁垣、綾垣の外に帷幕（あげばり）の名あり、絁垣は絁を引延べて垣の如く立て隔つるものにて近世の幕のさまなれば、帷幕は後世の幄にてもあるべし。また「たつこも」といふものあり、狩獵旅行の際など郊野に宿るときに用ひ、席を繼ぎ合せ屏風の如くつくれるものにて立薦の義なるべし。車の名は太古より史上に見えしが雄略帝の朝に至りてその製大いに備はりたるが如し。この時青蓋車などの設ありき。

服飾　韓人に學びて蠶を養ひ絹を織ることの開けたるは既に述べたり。絹を織ること精巧になりたれば、これを重んじて遂には布の上に置き、貴顯は專ら衣服の料としたり。衣服の製作も韓地に受けたるところ多く、雄畧帝の朝には朝服は彼の制に倣ひたりけんと思はる。足に穿つには襪（したくつくつ）沓あり。天智

飲食　食物調理の法も進歩せしならんが詳かに知ること能はず。當時食料としたるものゝ重なるは、米は言ふにしも及はず、魚介には鯛、鯨、鯉、年魚、白蛤、蟹、海鼠、鳥獸には鴫、鴨、猪、

墓墳るたしら続と筒圓輪埴

古墳の崩壞して石槨の露出したる塚穴

挿圖十一

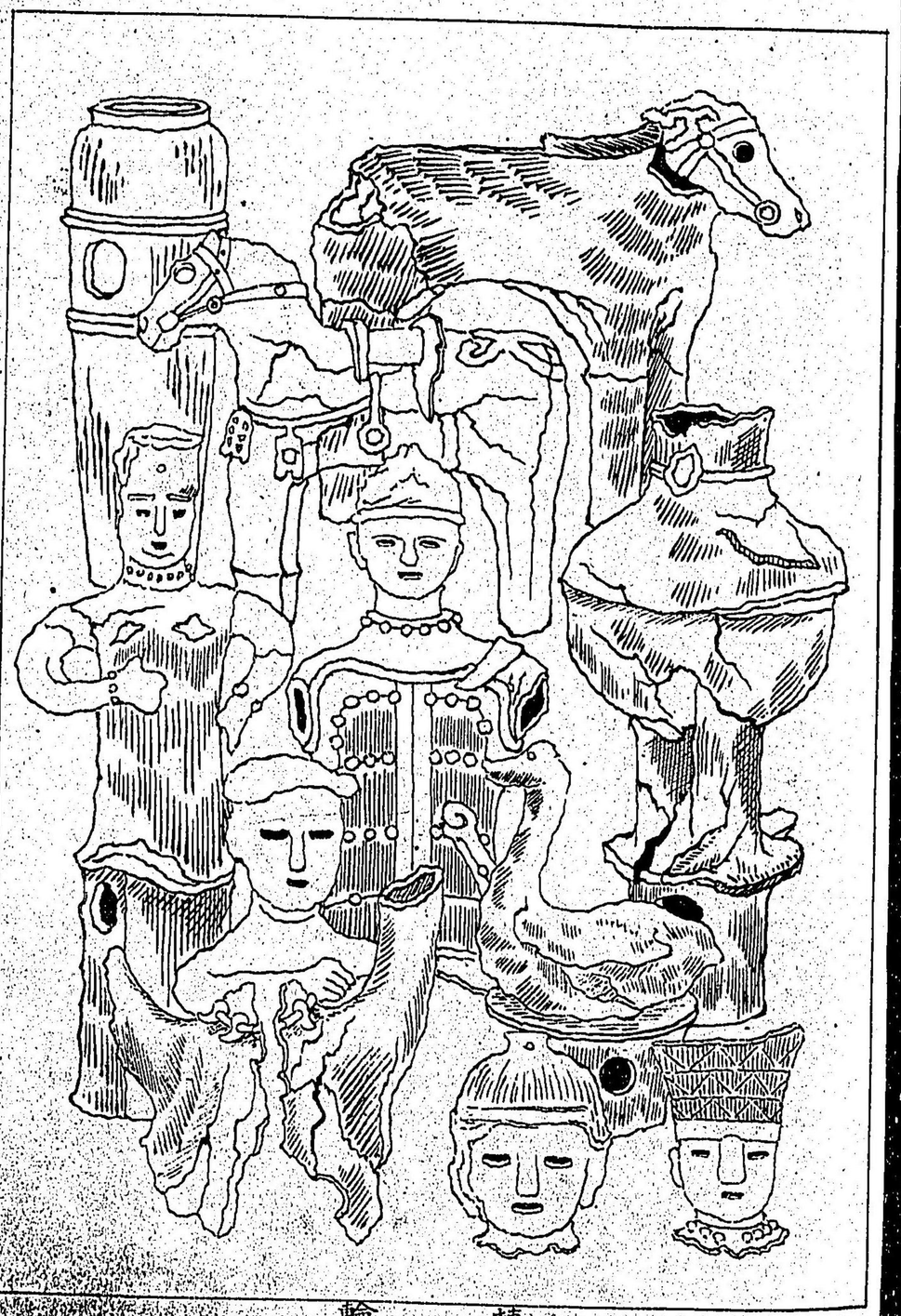

插圖十三

輪　埴

挿圖十一　筑紫國造磐井の古墳(筑後國上妻郡吉田村人形原)

鹿、菜蔬には蕪菜、水葱、芹、蘿蔔、筍、菌などあり、また菱の實をも一般に食用としたり。すべてこれらの食料は前期より既に行はれたるもの多かるべし。今便によりて茲に掲ぐるのみ。橘は垂仁天皇の末年に韓地より渡り來りたりき。仁徳天皇の朝、額田大中彦皇子の河内の闘鶏野に獵せられし時、鹿の狄したるものゝ野中に立てるを見て、この地の稻置を呼び、あれは何ぞと問ひたまへるに氷室なり、土を堀ることと一丈餘にして氷をろの中に收め、茅萩の類を厚く下に敷き上に蓋ひて貯へ置くに盛夏に至るまで消えず、これを水酒などに漬して飲むに清冽比ふべきものなしと答ふ。皇子則ち氷を携へ歸りて天皇に獻せられぬ。これより令を下して冬毎に氷を藏めしめ、春分に至りて取り出ださしめたまへり。酷熱の苦悶を醫すべき好飲料は既にこの時代の中頃より世に用ひられけるなり。

第五章　喪葬

婚姻出産に就ては概ね前期に同じ。埋葬の式も畧ぼ前期とひとしけれど墳墓を作る術は著るしき進歩をなしぬ。屍を埋むるに金銀錦繡を添へ珠玉を口に含ましするなど豪奢の風も大いに增しぬ。雄體天皇の頃、筑紫の國造磐井、驕傲にして生きたるうちより大いなる墳墓を作れり、高さ七丈、周り六丈。塋域南北に各〻六十丈、東西に各〻三十丈、石人、石盾、各〻六十枚を交へ列ねてこれを圍み匝らし、また別區を拂へて石猪を据う、石人は解部に、

裸体のものは倫人に、石猪は賍物に擬せり、ろの他三頭の石馬、三間の石殿、二間の石藏をも作り、規摸の壯大なること實に驚くべきものにして、筑後上妻郡吉田村の人形原に至れば猶ほその遺蹟を見るべし。

葬事につき蠻風を脱して著るしき進歩を爲したりといふべきは殉死の禁なり。垂仁天皇の廿八年に、倭彥命を葬りし時、積習のまゝに近侍の者を生きながらろの墓の側に埋めたりしかば、數日の間え死なずして泣き呻く聲、風のまに〳〵傳はりて皇宮に聞ゑぬ、天皇大御心に哀れとおぼして古の俗なりとも良からぬことは改むるに何の憚りかはあらん、この後は殉死を止めよと仰せられき。さて卅二年に至りて皇后日葉酢媛命の薨ぜられし時、殉死は既に禁せられつ、またこれなきは疎畧なるが如しと思して群臣に謀りたまひしに、野見宿禰ろは生人に代ふるに土偶を以てするころよけれ、出雲國の土師部等を呼び下し埴土を以て人馬器具の形を作らせて用ひらるべしと奏したれば、天皇いたく喜ばせたまひて、この後はこれを以て永制とせよとて、さて土を以て人馬種々の物を作らしめてこれを墓側に樹てさせたまひき。その陵墓を繞りて埋め立てたる形の圈狀をなせるゆゑにこれを埴輪（はには）とは名けたり。現今猶ほ古墳を發掘すればこれを得ることあり、殊に東國の墳墓に多くして畿內のものに少し。わけて有名なるは播磨國千壺村にある古墳とす、その埴輪の種類には單に圓筒をなせるもの、或は人、馬、鳥、蛇等の形あり。

第六章　歌舞

韓國との交通繁くなりては音樂も彼國のを傳へたり。允恭天皇崩御の時、新羅王吊ひの爲めに夥多の貢物と八十人の樂人を上つる、樂人は皆素服して種々の樂器を鳴り響かし、泣きつ謳ひつして難波の津より殯宮に參りたりき。

この頃上下一般に歌垣の遊び大いに行はれたり。歌垣は東國の語にては加賀比（かゞひ）といひ、男女外に出で互に歌よみ交して入り交り遊ぶをいふ。これによりて情を通じ、婚姻の契約もこの會によりて成ること多し。皇子王孫を始め高貴の族のこの遊びに加はることも珍らしからず。常陸國の諺に、筑波山の歌垣に聘財を得ざるものは女の數に得入らずといへり。歌垣は都會にては市の中、村里にては山の上などを撰びて行ひき、津國には歌垣山といふ山あり。その頃常陸人の歌垣に謠へる歌に、

筑波嶺に、あはむといひし兒は　誰がことときけば、かみねあすはけむや、つくばねこ、いほりてつまなしに、わがねむ夜ろは、はやも明けぬかもや。

また同じところの歌垣の歌に、

鷲のすむ　筑波の山の　もはきつの、その津の上に　いざなひて、をとめをとこの　ゆき集ひ　かがふ加賀比に、ひと妻に　われもまじらん、わがつまに人もことゝへ。この山を　うしはく神の　始めより　いさめぬわざぞ、けふの

みはめぐしもなみに、こともとがむな。

をの上に雲たちのぼり時雨ふり、ぬれとほるともわれ歸らめや。

その外の遊戯には苑を起し池を穿ちて鴛鴦、鯉などの美しき魚鳥を泳がして樂みとし、または鷄を鬪はして强弱を爭はしむることあり。池に二俣小舟を泛べて遊樂をなすことも屢〻なり、二俣小舟とは二俣に分れたる材をうのまゝに鑿り窪めたる舟なるべし。うの頃、原野の闢けざるところ多く鳥獸夥だしかりしを以て狩獵大いに行はれしが、仁德天皇の朝に、百濟の酒君始めて鷹を養ひて獻りしかば、帝これを携へて百舌鳥野に獵していたく興にいらせたまひ、それより鷹甘部（たかかひべ）を定めて專ら鷹を飼養せさせたまひき。顯宗天皇の頃は泰平うち續き上下逸樂の運に向ひぬれば、始めて三年の間相繼ぎて三月上巳の日に後苑に幸して群臣と曲水宴を催したまひき。この宴はもと漢土に行はれたる遊びにして、晩春上巳の日、桃花清流の間に會し、觴を水上に泛べて互ひに詩を作り、觴の己が前に流れ來るも詩の成らざるときは罰杯を飲まさるゝなり。我に於てもこれを倣はれしならんか。

第七章　兵事

武具は大體に於て前期と太だ異ならず。幡を陣頭に立て、船舳に樹つること、この時より史乘に見ゆ。鍛冶の術巧妙にして甲冑の製も精緻なるに至りぬ。神功皇后强弩を作りた

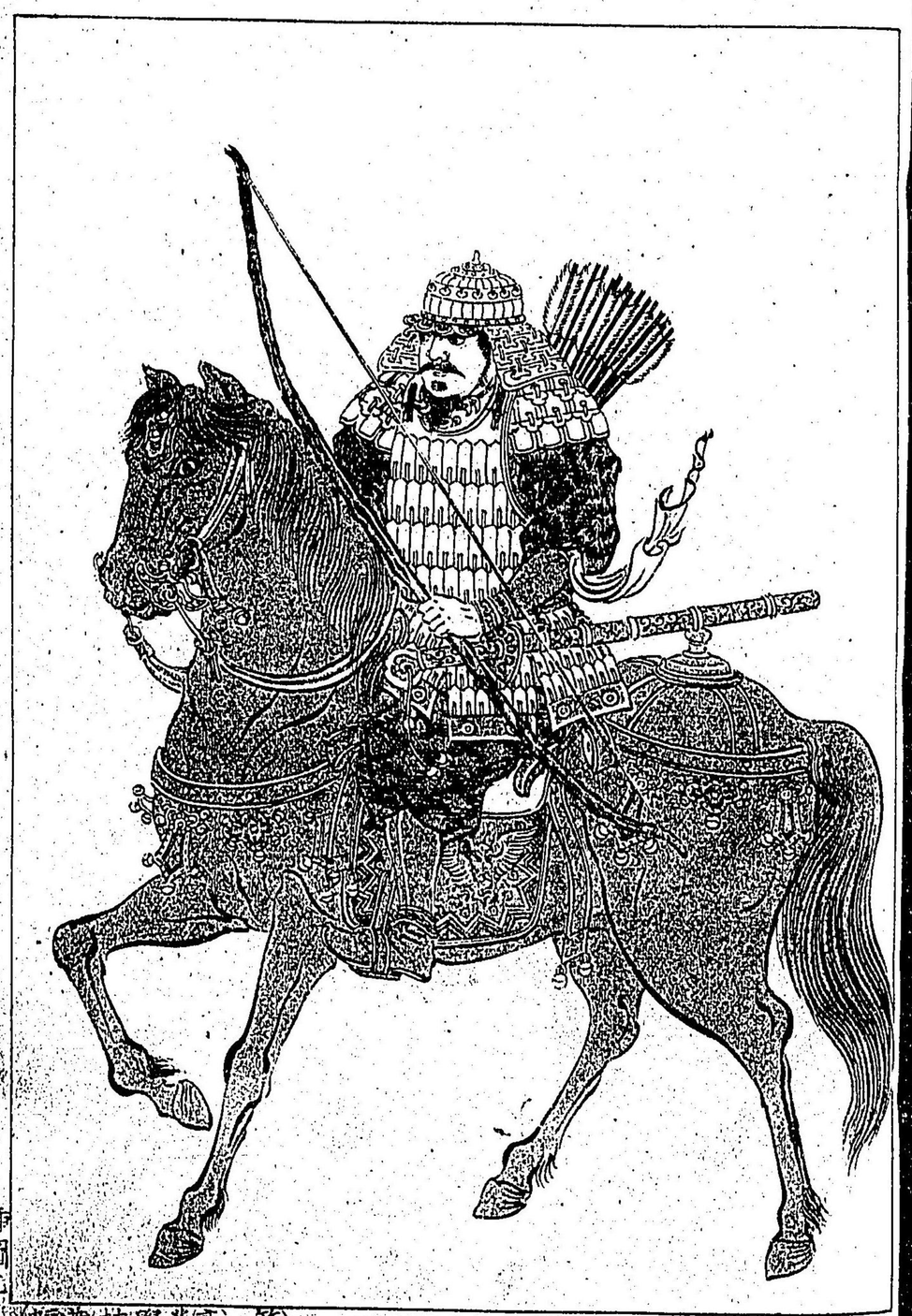

挿圖九

仁德帝時代の武將（第一高等學校藏幅）

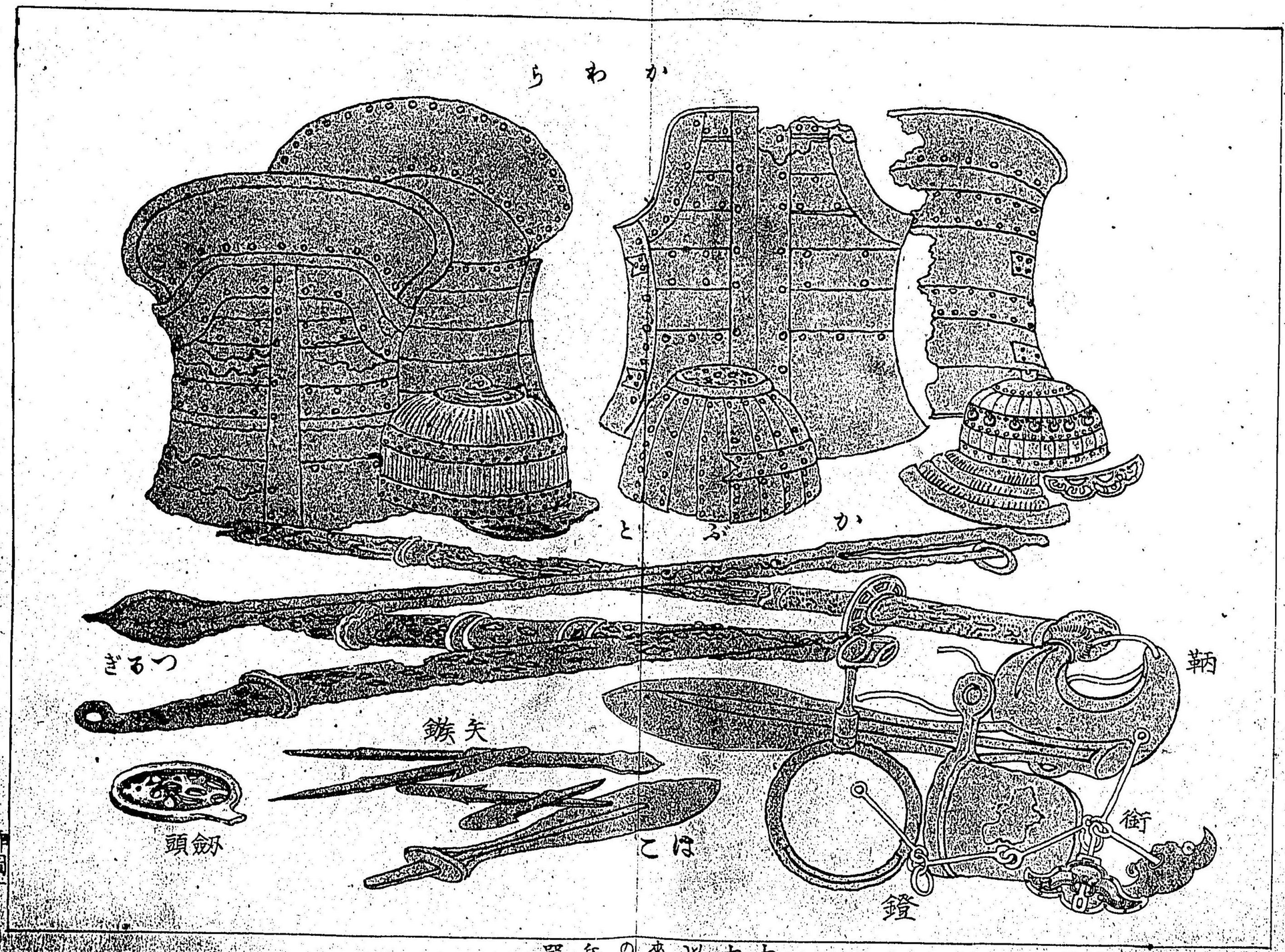

挿圖十

太古以來の兵器

備へて外寇を防げりされど斯く我國の製の彼に凌駕するものもありしが器械を造ることの精巧錬磨に至りては法を彼に仰ぎたること多くして歴弓箭刀劍の類を徴せり。推古天皇の蘇我氏を讃したまへる歌に「蘇我の子らは馬ならば日向の駒太刀ならば呉のまさひ眞鋤」とあるもこの故なり。器の利なるを彼に取りて武力絶倫なる我國人の用ひしことなれば鐵盾鐵的をも射洞して外人を懾服せしめたることありき。これ器具の備はらぬにも拘はらず我國が韓地を服屬したる所以にして細戈千足の稱實に虚しからざるなり。

第三期　佛教渡來の世

紀元一千二百十二年(欽明天皇の十三年)より
一千三百四年(皇極天皇の三年)に至る

第一章　歷史上の概見

臣連家の繁榮はこの時代に至りて極まり、從うて兩家の競爭も其極に達しぬ。偶ま渡來せし佛教を臣家擧げて崇拜し、以て國教となしてこれに依りて政權を握らんとすれば、連家從來の神道を保守してこれに拮抗し、竟には數法を面に着て相爭鬪し、連家敗れ滅びて大臣家獨り熾となり、皇室日に縮盛して至尊逆臣の手に弑せられたまひ、皇族の殲滅せられけるも少からず。

中央政府の施政は地方に及ばず、諸國の國造、伴造等累代世襲の故を以て公私の地を兼併して悉く私領し、收斂を百姓に厚うして所得を政府に納れず、貧婪極りなければ細民は益々困弊し、富豪は愈傲奢なり。內治既に斯くの如し、況んや治政海外の遠きに及ばんや。歷世の帝王任那興復の策を講じたまへども、意の如くならずして、その日本府遂に廢しぬ。されどもこれらの來往の爲めに海外との交通は大いに進歩し、航海の術も著るしく發達せり。時に肅愼(靺鞨)漸く强大となりて、我に通せり。推古天皇の十五年に隋との交

通を始めしより相次いで漢土との來往絶えず、文運の發達し、藝術の進歩せしこと甚だ著るし、殊に上流社會に於ては三韓の風を學ぶを止めて直ちに唐に受け、また間接に印度の俗をも倣ひしかば、風俗の變遷甚だ急切なりき。

第二章　社會の狀態

人民の階級　この時代に至りては良賤の區別、最も嚴重に隔絶せられ、良民は賤民を禽獸視して、漫りにこれと婚姻を結ばず、會ま相通じて子を生む時は、其子を良賤の何れに屬せしむべきかにつきて訴訟爭鬪交々起れり。

良民は賤民を養ひ置きて自家の用に供し、賤民も甘んじてこれが奴婢となり仕へしかば、勢門權家には許多の賤民を有するに至りぬ。厩戸皇太子、四天王寺を造立し、物部守屋の子孫從類二百七十三人を永く寺の奴婢としたまひしことあるにても、當時奴婢の多かりしを知るべし。良家の奴婢を使役するは畜産同樣になせしかば、遂に奴婢賣買のこと始まりたり。奴婢自らも主家の良否を選び、貧困なる主を欺き、身を勢家に委ねて活路を求め、勢家も強ひてこれを留めて、本主に送らざること多かりしかば、大化改新の時固くこれらの弊風を禁せられたりき。

産業　農耕の業、年を追うて發達し、朝廷には公費を以て治水の利を計られたること多し。推古天皇の朝には大倭、河内に數多の、巨池を堀らしめ、山背に大溝を鑿たしめられたりき。皇極天皇の世には、巨勢臣荒人長槭を作り河流を引いて灌漑を便にし、旱魃の際に阿利眞公、高槭を作りて垂水岡本の水を宮中に引き、また高麗より歸化せし僧曇徵は碾磑を創製せり。同じ朝に百濟の王子豐璋蜜蜂を三輪山に放ちて、これを飼養せんとしたりしが蕃殖せざりき。

佛法傳來と共に最も長足の進歩を取りたるは工藝なりとす。まづ建築には、寺塔の造立あり、佛法は新たに傳來し多年我國民の心に浸みたる神道を排して、その位置を占めんとするものなるがゆゑに、少くも國民の耳目を驚かすべきことなくては、これに歸依するものあらざるべければ、布教の方便としても寺院の宏壯華麗を裝ひ、以てその尊嚴を示せしなるべし。蓋し蘇我氏がうの第を以て精舍となしゝ頃は、未だ壯嚴にもあらざりしならめど、厩戸太子が物部氏の田園拾八萬六千八百九十代を施入して建立したまひし四天王寺は頗る宏壯のものなりしならん、うの他、太子は法隆寺、法興寺、廣隆寺、日向寺、元興寺、中宮寺等を建立したまへり。これより先き崇峻天皇の朝に百濟より寺匠、鑪盤工、瓦匠、畫工等を獻りしも皆布教の爲めにして、佛寺堂塔建立の用に供せんが爲めなり。當時の寺塔の梁桁或は蟆股と稱する所などには、花卉鳥獸の形を彫鑿せり。金石の鑄造彫刻も非常の進歩をなせり。推古帝始めて金銅丈六の釋迦像及び脇侍菩薩を造らしめたまふ、其工用、銅貳萬三千貳百斤、黃金七百五拾九兩を要せりといへり。また厩戸太子は伊豫道後の温泉に浴し、その治効を石碑に刻して樹てたまへり。その他法隆寺金堂の藥師佛

釋迦佛像の背銘の如き皆この時代の彫刻なり。繪畫もこの時代より俄かに精巧なる者を出せり、佛像は鑄造彫刻に仰ぐにあらざれば繪畫に依らざるべからず。加之、殿宇堂塔には壁畫を要せしかば、その進歩の著しかりしも偶然にあらず。當時僧曇徵は色彩を施こし紙墨を造ることを傳へたりき、大和國法隆寺なる玉蟲厨子の臺には密陀僧を以て金光明經捨身品中の繪を畫けり、これ實に當時の繪畫の精緻を見るべきものなり。織縫の術の進歩も亦著るし。推古天皇の朝に丈六の繡佛を造らしめたまひ、また欽明天皇の朝には百濟より毳毬一領を獻りたりき。蓋し當時獸毛を以て衣料を織る術も我國に傳はりしならん。

商業の發達また著るしく、諸處に市場を開き、また遠く物を鬻ぎて營業する行商も多く、外船も沿海の津港に碇舶して貿易を營みしかば、欽明天皇の朝には王辰爾を船長となし、船史の姓を賜ひて、通船の賦稅を徵せしめ、舒明天皇の朝には上毛野宗麿に商長の姓を授けたまひき、宗麿は崇峻天皇の朝に吳國より權衡を齎らし歸りし久比の子なり。太古は物の長短、輕重、容量を測るに、未だ度量衡の制なく、長短を量るには咫、握、尋などの名稱あり。咫は大指と中指とを擴げたる長さにして、握は四指の廣さをいひ、尋は左右の兩肘を張りたる廣さなり。たゞ手置帆負、彥狹知の二神、天ノ御量の法を以て大峽小峽の材を伐り瑞殿を造らしたまひしことと史に見ゆれば、神代より既に尺度の制ありと知らるれど今考ふべからず。その後海外との交通頻繁となり工藝の術旺盛となりし時に、尺度のなかりしことあるべからず、されど今は高麗尺のみ傳はりて今の曲尺の一尺一寸七分餘に當れり、後世の吳服尺はこの尺度の變じたるものなり。量もまた其定稱を知るに由なし。顯宗天皇の時、稻斛に銀錢一文とあり、欽明天皇の時、麥種の一千斛を以て百濟王に賜ふとあれば、僅かに斛といふ稱ありしことは知るべきか。權衡の始めもさだかならず。崇峻天皇の朝に上毛野久比を吳國に遣はされしが、歸朝の時、其國の權衡を齎らし歸りしに天皇何ぞと問はしめたまへば、萬物を懸け定めて、交易の便に供する物にして波賀里と稱する由を奏せり、是れ權衡の史上に見えたる始めなり。尋で舒明天皇の十二年に至りて斗升斤兩の法を定めたまひつ、この時の量衡の制は或は唐の貞觀の制に倣ひたるものなりといひ、或は本邦創制のものなりといひ、諸說未だ定まらず。爾來現今に至るまで度量衡の制度變遷なきにあらずと雖も、この書の目的とするところに要なければ一々これを擧げざるべし。

第三章　宗教、及び道德

第一節　宗教、及び惑信

既に述べ來りたる如く、この時代に至るまでは、我國民の觀念には、最も畏れ最も敬ふべきを天ッ神とし、天皇はその裔におはすものなれば、從うて最も畏敬し奉らざるべからず。天位は天神の宗家の繼承するものにして、他の敢て覬覦すべからざるものなりとせり。

さればうの間、皇統の將に絕ゆんとせしことなきにあらざりしも、天位を覬覦せし者は一人だもなかりき。天ッ神に次ぎて國ッ神あり、うの他衆人の神として祭祀せしものには其祖先あり、勳功偉業を奏せし古への人傑あり、抑もまた造化の神ありしにもせよ、皆報本反始の意に出でしものにして、未だ一の宗教として見るべきものはなかりしなり。

然るに韓人との交通益々頻繁なるに及びて、この報本反始の教の外に、一の宗教を傳へ來りたり。繼體天皇の朝に韓人佛像を傳へたりしかども、國人皆韓土の神なりとて崇信するものなく、獨り南梁の司馬達等、大倭の阪田原に居りて、これを奉じて懈らざりき。爰に欽明天皇の十三年、百濟の聖明王使を遣して、金銅の釋迦佛像一軀及び幡蓋、經論を獻じ、表を上つり佛の功德を讚して、この法は諸法中に於て最も殊勝にして解し難く、入り難く、能く無量無邊の福德果報を生じて無上菩提を辨ふに至るべしなど奏せしかば、天皇もいたく歡びたまひ、群臣を召して、その佛像の相貌端嚴なることを示し、禮すべしや否やを問ひたまひしに、大臣蘇我稻目はこれを迎へて崇信せんと奏し、大連物部尾輿、中臣連鎌子はこれに反して、我が國家の天下に王たるは恒に天地社稷百八十神の守護あるを以てなり、春夏秋冬祭禮を事とす、今改めて蕃神を拜しなば、恐らくは國神の怒を致さんとて、その奏を斥けぬ。されば天皇も試みにひとりこれを稻目に授けて禮拜せしめたまふ。稻目悅びて小墾田の家に安置し、向原の家を淨捨して寺となせり、これ我國佛寺の始めなり。然るに會ま國中に疫癘流行して、人民を斃すこと夥しかりしかば、尾輿、鎌子等はこれ神譴なり、宜しく佛像を棄つべしとて、天皇に請ひ、これを難波の堀江に投じ、火を伽藍に放ちて悉く燒棄てゝけり。かくて一時佛法は廢棄せられたる如しと雖も、元來天皇は心を佛に傾けたまひ、稻目も竊かに韓人をして佛像を貢獻せしめたりしかば、佛法の再興期して待つべかりしなり。

敏達天皇の時、蘇我馬子は父稻目の志を繼ぎ佛法を修せんとて、高麗の僧慧便を師とし、佛殿を宅の東方に經營して、彌勒の石像を安置し、司馬達等の女、善信尼等の三尼を請じて大齋會を設けぬ。この時司馬達等、佛舍利を齋食の上に得て、馬子に獻つりしかば、馬子益々佛法を崇信し、石川の宅に佛殿を修し、信心をさ〳〵懈らざりき。然るに惡疫復た流行し國民を斃すこと多かりしかば、尾輿の子守屋、鎌子の子勝海等天皇に奏し請ひて、自ら蘇我氏の寺に至り、殿堂を毀ち、佛像を燒き、燼餘を難波の堀江に沈めまた善信尼等を捉へ其衣を剝ぎ撻ちて禁錮せり。されど惡疫は益々猖獗にして天皇もこれに罹りたまひ、守屋もこの疫に冒されぬ。時人竊かに評して佛像を燔きし罰ならんと言ひあへり、これを以て見れば當時既に世人の佛に威靈あるを信じ佛教に心を傾けしを知るべし。

この後馬子も病に罹りしかば、天皇に歎願して己れ獨り佛を信ずることを許され、またかの三人の尼を還付せられしかば、これを迎へ新たに精舍を建てゝ禮拜せり。敏達天皇病益々重りて崩じたまひ、次に立ちませる用明天皇は崇佛の志淺からず、また敏達の子廐戸皇子信仰の心篤くおはして、馬子と佛法を興隆せんことを約し、終に守屋等を佛敵と

して其一族を擊ち滅ぼしたまひき。かくて今は排佛の徒なかりしかば、佛法の興隆は旭の昇るが如く、傳來の後七十二年にして、寺四十六ヶ所、僧八百十六人、尼五百六十九人ありき。厩戸太子の憲法第二條に曰く、

篤敬三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人非貴是法、人鮮尤惡能敎從之、其不歸三寶何以直枉、

と、されば既に佛敎は殆ど國敎の姿となりき。

京都崇佛の風は熾なりしも、地方の人民は猶ほこれを信せず、只管に神を敬ひ、汚穢を忌みまた屢々淫祠をも奉じたりき。ろの頃駿河國不盡河の邊にては、橘樹、曼椒等に生ずる蠶の如き蟲を祭れる者ありて、常世神と稱し、この神を祀らば貧人は富み、老人は若やぐと傳へしかば、村民皆これを信じて、家にある酒菜六畜の類を悉く路傍に棄て、清座を設けてこれを祭り、歌ひつ、舞ひつ、財貨を棄てゝ新福を待ちしに、その功もなかりしかば、秦河勝といふ者、巫祝を懲らしてろの妖妄を禁じたりき。

汚穢を忌む風習は益々旺にして、面識なき者は認めて汚穢なるものとし、曾に其人のみならず、ろの携ふる物に觸るゝも猶ほ汚穢に感ずと信じ、頗る戒心する所ありしかば、これが爲めに種々の惡弊を養成したりき。例之ば邊疆に役せられし民の事を了へて鄉に還らんとする途にて、會ま病に罹りて路に死すれば、路頭の家は強ひて同行の人を留め、何が故に吾が路にて死せしむるかとて祓除を課し、また河に溺れて死せるものあれば、これに逢ふ者は死人の同行者を捉へて、何が故に我を溺人に遇はしむるかとて祓除を課せり、されば兄弟路頭に斃るゝも葬らず、水に溺るゝも濟はずして逃るゝこと少からず。また路に飯を炊けば路頭の家はこれを忌みて祓除を課し、また甑を持たざる者は路傍の家にて甑を借りて炊ぐ風なりしが、其甑物に觸るゝことあれば、また祓除を課せり。斯くの如き陋習の爲めに旅人の困難することと少からざりしかば、大化改新の時には悉くこれを禁せられき。

第二節　人情道德

佛法は勸善誡惡の點に於ては儒學と異なることなきも、過去未來を說き、輪廻應報を敎ふるに至つては、猶ほ一層幽玄なる理を含むものなりしかば、天皇もこれに心を傾けて未だ曾て斯くの如き微妙の法を聞かずと讃したまへり。しかも佛敎は彌陀といふ佛ありて一心一向にこれを信仰すれば、現世の罪惡は消滅し、來世は淨土に生れて、無量の福德を得べしと說きしかば、我國民は神と天子との外に、猶敬ひ畏れざるべからざる佛陀のあることを知れり。而して天皇親らもこれを崇信祈請したまふに至りしかば、佛陀の威靈は神よりも天皇よりも勝りたることを證せり。佛像佛殿を燔きたる後、天皇の守屋と共に疫疾に罹りたまへるを見て、佛罰と評せしを見れば、人心の傾向いはずして知るべし。蘇我馬子の崇峻天皇を弑し奉りし時、聰慧なる厩戸皇子もこれ過去の報なりとて、逆臣を誅せらるゝことなかりき。

推古天皇の世に厩戸皇太子憲法十七條を制定したまへり、この憲法は宮に法典として見るべきのみならず、また德教の摸範となすべきものなり。就中左の

一曰、以和爲貴、无忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和下睦、諧於論事則事理自通、何事不成。

三曰、承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下效、故承詔必愼、不謹自敗。

四曰、群卿百僚、以禮爲本、其治民之本、要在于禮、上不禮下不齊、下無禮以必有罪、是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治。

六曰、懲惡勸善之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其諂詐者則爲覆國家之利器、爲絕人民之鋒劍、亦佞媚者對上則好說下過、逢下則誹謗上失、其如此人、皆無忠於君、無仁於民、是大亂本也。

九曰、信是義之本、事有信、其善惡成敗要在乎信、群臣共信、何事不成、君臣無信、萬事悉敗。

十曰、絕忿棄瞋、不怒人違、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共是凡夫耳、是非之理詎能可定、相共賢愚如環無端、是以彼人雖瞋還恐我失、我獨雖得從衆同擧。

十四曰、群臣百僚無有嫉妬、我既嫉人、人亦妬我、嫉妬之患不知其極、所以智勝於己則不悅、才優於己則嫉妬、是以五百歲之後乃今遇賢、千歲以難得一聖、其不得聖賢、何以治國。

十五曰、背私向公是臣之道矣、凡人有私必有恨、有恨必非同、非同則以私妨公、恨起則違制害法、故初章云、上下和睦、其亦是情歟。

といふが如き、これ正に一篇の道德經にしてらずや。

當時の佛徒はなほ弘教の始めなれば勉めて教旨を奉じて謹愼ならざるべからざるに、推古天皇の朝に斧を執りて祖父を毆ちたる僧あり、天皇聞こしめし、諸寺の僧尼を悉く召し集めて、これを推問し、事實ならば重く罪せんとしたまひけるに、百濟の僧觀勒表を上つり惡逆の者を除きて、その他は悉く赦さんと奏請しければ、天皇これを聽して僧正、僧都、法頭を置き、僧尼を撿校せしめたまひき。

この時代には上命下に及び難く、人心皆射利に傾きて、强者常に弱者を制し、猜慾の爲めに驅られては妻は夫をも欺くべく、臣は主をも亡はんとし、彼此軋轢して爭鬪休まず。この時に於て儒教的の德育を以てこれを匡濟せんとするは迂なり、寧ろ佛教の現世を泡沫夢幻と喝破して、樂は來世の淨土にありといふに如かざるべし、厩戸皇子が佛教を以て國教となさんとせし心、或はこゝにあらざりしか。然れどもこの教未だ京畿にも遍からず、德義の壞亂日に甚だしく、諸國もこれが爲めに動搖するに至りしかば、更に法律の制裁を仰ぎて、その嚴正なる範圍のうちに道德の壞亂を匡正せざるべからず、かくて社會改新の必要は日に日に迫り來れり。

佛教渡來の世

第四章　衣食住

住居　雄畧天皇以來、建築造營の術大いに進歩せしが、佛教の傳來と共に寺院の造立あり、寺院は印度、支那に於けるが如く、瓦を以て屋根を葺きしかば、始めて瓦屋根を見るに至れり。然れども皇宮を始め臣民の家屋は、猶ほ茅草を以て葺きたり、これ後の齋宮詞に寺を「かはらや」と呼ぶ所以なり。皇極天皇の飛鳥の宮を建營せらるゝに當りて大極殿を建て、殿内に甃砌を敷き、始めて屋上を瓦葺にし、宮闕を板葺になし、皇宮の四面に十二門を設けたまへり、故にこれを板蓋宮（いたぶきのみや）といへり、是れ全く唐風に摸倣せるものなり。その頃、蘇我入鹿が大倭の甘檮岡に建築せる第宅は邸外に柵を構へ、兵庫を設け、門毎に水槽及び木鉤を置きて火災に備へたり。其父大臣蝦夷が畝傍山の東に造りたる第宅には池を鑿ち、城を築き、庫を起して箭を儲けたり、これ等を以て當時家屋の制の積極的の程度を窺ひ得べきか。

服裝　この時代の初めに至るまでは男子は髮は「みづら」に結びたりしに、推古天皇の十一年十二月に始めて冠位の制を行はれしより、位階あるものは結髮の樣を一變せざるべからざるに至れり。是より以前も冠といふものなきにはあらざりき、爾はあれど上世は未だ冠を以て人の尊卑を別つ制はなかりしを、この時より支那の制に倣ひて始めて冠位の沙汰あり。其冠位は大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智の十二階ありて、各當色の絁を以て縫ひ、緒を以て頂を撮り摠べて嚢の如くし、緑を着けたり。大德小德は紫色、大仁小仁は青色、大禮小禮は赤色、大信小信は黄色、大義小義は白色、大智小智は黑色を當色とす。翌十二年正月より此制を實行したまへり、されば有位者は冠を着けんが爲めに、兩耳の上に髮を結ぶことを止めて、頭頂に於て一髻に綰ぬるに至れり。されども無位の者及び未成年の者は從前の如く猶ほ「みづら」に結びたりき。また小兒は「ひさごばな」とて髮を前額に結びたるさまを瓢の花の如くになすあり。さて新制の冠を被むる者はまた髻華髮を挿むに由なかりしかば、これを廢したまひ、朝儀大禮の日のみ冠の結緒に挿ましめられき。十九年に藥獵を行はれし時、大德小德の位ある者は金の髻華を着け、大仁小仁は豹尾を着け、大禮以下は鳥尾を着けたり、以て當時服裝の漸く華美に趨きしを知るべし。かくて隋と交通せるより、邦人は彼の文化を欽慕し、只管彼の風に摸せんとしたり、隋にては左衽を夷狄の風なりと卑下せしかば、俄に右衽に改むる者も多かりき。その十三年には朝禮を改定して諸王諸臣には褶（うはみ）を着けしめられき、褶は褌の上に着くるものなり。

飲食　佛教渡來の食品に影響せること尠からず。釋氏の主眼とする十善には第壹に不殺生なる法誡あり、この法誡のためには漁者も網を裂き、獵師も弓を折るべければ、動物性の食品の供給は、寔に減少せざるべからず。然れどもこの時代に於ては佛法の弘布猶ほ甚だ幼稚なりしかば、この影響もさまではあらざりしならん。

第五章　冠婚葬祭

第一節　婚姻

貴賤の區劃甚だ嚴正なりしより、貴族平民は賤民を蔑視して、これと肩を駢ぶるをさへ恥とせしかば、互に婚姻を通ずることは素よりなかりき。また同じ貴族平民の間にも氏族を擇ぶこと甚しくして、土師氏の如きは世々喪儀を掌れるを以て、これを卑下して婚姻を通ずることなし。氏族を擇ぶに最も簡便なる婚姻は、太古より傳へ來りたる異母兄妹婚姻なり。されば儒教傳來の後數百年を經たれども、猶この時代に至るまでこの風世に行はれたりき。

夫妻の間に於ける弊風も起りぬ。妻妾の夫に放たれて年を經し後、他に改嫁せんとするに、前夫の後夫に財物を貪求して利とする者あり、また勢を恃める男の浪りに他女を要し、未だこれを娶らざるに、女の自ら他に嫁したるを嗔りて、兩家の財物を求むるもあり、また夫を亡へる婦の、十二十年を經し後、再嫁して他の妻となり、また始めて嫁や者あれば、斯の夫婦を妬みて強ひて祓除せしむるものあり、また人の妻となり、嫉はれて離るゝものゝ、特り惱まさるゝを慚愧するにより、強ひて事瑕の婢となるあり、また屢々己が婦の他に姦せらるるを疑ひ、好みて官司に訴へて決を請ふ者ありしかば、斯くの如きは明白なる三證を得て後に顯陳すべく、浪りに訴ふべからずと令せられ、大化改新の際、悉

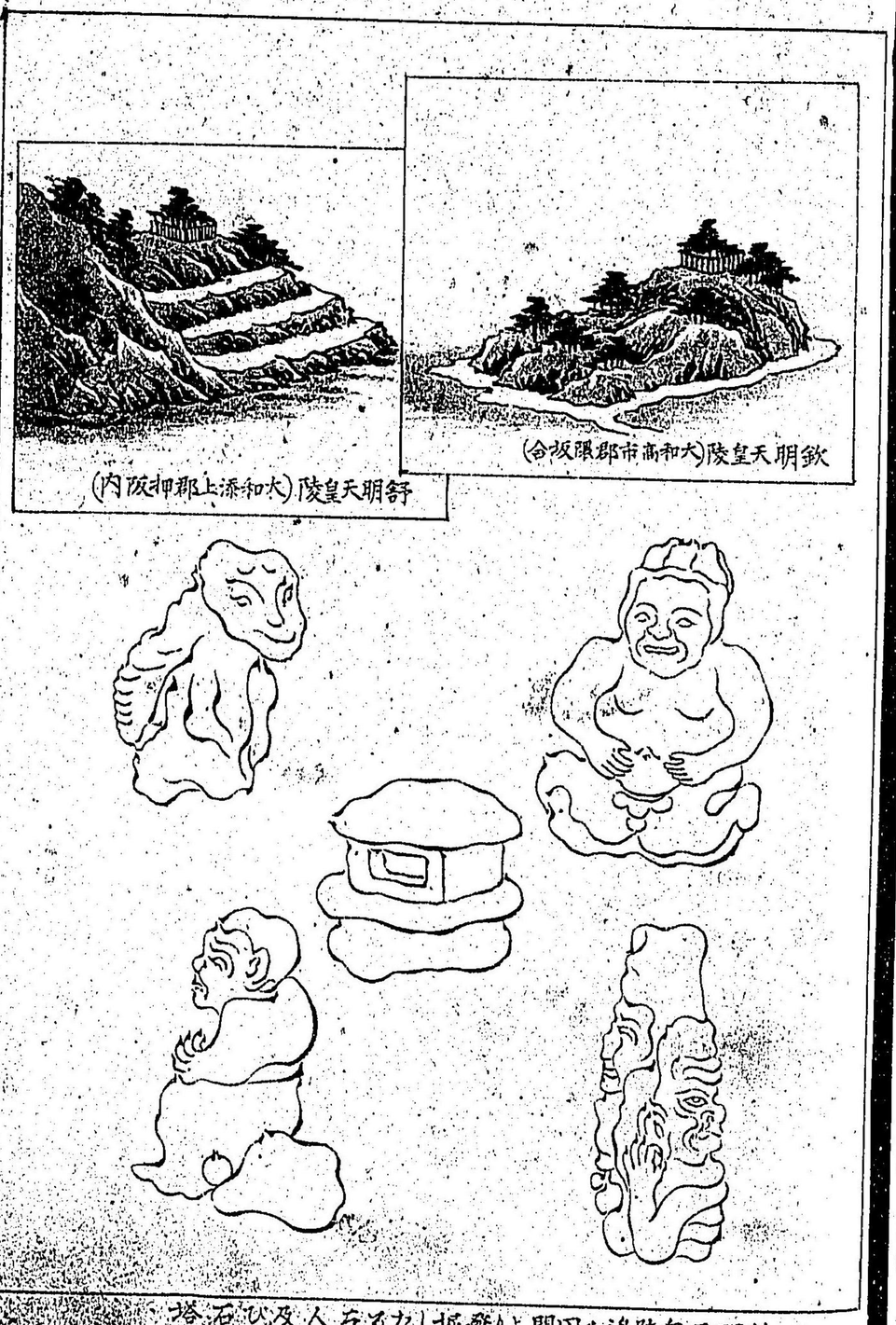

欽明天皇陵（大和高市郡眞弓坂合）

舒明天皇陵（大和添上郡押坂内）

欽明天皇陵邊の田間より發掘したる石人及び石塔

插圖十四

くこれ等の弊風を禁せられき。

第二節　喪葬

垂仁天皇の世に殉死を禁せられしが、年を經るに從ひ、其禁自ら弛み、この頃に及びて、其風また旺となりぬ。人の死せし時、或は自經して殉し、或は人を絞殺してこれに殉せしめ、或は強ひて死者の爲めに寶器を其墓に藏め、或は髮を斷り、股を刺して誄することなどありき。されば大化改新の際、固くこれを禁じ、もし禁に違ふ者あらば、必ず其族を罪せんと令せられき。

第三節　祭祀、佛會

神道と佛教とは衝突の觀なきにはあらざれど、朝廷にては佛教を崇信せるが爲めに神祇の祭祀を忽諸にしたることはなかりき。我朝廷の佛法を納れしは、神道に於ては死後の世界を深く論ずることなけれども、佛法は未來に關して幽玄なる理を以て說くものなれば、死後の事を依賴するには佛法に依らざるべからざればなり。欽明天皇の朝に天下大いに風吹き雨降りたりしかばこれを卜はせたまふに、加茂の神の崇なりといひしかば、四月吉日を涓してこれを祭らせたまひき。その後五穀豐かに稔りぬ。これより瑞と、して例年四月を以てこの神を祭らる、後世盛なる加茂祭はこの時に緒を開けるなり。そも加茂社は山背國加茂川の邊にありて、別雷神こゝに鎭座ましませり。

佛教渡來の世

佛に對する儀式は日々に盛となりぬ、敏達帝の十三年に蘇我馬子佛殿に齋を設け、推古

帝の十三年に元興寺に齋を設け、これより四月八日、七月十五日の兩日を以て諸寺の齋會となせり。その他、佛に祈請する爲めに寺塔を建立し、また僧徒を招きて誦經せしめしこと甚だ多かりき。

第六章　歌舞遊戲

浮屠家の祭儀供養には必ず舞樂を奏す、されば佛法渡來して、諸寺の齋會も設けられければ、こゝに伎樂の必要起りぬ。推古天皇の朝、廐戸皇太子は工人に課役を免じ伎樂を傳習して世業となさしめんことを奏せられければ、天皇これを聽るしたまひぬ。この頃百濟より歸化せる味摩之といふ者あり、曾て吳國に游びて伎樂の術を得て大倭の櫻井に住みたりしかば、少年を集めてこれを習はしめらる、眞野首弟子、新漢齊文の二人その伎を傳へぬ。爾來唐樂狛樂ともに盛に行はれたり。

推古天皇の十九年五月五日、帝始めて菟田野に幸し、藥獵を行ひたまへり、群臣これに隨從する者、皆衣冠の奢靡を競ひて鮮麗を極めたりき。蓋しこれ唐土にて五月五日に藥草を採る風習あるに倣ひたるものにして、人心佛教に傾くに及び殺生を忌み、百草を拾うて以て鳥獸を狩るに代へけるなるべし。蹴鞠もこの時代の末には既に行はれたりき。

温泉も既に諸所に發見せられ、土人の療病の爲めに浴するもの多し。當時有名なりしは伊豫の道後、攝津の有馬等なり。高貴の人も屢々これに遊びしが如し、舒明帝の如きは宿痾の爲めなりしか、有馬に四ケ月、伊豫に五ケ月の間も駐めたまへりき。

第四期　寧樂時代

紀元一千三百五年(孝徳天皇の大化元年)より、
一千四百五十三年(桓武天皇の延暦十二年)に至る。

第一章　歴史上の概見

この時代は前期に次ぎて漢土の制度文物の輸入に力を盡したる時代なり。當時彼國は唐代の盛世に當り、百般の事物燦然として見るべかりしかば、我君臣皆これを摸倣せんことを務め、屢々遣唐使を送りて交誼を結び、彼の開明を我に導かんとせり。今漢土に學びてこれが爲めに大變遷を生せしものを數ふるに、其主たるもの凡そ四あり、曰く法制、宗教、文學、及び工藝美術是なり。

是より先き蘇我氏の專權既に久しく、其勢朝野を壓かし、皇威もこれが爲めに蔽はれしが、皇極天皇の朝に入鹿父子の誅せられてより、大權皇室に復りて日月明かなり。時に官職世襲の弊年を追うて繁く、盛族土豪、土地人民を私して國家の制漸く亂る。折しも外交大いに開け政務多端にして、改新の要日々に切なりしかば、皇太子中大兄、藤原鎌足と議して制度を定め從來の積弊を矯正したまへり。其制たるや、貢賤の等を明にし、戸籍の法を定め、部曲の民、私有の田莊を廢して盡く國有となし、班田租庸調の法を立つ。また官制、

朝制を定め、神祇、太政の二官を置き、太政官の下に八省あり、考課選叙の法を設け、職務の世襲を改め、人々の能に從うて官位を授くべく、すべて此等の制度は概ね隋唐の制に據り、我國體及び風習を參酌して議定せるものにして、紀元以來郡縣の制是に於て始めて立ちたり。その後天智天皇令十二卷を撰定せしめたまひ、天武天皇の朝にこれを補訂せられしが、文武天皇に至り更にまた修正あり、これを大寶律令といふ。律令の修定斯くの如く多く、歷朝の帝王、國家の經濟に心を潛めたまひしかば、風化邊陲に及び紀綱大に張りたり。天智天皇の世は紀元一千三百廿二年より一千三百三十一年に至る中興と稱せらる。御帝崩の後、壬申の亂起りしかども、天武天皇これに繼いで英邁の譽あり、皇子草壁、忍壁等これを輔けて英武俊拔の才あり、元明、元正の二帝巾幗の身を以て政治に志篤く、聖武孝謙の二帝は佛教に沈湎したまひしが、また能く國威を保ち、押勝、道鏡の變幸も幸ひに大害に至らずして止みたり。

（手ヘンニス）

佛教、文學、工藝は前期より彼國に學ぶところ多かりしが、この時代に至りて益々甚だし。殊に佛教は君王臣僚ともにこれを信ずること深くして、殆と國教の姿となりぬ。爾來一千有餘年、現今に至るまで我國に佛教を信ずるもの多きは、實に根柢を此時に固めしものなり。佛教と相率ゐて漢學大いに行はる。天智帝の世、始めて學校の設けありてより儒學を修し、詩文を學ぶこと遊だ盛にして、片假名、平假名の出でたるも、皆彼國の文字より胚胎したるもののみ。またこれらの進歩に伴うて、物質的開化の增進したることはいふまでもなし。此時代の工藝美術は今に於ても人これを賞賛して措かざるにあらずや。』

內地の交通は大いに開けぬ。蝦夷は前期より不穩の色ありしが、齊明天皇の朝に阿倍比羅夫舟師を率ゐて征討し、その全土を服從せしめ、後方羊蹄に郡領を置き、尙ほ進んで肅愼を擊てり。故に蝦夷地方は概ね我版圖に入りぬ。韓地は戰亂多く我師これを征服せんとせしかども利あらず、朝貢年を追うて減じ、屢々外征の軍を出だしたれども常に意の如くならずして、天智天皇の時これを放任するに至りしかば、遂に我版圖にあらずなり出。故に我版圖は西方に縮みて、東方に延長せるなり。

第二章　社會の狀態

第一節　社會の組織

大化以前には、氏姓と職事と相關りて、大臣大連を始めつぎ〳〵の職も皆その氏姓につき定まれる職ありて、材の優劣を問はず、子孫奕世これを襲ぎたりき。こゝに大化元年に至りて郡縣の制を布き、世襲の職を止め、改めて八省百官を建て、國司郡領を置く。大化大寶の制、すべて太政官の上に神祇官ありて、敬神の意自ら顯はる。太政官は大政を統轄するところ、太政大臣、左右大臣、大納言これを掌どり、立法、司法、行政のことを與らざる所なし。太政官の下に少納言局、左右辨官局の三局及び八省あり、八省とは中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內の諸省にして、これに職、寮、司の諸局を分ちて、一切の政務を分管す。諸國

には從來の國造、村主等を廢して國司、郡司を置き、舊國造の時務に堪ふる者は郡司に擧用せりずべて諸官司には長官、次官、判官、主典の別ありて、これを四部官といへり。大化以前は百官世職にして遷替することなければ、從うて考績任叙の法もなかりしを、大化の改新より官職世襲の制廢せられたれば、こゝに出身任叙の制を定めざるべからず、かくて貢擧考課の制起り、大寶に至りて備はりぬ。身を官途に立てんとするものの大學または國學に入り、學成りて試科に及第して、官位を得るを貢擧といふ。また父祖の蔭によりて位階を得るを蔭位といふ。官吏の階を進めんには考課の法あり、百官の行爲功過を錄して品第し、其功績如何によりて選叙進退を定むるなり。

古は氏姓と職業とを一にし、姓職によりて尊卑の等級自ら明かなりしかば、細かなる位階の制はなかりしを、推古天皇の朝に始めて冠位十二階を定められてより、官職と位階と別あり。位に從うて相當の色を定め、當色の絁を以て作れる冠を位驗として賜はりたり。大化三年七色十三階に改め、その後屢々改正あり、尊卑の等級を明かに區別せんが爲めに位階の數漸く多し。大寶元年に至り諸王臣の位を別つことゝすべて四十八階、この時より冠を賜ふことを停め、代ふるに位記を以てせらる。この位記は永く明治維新に至るまで變革なかりき。

姓は臣、連、伴造、國造の類、氏は中臣、齋部の類をいふ。太古以來我國は官職の名を以て氏姓の名とし、これに因て尊卑の階級を立てたりしが、大化の新政に世職を廢せられしかば、族制政治の習ひはこゝに絶えしが如きも、積習遽かに改まらず、門地を重んずる風は尚ほ古に襲らざりき。天武天皇の白鳳十二年、新たに眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置の八姓を定め、眞人は皇胤に賜ひ、忌寸は秦漢諸族に賜ひ、道師は藥師、畫師の如き藝術の職に賜ひ、臣連をば遙かに下に貶したまひたり。かく八色の姓を分たれしも、これを天下の各氏に賜ひたるにあらざりしかば、其沙汰を蒙らざりしものは、猶ほ從來の姓を冒せり。故にこの後にも國造、伴造、直、史、縣立、村主等の姓を有せるもの少からざりき。これより先き、天智天皇の朝に諸氏の氏上を定められ、大氏の上には大刀を賜ひ、小氏の上には小刀を賜ひ、伴造の氏上には干楯弓矢を賜ひ、その民部、家部を定め賜ひしことありしが、天武天皇の朝に至りて、また諸氏の氏上を定めて各々申送らしめられき。されば猶ほ氏上を崇敬する風は依然として存し、各氏に氏の長者ありて私權の上より其氏の事を統理したりき。嵯峨天皇の弘仁五年にまた姓氏の紛亂せるを以て、姓氏錄を編して萬姓の由來を明かにし、これを大別して皇別、神別、蕃別の三とせられたりき。

大化以前は臣、連、伴造、國造などの部曲、みな私に田莊を有し、封建土着の姿なりしかば、別に俸祿の制も立てられざりしが、大化の改新に私民田莊は悉く官に收められしかば、これより食封俸祿を定められ、其法次第に備はりぬ。祿秩の種類には季祿、食封、位田、職田などあり、季祿には絁、綿、布、鍬を給し、食封は戶口を封ず、位田、職田は位階官職によりて給せらるゝなり。その外臣下に給せらるゝには功田、賜田、公廨田あり、厨料節祿あり、衛士仕丁

などには大根を賜ひ、また月毎に米、鹽、醬等を賜ふ。また貴位高官の人には隨身の官人をたまふ。親王に給ふるを帳内といひ、五位以上の諸臣に給ふるを資人といひ、在位官に給ふるを事力といふ。平安時代に隨身、舍人といふもこの類なり。

田地は全國民に平均に區分して給せらる。これを口分田といひ、男は二段、女はその三分の二を定制とす。大寶の制には百姓の空閑の地あれば、これを開墾して私有の田とすることを許されたり。賦稅の種類は田に租ありて稻米を納め、身に庸ありて夫役に出で、家に調ありて布帛鐵鹽ろの他種々の土宜を貢す。若し故あるときは租庸調を許さるゝなり。

賤の別は前期より其別嚴重にして雜婚を許さず。然れども或は良賤の私に相通じて子を擧ぐるあり、或は良民の貧困に陷り、姓を賣りて奴婢となるもありて、其弊なかに多かりしかば、大化改新の時良賤につきての法を定められつ。良家の人は父に屬し、賤民の子は母に屬し、奴婢の良民と通じて生みたる子は皆奴婢に屬せらる。天武天皇の朝にまた良賤の別を明かにし、百姓の子の父母に賣らるゝは賤に從ひ、弟の兄に賣られるもの、金錢を借りて返すこと能はず、これを贖はんが爲めに債主に入れられたるもの、貸息一倍して賤に沒し、及び其子の奴婢に配して生みたるものは皆良に從はしめ、良民は黃衣、奴婢は皂衣を服せしめらる。大寶の制に尋常の公民、及び雜戶を良民とす。雜戶とは紙戶、百濟戶、樂戶、雜工戶、鼓吹戶、船戶、鷹戶、狛戶、染戶、雜供戶、藥戶、乳戶、酒戶、鍛戶、園戶、泥戶、氷戶、筥戶などの官府に隷屬するものにて、尋常の公民に比すれば拘束せらるゝこと多けれど、良民と婚嫁するを得るものをいふ。賤民には陵戶、官戶、家人、公奴婢、私奴婢の五種あり。官戶は位置最も高く、陵戶、家人、これに次ぎ、公奴婢はまたこれに次ぎ、私奴婢最も劣れるものなり。

神武天皇の時、大伴部、久米部の禁軍を掌り、宮門を衞りしより其子孫累世兵事に與りて世襲の武官たり。また百姓も自由に刀劍を帶することを得しが、大化の改新に部曲世襲の職を廢し、刀甲弓矢は悉く天武帝の朝に諸王諸臣に武事を習はしめ、騎兵步卒の制を定めらる。持統帝の朝に諸國の壯丁四分の一を點して兵となして武事を練習せしむ。徵兵の法此時より始まり、大寶に至りて益々備はれり。大寶の制、全國の壯丁を通算し、その三分の一をとりて兵とす。諸國には大抵五六郡毎に軍團を置く。その中より入りて京城を衞るを衞士（えじ）といひ、毎年交代して出でて邊陲を戍るを防人（さきもり）といひ、三年毎に交代す。征討の役あるときは更に軍隊を編成せらるゝなり。平安の朝王政の衰ふるに及び、諸國の兵亦弱にして用に中らず、それよりまた武官の職を世々にするもの多く以て武家時代に至り徵兵の法は遂に廢せられたり。

寧樂時代

概するに此時代に於ては當局者何れも意を政治に留むること深く、屢々政令を發して德澤を全國に被らしめんことを期したれば朝綱大いに張りたり。されど交通の便、猶ほ未だ開けず、諸國の官人の私利を貪ぼり、公益を害するもの多く朝廷の主意も邊陲には通

達せざることあり、或は巡察使を置きて監督をなさしめなどして、諸國の政治を矯正せんとすれども、意の如くならず、天平寶字年間に七道の巡察使、復奏して、國司の公平の政をなすもの一人もなしといふに至れり。されば國司には膏腴の地を占領するもの多く、或は細民に貸すべき租稻を私用し、或は官物を己の有とし、利厚くして財計甚だ豐かなりしかば、京官となるを願はずして外任を望むもの多かりき。當時の社會に殊に權威ありしは僧侶なりき。前期以來佛法大いに弘通し、勢日日に盛なりしかば、從うて佛に事ふる僧侶の朝野に崇敬せらるゝこと篤く、玄昉の聖武天皇に崇重せられたるが如き、道鏡の孝謙天皇に寵嬖せられ政治の大權を握りたるが如き、みなこの時代に於て見るところなり。

第二節　民法

民法は大化の改新より、天智、天武兩帝の改正を經、大寶の令によりて備はれり。今大寶の制に據りて當時民法の綱要を示さん。

戸口　一戸は戸主と家口とより成る。五戸を併せて保となす。保は互に保助し、其一人を長として撿察をなし、非違を造することなからしむ。一戸逃走する時は保うの責を負ひてこれを追迹し、また租調を代納せざる可らず。一戸は數家集まりて成り、兄弟叔姪已れ已れの妻妾子女奴婢を率ゐて同籍す。されば一戸にして百人に過ぐる者あり。戸主は其長となりて一戸を統理するものにて、また戸頭とも家長ともいひ、嫡々相繼いで立ち、伯父、叔父は尊屬なりと雖も、戸主となることを能はず。女子も戸主となり得るものにして、たある條件により別戸をも爲すことを得れども、二十歲以下、寡妻妾はこれをなすことを得ず。

繼嗣　男統により嫡子を立つる法なりといへども、若し嫡子なき時は他にこれに代ふるものなかるべからず。三位以上の嫡子なく、また有れども罪疾あるは嫡孫を立つることを得、嫡孫なければ次を以て嫡子の同母弟を立つ、同母弟なければ庶子を立つ、庶子なければ嫡孫の同母弟を立つ、これもなければ庶孫を立つ。四位以下は嫡子を立つることを得るのみにて、嫡孫を立つることを得ず、但し氏の宗たるものは勅旨によりて嫡孫をも立つるを得るなり。この制の斯く嚴密なるは蔭子蔭孫の制に關すればなり。斯くて嗣子とすべきものなき時は養子を爲すことを得、養子たらん者は四等親以上の眷屬にて、養父との年齡十五歲以上を距てざるべからず、異姓の男子を養へばこれを罪す。

婚姻　男は年齡十五以上、女は十三以上にて婚嫁することを得、みな祖父母、父母の意に從ふべし。媒人ありて女の家に請ひ、契約調ひてさて雙方にて婚主を定む。嫁女は先づ祖父母、父母、伯叔父、姑、兄弟、外祖父母にその由を告げて協議せざる可らず。祖父母、父母の大病に罹り或は獄中にあるときは婚嫁することを得ず。

結婚の約定まりて未だ其式を擧ざれば、夫たるべきもの、

(一)事なき故に三ケ月を經るも婚を成さゞる時、(二)逃亡して一ケ月に及ぶも還らざ

る時、(三)外蕃に沒落して一年に至るも歸らざる時、(四)徒罪以上の罪科を犯したる時。

此四ヶ條の一あるときは、女の方より請求して破約する得るなり。

既に婚を成したるものも、左の箇條あるときは、女家より請うて離婚改嫁を成すことを得。

(一)夫の外國に沒落して歸らざる時、子あらば五年、子なきは三年の後、(二)夫逃亡して出でざる時、子あらば三年、子なきは二年の後。

また既婚の夫妻の間に於て妻を弃つるに七去の箇條あり。七去とは其妻なるもの(一)男子を生まざる、(二)婬佚なる、(三)舅姑に事へざる、(四)饒舌なる、(五)盜竊したる、(六)妬忌なる、(七)惡疾ある、このうち何れか一ヶ條あるときは、妻を去ることを得べしと雖も、猶ほ祖父母、父母等尊屬の許諾を乞はざるべからず。また次の條件あるときは離縁するを得ず、(一)舅姑の喪を助けたる、(二)娶る時賤くして後に貴くなれる、(三)歸すべきところなき、但し義絕（妻が夫の亂族を毆傷し、また夫、を害せんとする類なり）惡疾はこれに拘はらずして去ることを得べし。また先きに和奸をなしたるものは、後に至り法に從ひて嫁娶するも、猶ほ官令によりて離婚せしむ。離婚には必ず其趣を記したる夫の證狀を要す。離婚の節は妻の齎らし來れる財產、奴婢の類は妻の家に歸しやるべきものとす。

妾は大寶の制には妻と同じく二等親となす、されどもこれを重ね娶ることを禁じたり

身分によりて婚姻の制限あるものあり。王は親王を娶ることを得、臣下は五世王を娶ることを得、賤民は良民と結婚することを禁じて當色に於てなさしむ、若し或る事情の爲めに良賤の夫妻となりて子を產みしときは、情を知らざるものは良に從はしむ。されどもこの制後には亂れて良賤の間に擧げたる子は、情を知ると知らざるとに拘らず、皆良民に編することゝなりたり。

財產處分　家人、奴婢、田宅、資財を讓與するは財主の意に任して爲すことを得、財主死したる後證據灼然たれば、其證に從ひて處分し、財主處分せずして死し、其證亦不明なれば財產分配の法に從ひて處分す。法とは嫡母、繼母及び嫡子は父の遺產を分ちて各々二分を得、庶子は一分、女子、姑、姊妹の未だ嫁せざる者、養子、及び妾は各々一分の半を得、僧尼、不孝の子、前夫の子、及び改嫁の妻妾は分配に預ることを得ず。

右財產總計の外に、氏の財、功田、功封は男女嫡庶を論せず、平均に分配す。妻の所得は夫の死せる場合には總計の中に編せざれども、母の資格にて死すれば、男女嫡庶を論せずしてこれを等分するなり。

賣買貸借　財產は賣買することを得、田園、宅地、奴婢等は官司を經、公劵を得て後これを爲すべく、馬牛の類は相對の私劵に保證人の連署あれば可なり。倉庫、家屋、其他の貨物は保證のみにて立劵に及ばず。賣買の時現價を拂はず、和談の上償期を約するを懸といふ。

稻米貨財の類は、また貸借するを得。

貸借に二種あり、利子を附するを出擧といひ、附せざるを單に貸借といふ、されど後には貸借にも利子あるに至れり。出擧には公私の別あり、公出擧は官府より人民に貸すものにして、私出擧は人民相互の貸借にして、中には僧尼は利子を取りて貸すことを得ず、官人は所部の人より借ることを得ず、皇親五位以上は其所に於て出擧することを得ず。其利子は六十日毎に取り、元金の八分の一に過ぐるを得ず、四百八十日目に元利同金となれども、この日數を過ぐるも一倍に過ぐることを得ず、稻粟を貸す場合には期限を一年とせり。返濟の期至りても辨償し得ざるものは其財產を資らしめ、尙ほ不足なるは其身を勞役して償はしむ。貸借に保人あれば、貧債者の辨償せざる時はこれが責任を負はざるべからず。また始めは財產の如何なる種類も典質することを得しが、田園を質物とするは富家兼併の弊を增し、民業を妨ぐるを以て天平勝寶三年に宅地田園を質に入ることを禁せられき。其他これ等の貸借に關する制定は、世を經るに從うて弛れ、私出擧稻の如きは、聖武天皇の朝に至りて全く禁せられしかども、今の如くならず、僧侶の如きも禁を犯して金穀を出擧し高利を貪れり。

第三節　產業

歷代の天皇經濟に志篤かりしかば、農業も大いに進歩し、田地の新たに開墾せられたるもの甚だ多し。持統天皇の朝、天下に令して大小麥、桑、紵、梨、栗、蕪菁を植ゑて稻米の足らざるを補はしめたまへり、されど習慣の久しき、諸國概ね水田を耕やして稻米を得るに甘んじ陸田を開きて麥桑の類を植うるを知らず、一たび凶荒の厄に遇へば、餘穀なく飢ゑて死するもの多かりしかば、元正、孝謙兩帝の朝には頻りに大小麥蕎麥の類を種ゑんことを令したまへり。また荒田原野を開墾し、新たに溝池を造り、草萊を闢けば、これを三世に傳へ得るなど、奬勵至らざる所なく、草莽の地には牛馬を放ち飼はしめて、諸國牧畜の業も甚だ盛なりき。

工藝は前期に引き續きて長足の進歩をなし、就中建築の術は支那に學び、大いに從來の低矮の風を改めて、宏壯の觀を呈するに至れり。前期の末に皇極天皇の大極殿を建てられしは唐國の制に倣ひしものにして、爾來唐風の建築世に行はる、殊に佛寺は古來我國になかりし一種の建築物なるを以て、其造作は概ね彼國に倣へり。而して佛法の興隆と共に佛寺の建築は日を追うて進歩せり。その著しきものは孝德天皇の朝に山田寺を建て、齊明天皇の朝に川原寺あり、藤原不比等は父鎌足の追福の爲めに山階寺、興福寺を建つ、其外百濟寺、藥師寺等あり。舒明天皇の朝に百濟寺に九重の塔を建て、天武天皇の朝には鎌足を改葬せる大和多武峰に始めて十三重の塔を起つ、是より三重、五重、六重等の佛塔を造ることと世に行はれたり。

この時代に至りて佛寺を創建し、また改造することと甚だ盛にして、法興、大安、百濟等の寺を移したるなどの例頗る多し。聖武天皇は詔して國毎に佛像三軀を造り、大般若經一部

を寫さしめ、國分寺を建てしめられ、また寧樂の都に惣國分寺を建てらる、これを東大寺といひ、堂内に金銅盧遮那佛の銅像を安置せり、其丈五丈三尺五寸なり。さてこの大佛を始め、諸國の佛寺はいふに及ばず、民家にも佛像を備ふべきを以て、佛像の鑄造彫刻の進歩せることと實に著るし、また寺院の桁柱若くは器物の彫刻も、支那の法を摸してひとしく進歩せり。繪畫も亦然り、其色彩には骨を惜まず、金銀を用ふるは素より、赤色には珊瑚を碎いて彩どりたるもあり、唯慨むらくは畫くところ宗教畫の範圍を出でざりき。

機織の術も外國の法を傳へしより、益々精功となり、次第に諸國に播布せり、元明天皇の朝に挑文師を四方に遣はし、花章を織る法を教へさせたまひしかば、幽僻の地に至るまで機織の業を知り、是より東國にも絹を織ることと盛なりき。

此時代の工藝の發達に於て最も著明なるは漆の術なり。漆器を用ふる始めは詳ならず、孝安天皇の朝、三見宿禰といふものあり、漆部連の祖なりきといふ。孝徳天皇の頃よりての業は大いに進みたりき。天皇制して漆を以て棺を塗り、冠を塗り、また漆器を貢調の品とせらる。天武天皇の時、赤漆の發明あり、ろの後愈々面目を改め、或は五彩の漆を用ひ、或は密陀僧を用ひて、木材金銀銅若くは革を塗る、金粉を撒するは抹金鏤といひて、蒔畫の起原にして、珠貝を嵌するは螺鈿といふ、金銀五彩の色燦然として千載の後に輝き光を萬國に發揚せるは實に寧樂盛代の賜なり。

韓人との交通は太古よりあり、朝使を漢土に送りしは前期推古天皇の時、小野妹子を隋に遣はされしを始めとして、公けの交通を開きしが、漢土には隋亡びて唐興りしかば、舒明天皇の時、犬上御田鍬及び藥師惠日を唐に遣はして好を修せられき。これ遣唐使の始めにして、その期の終まで凡て十一回、ろの發するや、先づ難波津より船を出だし、博多津に泊し、肥前の松浦に至り、それより纜を解いて洋々たる海上に浮ぶ、當時の船舶は概ね脆弱にして暴風怒濤に堪へず、或は覆沒し或は漂流したること數回に及び、坂合部石布が爾加委島に漂着して賊に殺されたるなどを危險なること多かりき。されば直ちに支那に向ひて航するもあれども、多くは途を韓地にとりて安全の計をなしたりき。

内地の市場は人の蝟集するところなれば、日射を防がんが爲めに、多くは枝葉繁き樹木を植ゑたり。「東の市の植木といひ、餌香の市の橘」といへるが如きは即ち是なり。海柘榴市といひ、阿斗桑市といふも、そこに植ゑたる樹による名ならん。大寶の制に、市は恒に午時に集まり、日沒前に擊鼓の響を相圖として散ず、市にあるものは男女坐を別にすべしとなり。

貨幣の始めは詳ならず。天武天皇のとき銀錢を廢して銅錢のみを用ひんとせられしが行はれず、持統天皇の時始めて鑄錢司を置き、文武天皇また銀錢を鑄さしめらる。元明天皇の朝に武藏より和銅を獻ぜしかば和銅と改元あり、因て錢を鑄さしめ、和同開珍と名けらる。淳仁天皇の時始めて金錢を鑄、銀銅の錢貨と並び行はしむ、是より村上帝の天徳二年までに十二度に十五種の錢を鑄たまひき。されど人民は未だ錢貨の便利を知らず、

多くは從來稻米布帛を以て交易したる舊習を保守せしかば、和銅以來頻りに錢の通用を奬勵し、元正天皇の朝には調庸も錢に換へしめ、また蓄錢叙位の法を設け、無位白丁も蓄錢七貫乃至十貫なれば位に叙せらるゝを得、郡司の清廉にして職務に堪へたるも、蓄錢六貫に滿たざれば遷任を得ざることゝ定められき。されば諸國の豪富は徒に位を得んとして蓄錢しければ、貨幣はさながら流通せず、特に京畿はこれに乏しかりしかば、桓武帝の延曆年中に更に諸國に令して蓄錢を禁じ、これによりて位を求むることをも禁せられて、全く反對の令を發布せらるゝに至れり。

鑛鐵の進歩は鑛物發堀の增加によること多言を要せず、金銀銅鐵は太古より用ひられしが、蓋し韓地より輸入せしもの多かりしならん。文武天皇の朝に金銀の發見あり、元明天皇の朝に熟銅の貢進あり、これより金屬の產出頗る盛なり。聖武天皇の時、陸奥より黃金を獻せしかば、これを以て東大寺盧舍那佛の裝飾の料に充てらる。此時大佛の鑄造に費したる熟銅七十三萬九千五百六十斤、塔と鐘とに用ひたるもの十萬八千二百斤五兩に至れりといふ。其他の鑛物も諸國より產出するもの甚だ多し、例之は伊豫、伊勢の白鑞近江の金青、磁石、伊勢の水銀、朱砂、雄黃、常陸、備前、伊豫、日向の朱砂、安藝、長門の金青、銀青、豐後の眞朱、大和、河內の雲母、相摸の石硫黃、白礬石、黃礬石等の如し。

第三章　宗教、教育、及び人情、道德

第一節　宗教、及び惑信

佛教、前期に厩戸皇子、蘇我馬子と力を協せて佛教を興隆せしより、王侯貴人爭うて乾毒の教を信じ、唯人に後るゝを恥づ、恰も蟻の甘きに集ふが如し。歷代の帝王も心を此教に傾けたまひ、雖足以來世々政權に參與したりし藤原氏も、子孫すべて崇佛の旨を違へず、上にあるもの既に斯くの如し、況んや群臣百官をや。抑も前期以來、佛教傳通の由來を尋ぬるに、推古天皇の卅三年高麗の僧惠灌來りて三論宗を元興寺に弘む、これ我國開宗の初めなり。これと共に成實宗も傳はりたれども、これが爲めに別に宗を立て寺を設けずして三論宗に附屬す。孝德天皇の白雉四年、元興寺の僧道昭入唐し、有名なる玄弉三藏に就いて親しく教を受け、歸朝して法相宗（一に唯識宗といふ）を元興寺に弘む、これを南寺の傳といひ、其後聖武天皇の天平七年、玄昉の唐より歸りて興福寺に弘めたるを北寺の傳と云ふ。俱舍宗は齊明天皇の世、智通、智達の二僧これを傳へしが、法相宗に附屬して別に本寺を立てず。玄昉の歸朝と同じ頃、唐の道璿、華嚴宗の章疏を齎らししかども、未だ之を講ぜしむ、聖武天皇大いにこれを喜びたまひ、東大寺の良辨、大安寺の審祥を請して華嚴經を講ぜしめ、越えて天平十二年に至り、東大寺を以てその本寺に充てらる、是より華嚴宗世に行はる。その後三論、法相、成實、俱舍などは最澄、空海の天台眞言の宗旨を傳へて赫々たる名聲を恣まにするに至りては、微々として顯はれず、殆んど熄滅の姿となれり。

ろの外文武天皇の朝に役ノ小角といふものあり、山嶽を跋渉し、草莽を開き臍を練り、功を積むこと數年、朝廷その幻怪の術を施すを疑ひて、伊豆に流す、後免されて還り、攝津に箕面寺を造つて居る。我國險徑峻路の人跡を通ずるに至りしは、此人の功多きにをる。世これを役ノ行者といひ修驗道の開祖と仰げり。

斯くて代々の君王篤く心を三寶に染めたまひて、碩學の僧侶を崇敬し、弘教を奬勵せられれば、外國の僧侶の我國に來りて法を布き、我國の法師の唐に入りて道を學ぶもの、今日より明日と日を追うて多かりしも亦宜ならずや。天武、持統、元明、元正の諸帝、何れも心を佛法に盡くしたまはぬはなきが中にも、聖武、孝謙の二帝は別けて崇敬の心深くましき、されば聖武天皇は皇后、太子、百官を率ゐて佛像を拜して、自ら三寶の奴と稱し、唐僧鑑眞に戒を受けて、沙彌勝滿と稱せらる。これ天子受戒の始めにして、此時同じく戒を受くるもの凡四百餘人ありき。抑も佛教の渡來以後、戒律を百濟、唐土に受け、律師の來朝せる者ありきと雖も、尚ほ未だ壇法を行ひたることとなかりしに、此時始めて鑑眞これを行へり。されどその後も戒を授くるは諸寺の恣まに爲し得る所にあらず、我國にては殊に戒法を重んぜられ、寧樂の東大寺、下野の藥師寺、筑前の觀音寺に限り戒壇を設けて授戒の法を行はしむ、これを日本三戒壇と稱す。後、平安時代に延曆寺の盛なるに至りては、別に圓頓一乘の戒壇を建て、天台の僧侶はこゝに戒を受くることを得たりしが、その他はすべて戒壇を作ることを許されず、三井の園城寺の强大なるさへ遂にこれを設くることを能はざりき。

佛法の上流社會に重んぜらるゝことかくの如く甚だ盛なりしが、庶民の間には未だ普く行はれず。諸國の民崇佛の心薄くして、持統天皇の朝には、全國の佛寺の數五百四十五寺ありしのみにして、寺院僧房を造れども僧尼の住むものなく、また住むものあるも多くは破戒無慚にして俗人に異ならず、堂塔頽れ壞れて、佛像塵埃に埋もれ、荊棘庭に茂りて馬牛いたづらに集まれり。百姓の神怪の說を信ずることは古に異ならず、亡魂を祀りて吉凶を說き、また巫祝を信じ淫祠に仕ふる風、都鄙に行はれ、異端を學び幻術を習ひて、狗狗印符を作り、咒詛厭魅を爲すもの擧げて數へ難しとされば僧尼も戒律を練らず、漫りに口舌を弄して因果を說き衆庶を誘惑し、罪を避けて善に到らしむる佛陀の敎も、これが爲めに妖怪虛誕の邪說となり、巫術を挾んで徒らに吉凶を占なひ、終に奸亂を生ずることを往々その例ありけり。

されば佛敎弘布の意深き天皇、大臣等は、此等の異端邪說を除き、釋典の道を傳播するに力を盡され、天武天皇の時、天下に詔りありて毎戶に佛舍を構へ、佛像經文を備へて禮拜供養せしめられ、持統天皇の時、天下に諸臣に諭して、必ず佛を奉せしめたまへり。聖武天皇は別けて佛敎に心篤く、諸國に國分寺を建て、親から金字の金光明經、最勝王經、妙法蓮華經各十部を寫して其七重塔に藏めしめたまへり。僧侶はまた四方を周遊して弘敎の傍ら險路を開き、橋梁を架し、井を穿ち、堤を築きなどして、利濟の策を施しければ、上は朝廷の

信任を得、下は衆民の渇仰を得て、是より漸く鷄犬の鳴くところ佛教の行はれざるはなきに至りぬ。星移り物變りて千載の後に至るも連綿として衰へず、戸々稱名讀經の聲の絶えざるは實に此時代に於てその根柢を固めしなり。

神道　佛教斯くの如く盛大なれば、敬神の道は從うて勢を失ふ理なり、經像傳來の始め物部守屋、中臣勝海が死力を盡して抵抗せしは、一は政權上の軋轢のためなれども、一は從來の神道の外國の教に壓せらるゝを憤ればなり。されど國初以來深く人心に染みたる神祇崇奉の習俗のいかでか一朝にして失はるべき。知らずや我國體は祭神を基として成りぬ、天照大神、及びその他の諸神は實に天地を闢き、人獸草木を造りたまひし神にして、上下一般にこれを祭ることを怠らず。神祇を祭るは卽ち國家の最大の業、私民の第一の務なりけり。されば佛教傳來の後も敬神の心は薄らぐことなく、大化の改新にも、大寶の制令にも、神祇官を大政官の上に置かれて國體の本末を明らかにし、四季時々の祭祀は常に怠らるゝことなし。天武天皇の十三年には神寶を伊勢兩太神宮に奉つり、齋宮の何時しか廢れしを興して、皇女大來內親王を齋宮となし、詔して二十年每に兩宮を改造し、遷宮の式を行ひて永式と定め給ひぬ。一家に於て先祖の神を祭るには、氏の長たるもの一家眷屬を率ゐてこれに從事し、絶えて其儀を蔑ろにすることなし。その外、凶を掃ひ、吉を願ひ、一擧手一投足の些事にも神に祈りて其靈驗を希ふ風習なりき。

日月は並んで明らかなり難し、神道の普く上下に行はるゝこと斯くの如くなるに、佛教

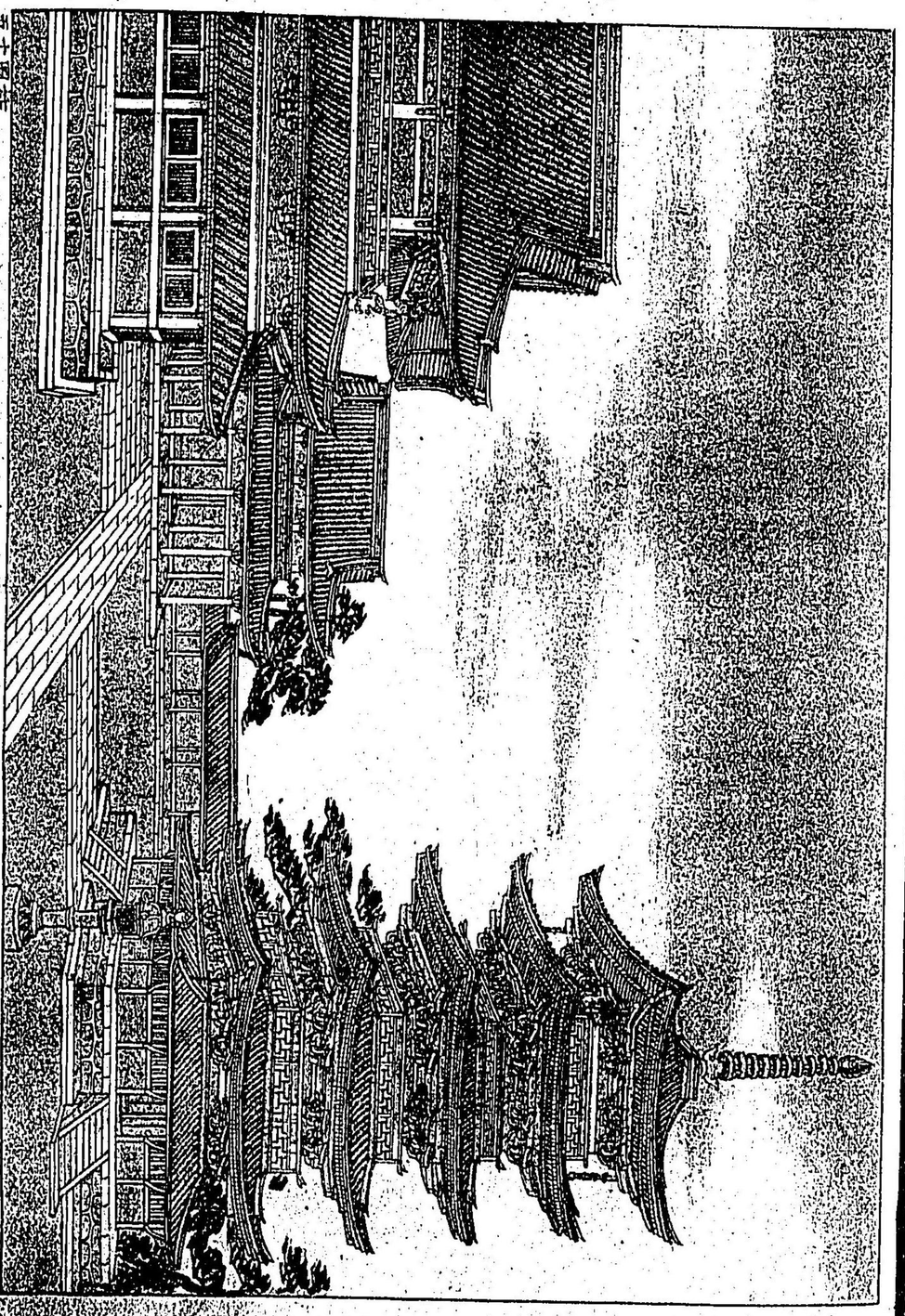

五十圖　神　寺隆法圖和大

御圖十六

奈良東大寺の大佛

は如何にして浸潤の際を得べきか。佛教弘布の僧侶茲に見る所あり、その大敵たる神道と爭ふことの不可なるを知りぜこれと和し、兩道を合して一となしぬ。これすなはち本地垂迹の說によりたるものにして、斯くの如くして佛教と合したる神道は、後世兩部神道と稱す。本地垂迹の說といふは我國にて始まれるにはあらず、印度支那に於て既に此考へありしものにして、我國にこれを應用したるものなり。其說によれば毘盧遮那佛（大日如來）を本地の法身といひて、勢力無限不可思議なり、天竺に釋迦、支那に孔子、日本に天照大神といふも、ろの時々の形勢に應じ、衆生を濟度せんがために毘盧遮那佛が種々に變化して假りに迹を濁世に垂れたまひしものに過ぎず。我國に於て大いに此說を主張し、神佛兩道を合一せしは職として僧行基の力なり。

聖武天皇盧舍那佛の像を造らんとれぼし、僧行基等を伊勢神宮に遣りて、神意を仰がしめたまひしに、天照大神は盧舍那佛の權化なりとの夢感ありしかば、乃ち行基をして天下に勸進せしめ、金銅を以て大佛像を造りて東大寺に安置せらる。是より神佛同體の說大いに行はれたり。

ト筮　太古より事を決するには神意を伺ひ、神の意を伺ふには鹿骨を灼き、ろの割裂の如何に因てトふ習ひなりき。然るに三韓との交通頻繁なるに及びて、彼國より龜甲を灼く法を學びて、鹿骨に代へぬ。蓋し龜甲を灼きてトふは漢土の俗にして、鹿骨よりは便宜なるを以て、我國もこの法を行ふこと多くなりぬ。これを傳へたる始めは確定し難きも、

神功皇后三韓征伐の後、中臣烏賊津使主を百濟に遣はされて其國を治めしめられしが、歸りて對馬に居り、子孫累世卜事を傳へて卜部の部曲をなしたりといふことあれば、其頃よりや龜甲を以て鹿骨に代ふることは行はれたるべき。斯くて孝德天皇以來は何事も漢土の風に倣はせられて、卜事の法は京師上流の間に於ては、專ら龜卜の法を用ひ、田舍には猶ほ舊習を守りて鹿骨を以て行ふこと絕えざりけり。龜卜の法とても鹿骨に代ふるに龜甲を用ひたるまでにて其法多く變れることなし、則ち數日の間齋して卜庭の神を祀り、當日に至れは祝詞を誦み神降詞を唱へて、さてよく曝したる五六寸許の龜甲を「はゝか」の木(樺櫻)にて灼きて、その火坼を生ずるを待ちて、卜兆の書に照らして判するなり。

また此時代に於て漢學の盛なりしより、陰陽易占の道を學ぶ者多し。大寶の制、中務省の下に陰陽寮あり、陰陽師六人、占筮相地のことを掌どる、其後平安時代に至りて陰陽道大いに行はれ、武家の世に至りては陰陽易占の道世上一般に用ひらるゝに至り、龜卜の法は朝家にて大嘗會及び重要の神事に用ひられ、また諸國の大社の神事に古實を存することあるのみ。

其他雜占にて、この頃よく行はれたるは夕占問、石占などなり、夕占問は路往占ともいひ、夕暮に門に立ちて道行く人の語る言によりて吉凶を占ふなり、近世までも辻占といひて人の爲すことなり。橋占といふも橋の詰に居り、往來の人の言語によりて占ふことにて、夕占問と同じわざなり。石占は石を蹈みて占ふなりとも、路頭の石を持ち扛げ、其輕重によりて占ふなりともいふ。足占は預じめ蹈み止るべき標を定め置き、さて或る文を唱へ足に合せつゝ歩みて、止りたる時に當りたる詞の吉凶をもて占ひ、または歩數の奇偶を以て占ふ法なるべし。其外、竈輪占、米占あり、米占はまた飯占ともいへるものか、なほ水占、琴占、灰占、帶占、山菅占、苗占、依瓶ノ水占、三角柏占等ありき。

惑信　此時代に於て人民が幻怪不思議のことを信じたるは、上に述べたる雜占の種類を見ても知るべし。惑信は太古より多かりしが佛法の渡來に及びて、これに伴ふ惑信も生じぬ。當時佛教興隆の運に就き、僧侶は頻りに因果應報の例を引き、輪廻の理を示せしかば、愚民の其說に誘惑せらるゝもの多く、或は佛罰によりてこの世ながらに癈疾不具の身となり、或は前世の罪によりて牛馬に生をうけたるなどの街談巷說實に尠からず、髑髏の謝禮に來りし話、法華經を諷誦するを嘗りて口喎斜みし話、或る村長の後世に牛に生まれし話、漁夫の生きながら火炎に燒かるゝ苦みを受けし話、馬に重荷を負はせて惡報を得し話、放ちし蟹の恩を報ひし話等、世に傳ふる者甚だ多し。孝謙天皇の病痾も西大寺の東塔の礎石を燒碎せし崇りなりと卜はれぬ。この外日常に行はれたる些々たる惑信も多かりき。例之ば切に人を戀ふるとき、衣服を裏がへして寢れば、其人を夢に見るといひ、人に思はるゝ時、また思ふ人に逢はん時には、其前兆として下紐自ら解け、眉根痒くなり、或は噬るといふ。また木の枝、草の葉を結ぶことは此頃の人の專ら行ひし誓ごと

にて路傍の草木を結び合せ、若し我がなすことの成就せんとならば、後立ち還りて見む時まで解けずしてあれ、若し成らじとならば自ら解けよと誓ふなり。家に旅立ちたる人あるときは、留守には三日の間家を掃かず、櫛を取見ず、また縞旅の人の道の隈々、坂の上などにて幣を奉りて旅行の安全を祈るは、太古より行はれしことにて、この時代に至りても大いに行はる。大和の寧樂坂を手向山といふは、平城の京を出で入る人の必ずこゝに手向をなしたれば此名を得たるなりけり。船に乘るときは風祭をなす、其他萱草（わすれぐさ）を紐に著けて憂慮を忘るといふは、其名より出で、乘馬の頭づくを以て家を思ふとするは其形より出でたる卿かの惑信なるべし。

前期以來動植物、金石類の珍異なるもの、或は奇變せるものは皆喜んで靈瑞となす、曰く白鹿、白狸、白鼠、白狐、黒狐、白馬、白雉、白鳩、白雀、白龜、雙頭蓮、連理木等、偶々民庶これを獲る毎に競つて朝廷に獻る、官また喜んで瑞祥となし其功に酬ひ、甚しきは天下を赦郵し、罪囚を大赦し、更にこれが爲めに改元することあり。されば當時この類の貢獻、連年幾度ありしかを知らず。

第二節　教育、人情、道德、

教育　古來我國に學問なし、これあるは漢學を學ぶより始まる。昔し應神帝の朝に百濟の阿直岐、王仁歸化し、王仁の後は文氏といひて大和に住し、阿直岐の後は史氏といひて河内に居り、これを東西の史部といひ、代々文筆を掌れり。繼體帝の朝博士段楊爾來り始めて五經の學を立て、尋で漢の高安茂來りて段楊爾と代る〳〵教授を爲せり。欽明帝の朝、また醫易曆等の諸學の博士を貢せしめられたり。斯くて大化改新の後に至りては、支那儒學益々盛となりて、後世漢學が我國固有の學問の如くなりしは實に此時代に於て基を立てしなり。天智天皇始めて學校を設けられ、天武帝の朝、京師に大學を置き、諸國に國學を置かる。大寶の制、大學寮は式部省に屬す。學生すべて四百三十人、明經、紀傳、明法、算道これを四道といふ。別に書學、音學ありて各〻其學を教ふ。其中明經科に修むべきものすべて九經、これを大中小に別つ。禮記、左傳を大經とし、毛詩、周禮、儀禮を中經とし、周易、尚書を小經とし、この三つを分講す。孝經、論語はすべて學者たるものゝ通じて習ふべきところなり。又釋奠を行ひ孔子を尊びて先聖孔宣父といふ。孝謙帝の朝、百行の本、孝より先なるはなしとて天下をして家毎に孝經一本を藏し精勤講習せしめたり。其他此時代より次期に至るまで、歷世の天皇萬民に道を明かにし身を脩むることを勸めたまひ、孝子順孫、義夫節婦の類は其門閭に表し、栗布絁綿などを賜ひてこれを奬勵したまへり。

人情、道德　天皇を現つ御神として尊崇するは、我國體の依つて立つところにして、萬古不變の風なり。法令職官の如きは唐を學びて大いに彼の風を寫したりと雖も、これが爲めに國體の傷つけられたること毫もなし。その頃の盲々さに或は「天地の初めの時ゆ現身の八十伴緒は大王にまつらふものと定めたる」といひ、或は「海行かば水漬屍、山行かば草生す屍、大皇の方にこそ死なめ、顧みはせじ」といひ、或は「天雲の向伏す國の武士といはゞ

れし人は、皇祖神の御門の外のへに立ち候ひ、内のへに仕へまつり、玉葛いや遠長く祖の名も繼き往くものといへる」は皆この意なり、漢學の教は稍〻これと異なり、君に惡事あり、三たび諫めて聽かれぬときは則ち去る、堯舜の禪讓湯武の放伐、これ彼の道なり、されば屢〻國家の主を變じて人これを怪まず。我國は、君とするところ唯一人のみ、諫めて聽かれざれば則ち從ふ、如何ぞこれを棄て去るべき。されど佛教の傳はれるに及んでは、稍〻古來の道と衝突するところなきにあらず、佛教より見れば人世は變遷常なし、紅の色も移ろひ、烏羽玉の黒髪變り、朝の咲み夕べ變らひ、吹風の見えぬが如く、往く水の止らぬ如く、常もなく移らふ」ぞ、常なき世の常とやいふべき。

世の中を何にたとへむ朝びらき、榜去し舟の跡なきがごと。

巻向の山邊動みて往く水の水沫の如し、世の人我は。

斯くと世を觀て、少しく失意のことあれば君を棄て親を顧みず、妻子を舍て家を逃れて髪を剃るもの多かり。また僧侶に身をやつして布施を貪ぼり、租調を免かれて世を送る弊もあり。

されど漢學も佛教も共に、善に就き德を積まんことを教ふる道なり。古來忠孝の道自ら備はれりと雖も、儒學の傳はりてよりは明らかに仁義五常の道を説き、忠孝の大いなるは門閭に旌表して奬勵し、また彼國に倣うて八虐の罪を定め五刑の罰を設けらる。佛教にても務めて作善修德をなして、以て過去の罪業を脱れ、未來の佛果を得んことを教ふ、ろの説く所三世にわたるを以て、人心を感せしむること愈〻深し。

要するに此時代は漢學、佛教ともに上流の間に盛にして、下等の社會には未だ大いに行はるゝに至らず。またこれ等の教の人心に影響あるは深くろの胸中に染みし上ならでは能はず、儒佛二教ともに、平安時代英華の燦發せるに至て始めて著しく其結果を顯はせりといふべし。

第四章　平城の都及び諸國の交通

平城の都、孝德天皇より天武天皇まで七代の間は、古よりの慣習に依りて遷都屢〻なりき。されども人口增殖して都會の規模の擴張するに從うて、帝都を遷すは容易からざることとなれば、歷世この議動けども實を擧ぐる能はず、二代を經て漸く遷都を行へることもありき。大化以後七代の間帝都の改まること、凡ろ五回、その三つは大和國を出でず。孝德天皇は攝津の難波に都し、天智天皇は近江の志賀に都したまへり。志賀は成務帝の舊都、難波は仁德帝の故宮にして皆一たび建都のありしあたりなり。難波は西國往來の要津にして常に殷賑、神龜四年にまたこゝに別宮を造營せらる。志賀もまた大津の名あり、東國運送の要地にして、湖水來往の舟舶多く、爰に泊す。天武天皇は難波、信濃等に兩三都を設くる計畫ありしが、ろの事成らざりき。

元明天皇の和銅元年遷都の詔あり、曰く、平城の地は四禽圖に叶ひ、三山鎭を作し、龜筮並

び從ふ、宜しく都をこゝに建つべしと。乃ち都を大倭の寧樂の地に遷し、宮城街衢をこゝに營まる。蓋し其規模、唐國長安の九門九衢の制に據られ、全市を劃することすべて九條、その北に當り南面して宮城あり、宮城の南に當り全都を左京、右京に二分するを朱雀大路といふ、其他條坊の制、井然として備はれり。ろの地は佐保川の西野にして、今の奈良の地はその洛東に當る。此都こそ、有名なる平城の都にして、寧樂時代の開化は實に其英華をこゝに發きけれ。

斯くてこゝに建都ありしより群臣百姓競うて居を移し、市街壯麗にして繁華なり。別けて此時代は佛教崇敬の時なれば、諸方の大寺をこゝに遷し、また新たに建設せらるゝもの多かり、就中東大、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆の七佛寺はこれを寧樂の七大寺と稱し、伽藍の殊に大いなるものなり。抑もこの都の四時の景色は

平城の京師は　陽炎の春にしなれば　春日山、三笠の野邊に　櫻花、木のくれかくり　兒鳥は間なく數鳴く　露霜の秋さりくれば　射鉤山、飛火の嶽に芽の枝をしがらみ散らし　狹小鹿は妻呼び動め　山見れば、山も見が欲し里みれは里も住よし。

されば繫昌日々に勝りゆきて

青によし寧樂の京師は、咲く花の蒸ふが如く今盛なり。

然るを聖武天皇の天平十二年に遷都の議復た動き、平城の大極殿、幷びに步廓を壞ちて

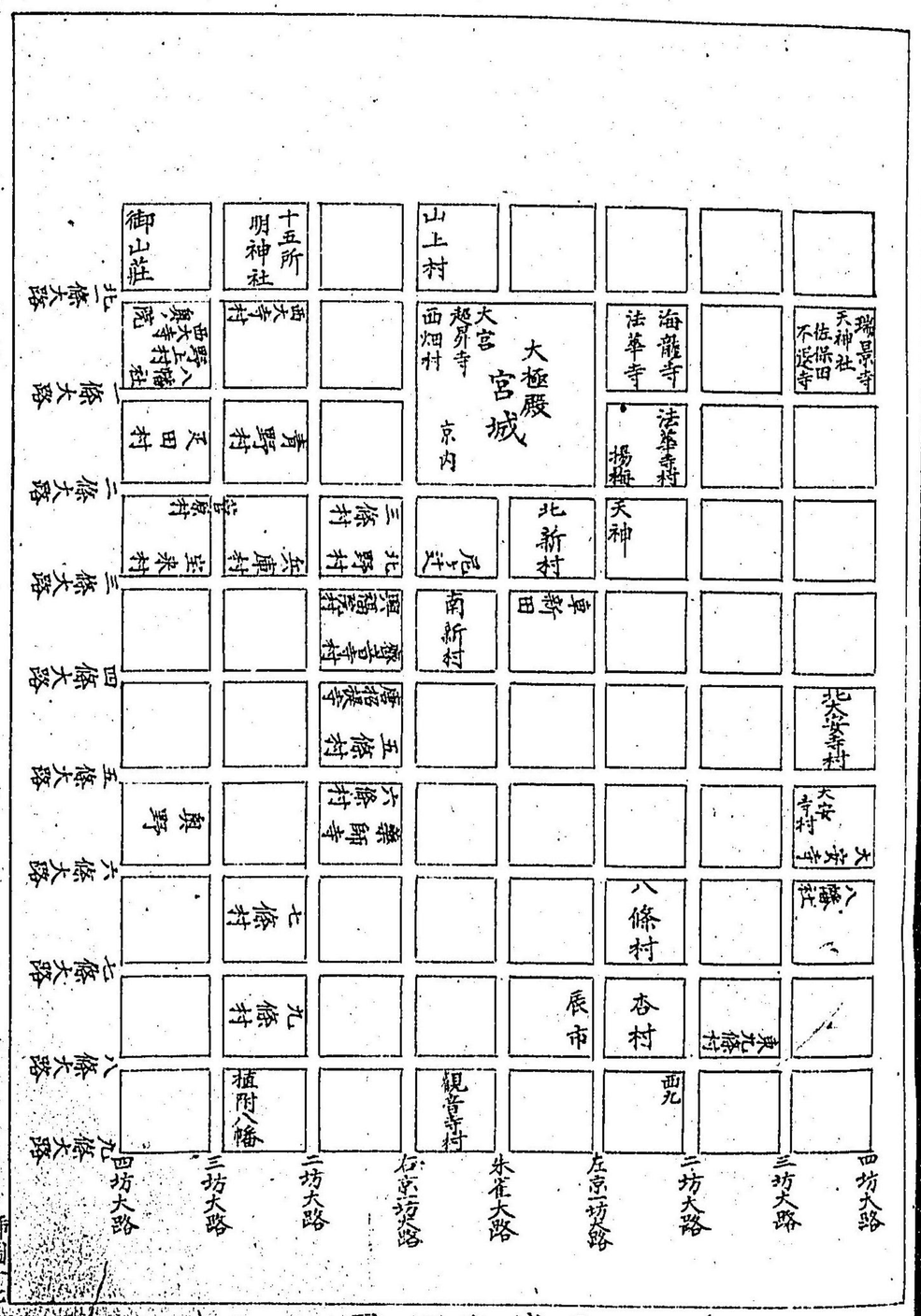

平城京の圖

山背國恭仁ノ郷に遷さる。經營凡そ四年、されど費用大いにして成功の望みなかりきと覺ね、其造營を止められ、更ためて近江の紫香樂宮を營まれしが、議復た變じ、遂に寧樂の舊都に復す。淳仁天皇は近江の保良宮へ遷御ありしが、こは平城宮改築の間のことのみ。斯くの如く一時の動搖ありきと雖も、概するに平城の都は元明天皇より光仁天皇まで、凡そ七代の間の帝都にして、年を歷ること七十餘年、桓武天皇の山背の長岡に遷都ありしより故き都となりて道の芝草長く生ひにき。

諸國の交通　大化の改新に全國擧げて官有に歸し、郡縣の制立ちてより、歷世道路を築き津濟を通じて、四方往來の道を開かんとの企てありぬ。その時、始めて驛馬、傳馬の法を設けて、官使の旅行の便に供せらる。大寶の制、諸道を分ちて大路（山陽、中路（東海、東山）、小路（以上三道を除く）とし、概ね三十里毎に一驛を置き、地勢險阻に或は水草なきところは里數を限らず、便に隨つて驛を置き、津橋道路は毎年これを修理す。是より先き要害の地には關を設けて、漫りに居地を移し、また法を犯すものを驗せらる。天武天皇の朝に不破、龍田、大江等に關を建てられしが如し、大寶に至りて伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の愛發の三要地に關を置き、過所の符なきものは過ぐるを得ず、門は日出に開き日暮に閉ぢぬ。

大寶二年始めて岐蘇の山道を開く、當時岐蘇の地は美濃の國に屬せり、後世この往來を御坂古道といふ。是より先き僧侶の利濟の爲めに道路を開き舟橋を通じたるもの多かりき。大化年間元興寺の道昭といふ宿德の僧、同寺の僧道登と力を協せて山背の宇治橋

を造れり。是より僧侶の天下を歷遊して道路交通の便を開くもの踵を接して起れり。殊に行基の如きは、この點に於て特筆大書すべし。行基は聖武帝の朝の人にして諸國を教化して足跡天下に遍く、過ぐる所の要害の地、嶮隘の路は弟子を率ゐて橋を造り陂を築くに、これを見、これを聞く者皆奔り來て工事を助け、實踐不日にして擧りぬ。その功によるもの橋六所、樋三所、布施屋三所、船息二所、池十五所、溝七所、堀川四所、直道一所、また大井橋、山崎橋を架し、難波の江を堀り開きて津を通じ、攝津の大輪田、泊、和泉の神崎、泊を築き、また山陽、西海、南海三道の舟程を定め、即ち樫生、泊より韓、泊に至るまで、韓、泊より魚住、泊まで、魚住、泊より大輪田、泊に至るまで、大輪田、泊より河尻に至るまで各〻一日行と定めたるなど、皆その績なり。その外僧侶の衆を率ゐて功を成すもの多くして、平安時代に至りても絶えず、朝廷はこれを德とし、其功を賞して奬勵せられたりき。

斯くの如く公私協力して交通の便を開きたれど、旅行の不便は尙ほ甚だしく、國司の赴任、官使の巡察の折などころ、驛亭に馬を使用し、豪家に宿りて苦しからぬ旅をも爲せ、庶民の往返は皆粮食を擔ひ、氈を携へ、或は路傍の家にて飯を假りなどして自ら飯を炊ぐなり。されば、旅人は常に燧袋を腰につけざるものなし。燧袋は羈旅必須の具として發途の際、近親より餞別として先づこれを贈るを嚆矢となせり。かくて日暮れ果つる頃、幸に人家ある所ならば頼みても一宿を請ふべし。草莽數十里鷄犬の聲だになくば、賤きも貴きも露に霑れ霜に傷みながらも樹の根を枕として夜の明くるを待つのみ、從者も數あるものなれば、力を協せ茅茨を刈りて障壁を造り屋根を葺きなどして、微かなる假廬を設けて僅かに一夜の宿りと爲すめり。

家にあれば笥に盛る飯を草枕、旅にしあれば椎の葉に盛るとこれ當時の旅行の景況を詠みたるものなり。されば諸國の役民の期滿ちて鄕に歸るとき、粮食盡きて路傍に餓死するものさへ少からざりしかば、元明、元正兩帝の朝、救して郡稍を割つて便地に備へ、役夫の望みに應じて交易せしめ、行旅の人をして各〻一養錢を以て當廬の給とし、粮食携帶の勞を省きて往還の便りとし、又諸國の豪家を募り米を路傍に糶がしめて、一年のうち米百斛以上を賣りたる者は其名を奏聞せしめられき。天平寶字三年、東大寺の僧普照の奏議により、畿內七道の諸國の驛路の兩邊に遍く果樹を植ゑしめたまふ。これ夏は其陰に息ひて熱さを避け、飢うれば其實を摘んで啜はしめんが爲めなりき。

第五章　衣食住

第一節　住居

前期以來、宮殿の建築は漢土の風を摸すること多く、また佛寺は我國に曾て無かりしものなれば、其造營はさながら外國の樣式に擬せらる。茲を以て宮殿寺院の屋根を葺きたることは既に前期に於て述べつ、此期に至つては齊明天皇の朝、大倭の小墾田の宮闕を

悉く瓦葺にせんとの企てありしが事成らず、持統天皇の朝に制して瓦を以て官舍を葺かしめられき。

されど官舍佛寺の外は、高貴の唐風に則るものありといへども、猶ほ低矮踈鹵の風に甘んじたり、元正上皇、長屋王の第宅を咏じて曰はく、

はた薄、尾花、さか葺き黒木もち造れる室戸は萬代までに。

黒木は荒木のまゝにて皮を削らざるものなり、以て當時建築のさまを知るべし。聖武天皇大いに土木に志あり、神龜元年太政官奏すらく、京師は帝王の居る所、萬國の朝する所壯麗ならずば何を以て徳を表せん、其板屋草舍は古への遺制なれど營み難く、破れ易くて空しく民財を殫す、請ふらくは五位以上、及び庶人の富有にして營むに堪へたるものは瓦舍を構へ、塗るに丹堊を以てせむと、制してこれを許さる、是れより京師は一般に瓦葺の制となりぬとおぼし、また諸國の第宅に就き、天平十年に詔ありて、諸國司の意に任して舘舍を改造し、建築の制に過ぐることを禁せらる、當時なほ汚穢を忌む心深く、一人病死すれば嫌惡して、肯て其家に住まず、別に家を造りてこれに移る風なりしかば、是に至りて國國に載せたる外は恣まに改造するを禁せられたるなりけり。檜皮を以て屋根を葺くことは、其始め詳ならずといへども、此時代に於て其制往々世に行はれたりき。

神龜元年の令に、家屋を塗りて丹堊とせよとあるは、從來黒木の麁惡なる風を改めて、家屋を塗るに丹堊を以てせんとせられしなりき。されども此令を遵奉する者罕にして人

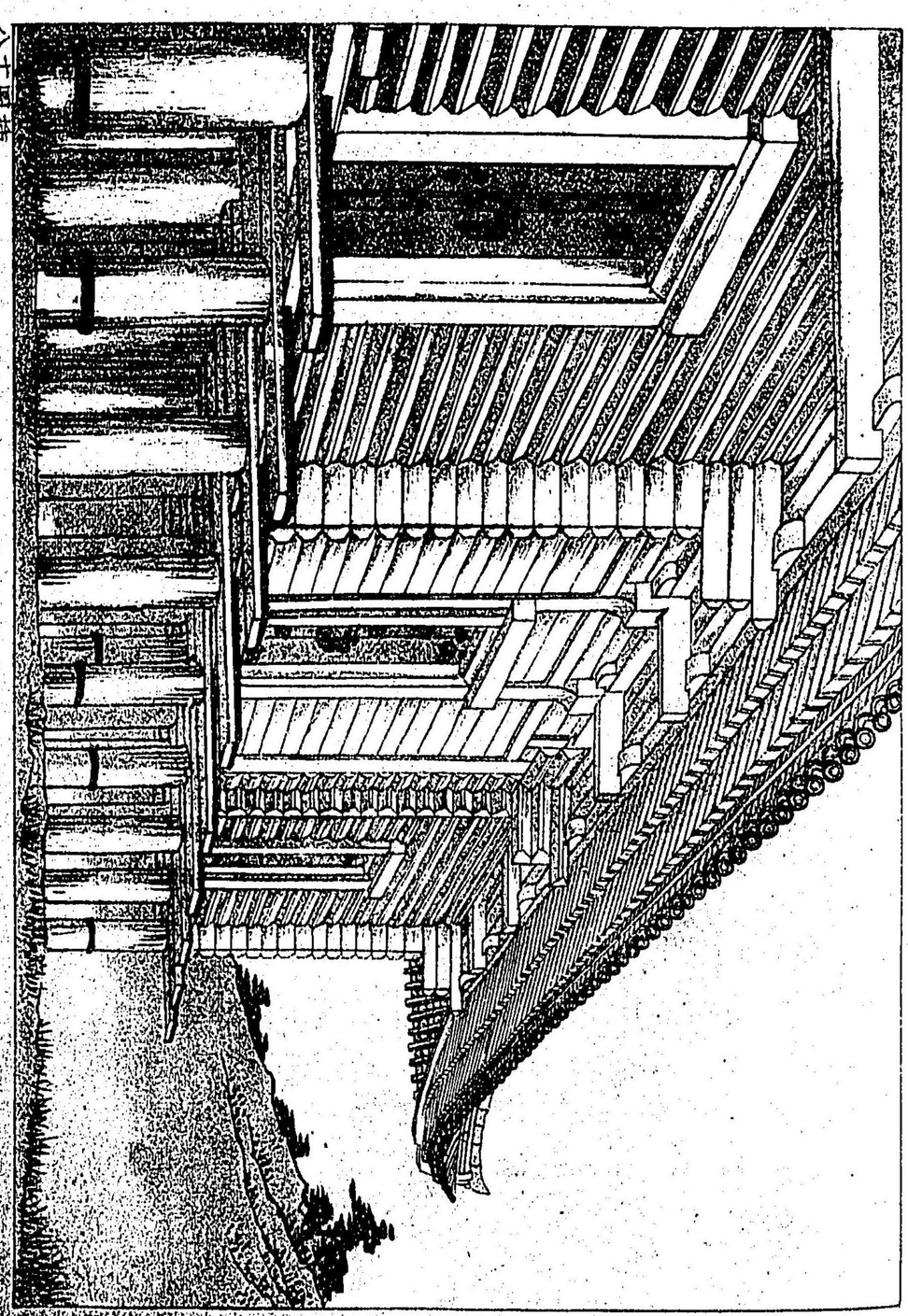

八十圖第

院倉正寺大東奈

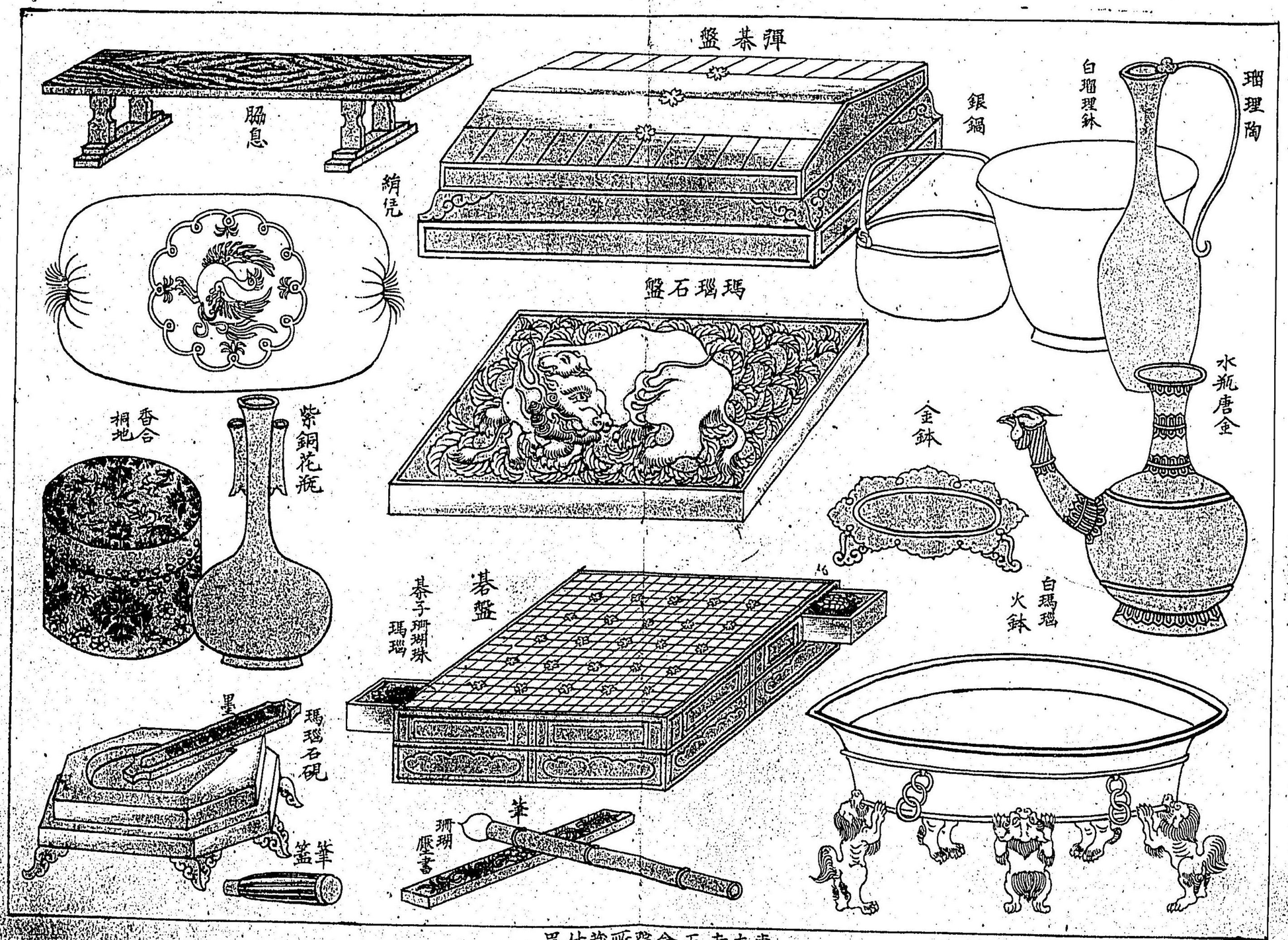
彈棊盤
脇息
絹凭
銀鍋
白瑠理鉢
瑠理陶
瑪瑙石盤
水瓶唐金
香合
桐地
紫銅花瓶
金鉢
白瑪瑙
火鉢
碁盤
碁子珊瑚珠
瑪瑙
墨
瑪瑙石硯
筆
筆
珊瑚
壓書

東大寺正倉院所藏什器

家は仍ほ舊制を墨守せり。但し此際河内の大橋に丹を施したることあり、また神護景雲年間、春日神社を寧樂に建てられるとき、其柱椽に丹堊を施されたりき。此風世に傳はりて近世に至るまで神社佛閣には丹堊を以て塗れるもの多し。

第二節　容儀、服飾

冠位は孝德天皇の大化三年に改定あり。すべて七色十三階、七色とは織、繡、紫、錦、青、黒、及び建武をいひ、初位の建武冠を除きては、各〻大小の二ッに別ち、併せて十三階あり。冠の等級に從ひて服色を定む、織冠、繡冠は深紫、紫冠は淺紫、錦冠は眞緋、青冠は紺、黒冠、建武冠は綠を用ふるなり。冠は錦繡を以て作るを上とし、絹を下等とす、その形は背に漆羅を張り、緣と鈿とを以て高下を別つ、恰も蟬の如しといふ。以上は禮冠にして別に鐙(つぼ)冠あり、黒絹を以て爲る、大會饗客、四月、七月の齋時にこれを着く、形壺鐙に似たり。大化五年に至り冠位を增して十九階とす、蓋し位の高下を別つこと愈々精しからんことを欲すればなるべし。その後十六年を經て天智天皇の三年にまた廿六階に改めらる、冠の地は綾を貴とし、絹を卑しとす。天武天皇の十年三月に至つて從來の冠位を廢せらる、其詔に曰く、親王以下百寮諸人、今より後、位冠、及び褌(まへもひらおびはさきも)、褶、脛裳を著ること勿れ、また膳夫、采女等の手襁(たすきひれ)、肩巾も用ふること勿れと。されど冠位の名稱は尙ほ從來のまゝにして、以て上下の等級を別たれぬ。其年六月に漆紗冠を製して上下ともに着せしめらる、これ紗にて作り漆にて髹したる冠にして、女も亦これを着せしかと思はる。其十二年詔して曰く、衣服は男女とも襴(すそ)の

あるも、なきも、結紐なるも、長紐なるも、意のまゝに服すべし、たゞ會集の日は、襴衣を服て長紐を着けよ、男子には圭冠(はじかうぶり)あり、これを冠りて括緒(くゝりを)の褌(はかま)を着けよと令せらる。圭冠はろの形圭に似たればこの名あり、即ち後世の烏帽子なるべし。括緒の褌は其裳を緒にて緊むべきものにして、即ち後世の奴袴なり。其十三年更に諸位の號を改め、親王諸王十二階、臣下四十八階とし、朝服の色を定めらる。淨位以上は並びに朱華を着く、但し冠は皆漆紗冠なり。朱鳥元年に至り十年の令を改め、男夫をして脛裝(はゞきも)を着けしむ。持統天皇の四年百官及び畿内の人を選びて九等を定め、四等以上はその善最功能、氏姓の大小に因つて冠位を授けらる。朝服の色に黒紫、赤紫、緋、深緑、淺緑、深縹、淺縹の別あり、上下ともに綺(かむばた)の帶、白袴を用ふ、其餘は常の如し。同年また令して公卿百僚の位を有する者は、自今以後すべて巳の家に於て朝服を着け、未だ門を開かざる前に參朝せしむ。蓋し其以前は出仕の途中は平服を着け、宮門に至りて朝服を着けしもの多かりしなるべし。文武天皇の大寶元年、新令に依つて官名位號を改め、親王諸王の位十八階、諸臣三十階、外位廿階、勳位十二等とす。此時より冠を賜ふことを停め、易ふるに位記を以てす。衣服の制こゝに至つて大いに備はれり、その制、禮服、朝服、制服の三種あり。禮服は大祀、大嘗及び元日に着し、五位以上の服なり、朝服は諸臣朝廷の公事に着す、制服は無位の官人及び庶人の朝廷の公事に着するものなり。

禮服の冠は位階に因つて差別あり、衣服の色も等級あり、何れも白袴を穿ち、ろの上に褶

寧樂時代の貴人（聖徳太子の像）

寧樂時代の大臣　（第一高等學校藏品）

挿圖二十

寧樂時代の貴公子（第一高等學校藏品）

挿圖二十二

をつく、褶は紗を以て作り、位の高下に從うて色異なり。帶は皇太子は白帶、親王以下はすべて條帶を用ふ。また何れも牙笏を携へ、足には錦襪及び烏皮舃(舃は高鼻履なり)を穿つ。

親王は綬、玉佩を佩び、諸王の三位以上は玉佩、五位以上は綬を佩ぶ、諸臣も亦これに準ず。

武官の禮服は衛府の督及び佐は並びに皂羅冠を着け皂縰を懸く、衣は襴なくしてこれに繡の襴襈を加ふ(兵衛督は雲鶴)牙笏、白袴は文官に同じ。腰帶及び横刀は金銀を以て裝ひ、錦の行縢を以て股脛を覆ひて、これを飛揚せざらしむ、足には烏皮靴(兵衛督は赤皮靴)を穿つ。

朝服は一品以下五位以上は皂羅頭巾、六位以下初位以上は皂縰頭巾を用ふ。こゝに頭巾といふは即ち漆冠にして、羅は有文、縰は無文の絹なり。服色の等差あること禮服に同じ、何れも白袴を着け、白襪、烏皮履を穿つ。五位以上は牙笏、白銀裝の腰帶を用ひ、六位以下は木笏、烏油の腰帶を用ふ。また何れも袋を提ぐ、この袋は三角形をなし、色は服色に從ふ、其緒に因りて位の正從を別ち、緒の結目の數によりて位の高下を定む。結目の數は一より四に至り、其數多きを貴しとす、猶ほ後世下襲の裾の長短に因りて官位の高下を定むるが如し。武官の朝服も署、文官に同じ、但し横刀を帶し、弓箭或は槍を携ふ何れも脛巾を穿つは行歩に便なるが爲めにして、會集の日は襴襈または挂甲を着鞋を以て履に代ふ。無位の人及び庶人の制服も概ね六位以下の朝服に同じ、但し衣服の色は大いに朝服と異なり、また平常には通じて草鞋を用ふることを得、袋を提ぐることはなし。

婦女にも禮服、朝服、制服の制あり。大寶の制には禮服は頭に寶髻を戴く、寶髻は金玉を以て髻の緒を飾れるをいふ。身には衣、紕帶、褶、繧裙を著け、足に錦襪、舃を穿つ、これらの色は皆位階に因つて等差あり、金銀を以て飾る。朝服は五位以上は概ね禮服に同じ、異なるところは寶髻及び褶、錦襪、舃を去るにあり、六位以下は並びに義髻を著け、衣の色は男夫に准ず。制服は宮人は深綠以下兼ね服することを得るなり。この後養老三年始めて婦女の衣服の樣を制定せられたり

服色には親王以下有位の官人は其位階に從ひて紫、緋、綠、縹の等差あり、何れも深淺の別ありて深なるを宜しとす。無位の官人、及び庶人は黃色の衣、家人、奴婢は墨の衣を着す。何れも當色以下の衣は任意に兼ね服することを得れども、當色以上は犯し着ることを得ず、犯すものは式部彈正これを糾彈す、染色の種類には紫、黃、蘇芳、橡、桑、褐衣、蒸、柴等さまざまありき。

慶雲三年天下に令して總べて脛裝を脫し專ら白袴を用ひしむ。蓋し大寶の制、直冠以上は皆白の綿口袴（先きに括緒袴とかきたるものに同じ）、勤冠以下は白の脛裝を用ふることとなりしを、此時に至りて勤冠以下無位の人も盡く白袴に改められしなり。

服制の變遷凡そ斯くの如し、その時代の先後に因て差異あり、貴賤高下に從うて等級あるを免かれずと雖も、全體を一括していへば體の上部には衣あり、下部には袴あり、共に細くして後世の我國の服よりは、却て現今の洋服に似たり。袴の上に裳を着け、また褶を

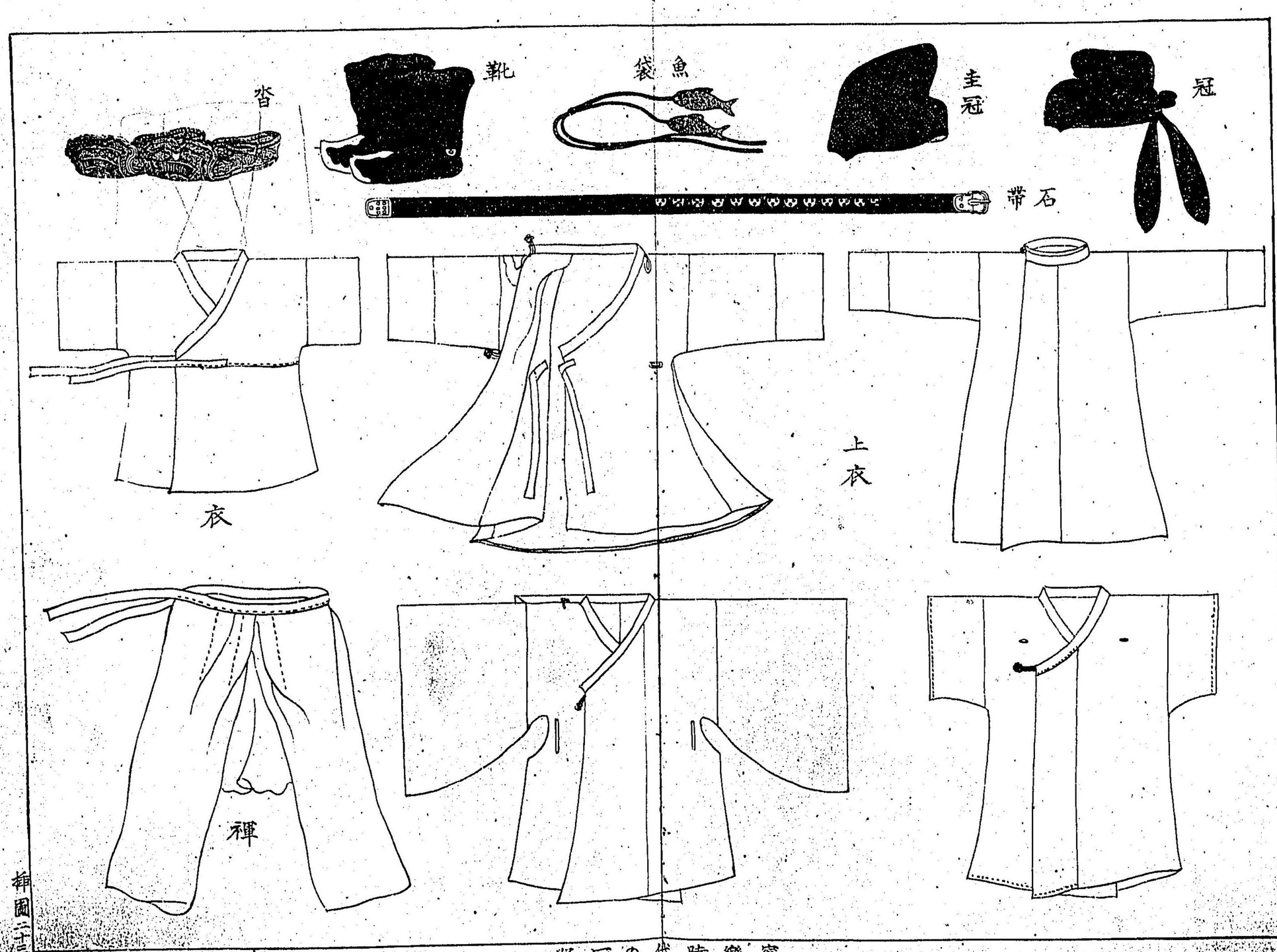

寧樂時代の冠服

挿圖二十三

着く。帶は多くは高麗錦を用ふ、また組帶あり、何れも幅甚だ狹くして紐の如く、一重廻して前にて結びたり。また肩衣といふは袖なくして肩ばかりに垂れたる略服なるべく、袖付衣といふは尋常の袖になほ一幅の袖を縫ひ添へたる美服なるべし。

衣の袖は貴人は稍長くして手指を隱すものあり、其幅は平安時代以來のものに比すれば甚だ短かしといはざるを得ず。和銅元年に令あり、曰く、自今以後衣の袖口（そでくち）闊さ八寸以上、一尺以下は人の大小に隨うて之を爲ることを得と。寶龜六年にまた令ありて袍の袖口、五位以上は一尺、六位以下は八寸を限とす、女もこれに准ずといへり。これを以て當時袖口の狹きを知るべし。禰は古よりこれなきもの多かりしを、此期に至りてこれを附くることを尊ぶ、和銅五年に制して曰く、無位の朝服は自今以後皆襴ある黃衣を着よ、襴の廣さ一尺二寸以下を限ると。

衣服の襟は太古以來上頸あり、また垂頸もあり、何れも上下おしなべて左衽なりき。然るを推古天皇の始めて冠位を行はれし頃より、ずべて漢土の風を慕ひて、我國左衽の風を夷狄の俗と卑しみ思ひ、上流社會殊に朝廷の官人などは續々右衽に改めて人に後るゝことを恥ぢたりしかども、下級の細民は猶ほ舊來のまゝに左衽のさまにて過しつるを慊らず思はれけん、養老三年に令して悉く天下の萬民をして襟を右にせしめらる、是より右衽の俗我が國風となり、後世に至りては曾て我國に左衽の俗ありしを知るものさへなきに至れり。

寧樂時代

衣服の料は太古以來專ら布を用ひ、就中楮布、麻布を最良とし、また葛布、苧布等を用ひしが、雄畧天皇の朝に養蠶機織の術を奬勵せられし頃より絹を重んずるに至り、此時代に於ては中流以上の男女は概ね絹を用ひたるが如し、但し多くは絁(あしぎぬ)を用ひたるなり、絁とは惡絹の義にて太き絲を以て織りたる麁絹をいふ、其他の織物には羅、縠、綾、錦、氈、罽等ありと雖も、多くは衣服以外の裝飾品に用ひられたるが如し。されど都人は安逸に馴れて漸く豪奢に趨り、養老の頃には文武の官人雜仕以上の彩綾を裡にし、輕羅を表とするものありき。また衣服の幅長とも漸く濶大なるを好むに至りぬ。寶龜元年令して曰く袍衣を製するに匹を以て限とし、未だ狹窄なることを聞かず、比來意に任して競うて寬大なるを好み、袍を裁するに更に羊匹を加ふるに至る、費良とに深し、自今以後更に爾ることを得ざれど、されど習俗の趨く所は制令もこれを左右する能はず、なほ奢靡を衒ふもの多かりき。

冠は庶人、及ひ少年のものは前期の如くこれを冠らざれども、官人は皆これを冠れり、其製袋の如くなるを頭に戴きて後、髻に當てゝ其上を結ぶなり。其纓には燕尾纓と方纓とあり、燕尾纓は古風にして方纓は新式なりとす、方纓は何時の頃より行はれしかを知らざれども、平安時代以後專らこれを用ひたり。靈龜二年令して武官は其冠の後脚(即ち燕尾)を三寸に過ぐることなからしむ、蓋し奔走顧眄に妨けなきが爲めなるべく、後世武官の卷纓柏爽はこの風儀の遷れるなり。加之武官は前纓を付けて、勞動の際、冠の蕩搖墜落

寧樂時代の服裝

するを防げたり。綾老懸(おいかけ)は蓋し前綴の一變せしものなるべし。また朝廷伺候の官人は笏を把るを禮とす、此風高官より次第に下吏にも移りて、遂には制令ありて職事、主典、醫師、藥師、馬醫、史生、坊令にも笏を把らしめらるゝに至りき。

女子の服にも衣あり、裳あり、上裳あり、裳は上下おしなべて赤きを着るが多かりしが如し。また古來女子も禍旅などには馬に乘ること多くて、其風、鞍の一方に兩足を垂れて馬背に腰かけたる樣なりしを、天武天皇の十年に男子の如く馬背に跨らしめらる、是より女子乘馬の風一變して永制となりたり。

髮のさまは子生れて三四歳の頃初めて其末を剪り揃ふ、これを「深そぎ」といふ。稍〻延び行くに從ひ肩の邊まで延ばして其末を切るを「振分髮(ふりわけがみ)」とも「放りの髮」ともいひ、その額の方は眼の上にて髮を剪り揃ふる故、また「めざし」「目刺」ともいふ。それより後は剪らずして長く伸ばすなり。これ等は女に就いていふことなるが、男も振分髮の頃までは其姿、女に異ならず。男女ともに此年頃を「わらは(童)」といふ。漸くて後は男は「ひさご花」に結ひ、また總角(あげまき)に結ぶ。總角は髮を左右に分けて兩方に綰ねたるが稍〻高く頭上に突き出でたる樣の總角に似たるをいふ。成年に至れば髮を頂上に結び冠を頂く、これ後世の所謂元服なり。すべて男女とも髮を結ぶには木綿などを用ひたり。女子は其後頭髮伸び行きて肩を過ぐること稍〻遠くなればこれを「うなゐはなり」といふ。此頃に至りて始めて結髮(ゆひがみ)をなす。凡そ女子は太古以來髮を垂るゝ習ひなりしを、天武天皇の十年に詔りして別巫祝(わけかんなぎ)の外は、男

女ともに悉く髪を結ばしめらるゝされど風俗の由來するところなか〳〵に改まり難かりし故にや、朱鳥元年に令して婦女の髪を眷に垂るゝことを故の如くならしめられき。その後慶雲二年に復た詔ありて、天下の婦女の神部、齋宮、宮人及び老嫗にあらざる限りは皆結髪せよと令せられしかど、此令も遂に普ねく行はれざりきと見えて、平安時代に至りてはすべて皆垂髪の風に移れり。

笠は多く菅の類を以て製す。また高位貴人の飾具に蓋（きぬがさ）あり、錦を以て覆ひ總を垂る、其色位階に從うて別あり。錢は太古既にこれありき。

序に當時の敬禮に就いて一言せん。推古天皇の朝、始めて冠位の制を定められし翌年（十二年）に宮門出入の禮をも定められる、其制宮門を出入するものは兩手を地に付け、兩脚は跪づき、匍匐して相を越え、終ればまた立ちて行くなり。天武天皇の十年に從來の跪禮、匍匐禮を改めて更に難波朝廷の立禮を用ひらる。難波朝廷とは即ち孝徳帝の朝にして蓋し推古帝の朝に跪禮、匍匐禮を起されしを孝徳帝の世に立禮とし、その後何時か推古帝の世の禮に復されしを、天武帝の朝に復た立禮に改められたるなるべし。慶雲元年宮闕に於て五位以上の座に榻を設く、これ立禮の式を用ひ膝を屈して坐することなければなり、床も板敷なりしこと是にて明らかなり。また拍手の禮あり、これ神前に於て爲すのみならず、高貴の前に進んで拜謁するとき、退出するとき、又は祝賀の意を表する時は、手を拍つ、魏志倭人傳に「見大人所敬、但搏手以當跪拜」としるせるはこれをいふなり。この風

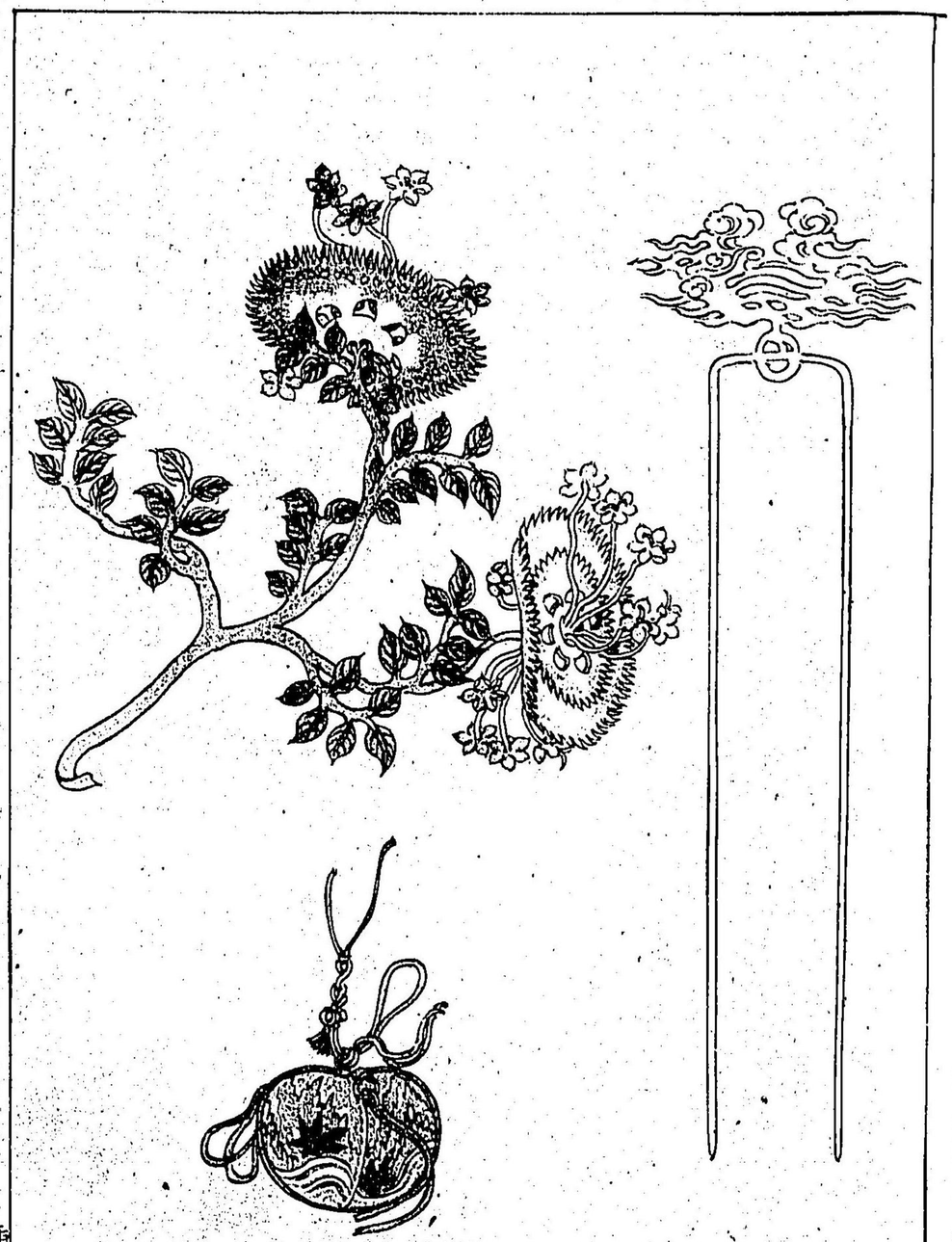

寧樂時代の裝飾品　挿圖二十四

平安時代に至りても盛に行はれしが、後世にはたゞ神佛を拜する時にのみ行はれたり。また魏志倭人傳に、

下戶與大人相逢道路、逡巡入艸、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地爲之恭敬。

としるせるは、太古致敬の禮或は然らん。大寶の制には行路巷街にて賤は貴に避け、少は老に避け、輕は重に避くることゝいす、また官人の元日の外に敬禮を致すことあれば、四位は一位を拜し、五位は三位を拜し、六位は四位を拜す、其以下は私禮に隨はしむ、郡司の本國司に遇ふときは皆馬より下る、唯五位は同位以上のものにあらざれば爾せずと定めたり。

第三節　飲食

當時佛教を信ずる念篤かりければ、其後も屢々肉食屠殺漁獵の禁あり、天武天皇は漁獵者の檻穽を造り機槍を施すを禁じたまひ、四月朔より九月晦に至るまで簗を置くことを止め、且つ牛馬鷄猿の宍を食ふことを禁せられ、聖武天皇は殊に其禁令を申ねたまひ、稱德天皇も鷹狗鵜を養ひて佃獵をなすを禁じ、諸國より魚肉蒜を進つることを停めらる。されど梁肉を嗜まざるもの何れの世にかはあらむ、僧侶さへ戒律を犯して宍肉を食ふもの多ければ諸國に於て禽鳥猪鹿を獵殺し陷を造り屠殺を行ふこと絶えず、殺生禁斷の令もたゞ一時のことにて久しく遵守したりとしも思はれず。

飯は米を蒸して食ふ、また屢〻糒を用ふ、大寶の制、兵士は一人毎に糒六斗（今の二斗四升）

三合餘)、鹽二升(今の六合一勺餘)を給せらる、これ軍旅中の食物なり。調味料には鹽の外に醬、酢あり。醬は豆醢にして後世の醬油よりは寧ろ味噌に近し。肉類蔬菜は或は膾とし或は羹とす。酒は吉備に產するを善しとせり。

大寶令に擧げたる調の雜物に種々の食料ありて、當時の食品の一端を窺がふに足れば、其名稱をこゝに掲げん。

鹽、雜腊(割り乾したる魚)、雜腊(全くにて干したる物)、雜鮨(鮓に同じ)、雜魚、鮭(割)、堅魚、煞堅魚、堅魚煎汁(熬煞の汁をいふ)、煞鹽(年魚、鮒、鳥賊、鰒、鰒、鮑、螺、貽貝、鮓、貽貝後折、辛螺頭打、海細螺、煞海鼠、凝海藻、棘田嵐、甲嵐、雜海藻、海藻、滑海藻、海松、凝海藻、海藻根、未滑海藻、紫菜、澤蒜、島蒜、山葵、白貝蒭。

これらにて當時鮨を好み、貝類、堅魚、海藻類を喜びたることを知るべし。鮓は近世飯に合せ酢を交へて製するものに異なり、魚類を鹽につけて貯へ置くこと久しければ、自然に酸味を生ずるを創りて食ふなり。また大寶の制、僧尼は酒を飲み宍を食ひ五辛を服することを禁せらる。五辛とは大蒜、慈葱、角葱、蘭葱、興渠をいふ。其他食料の諸書に散見するものには穀物に麥、黍、粟、蕎麥等あり。魚類に鯛、鮪、鱚等あり。菜蔬には和布、昆布、濱菜、水葱、菱、茎立、葵、田葛等あり。果蓏には梨、棗、栗、橘子、柑子、瓜、茨實、山菅實等あり。就中柑子は聖武天皇の朝に播磨の弟兄の唐より其種を齎て歸りしものにて、佐味蟲麻呂これを植ゑ、爾來我國に播殖せるものなり。其外食物の種類擧げて數ふべからざるべし。左に明文に見ることを掲げて參考のために供せん。

孝德天皇の朝百濟の善那使主牛乳を獻じたり、爾來藥餌必須の物とし、大寶の制、典藥寮に乳戸を置き、諸國をして牛酥を獻せしめ、元明天皇の朝、山背の乳牛戸を點せらる。後平安時代に至つてもこれを用ひられたり。茶もこの時代に唐國より輸入して、高貴の嗜好品たりしが如し。

當時の歌に「堅鹽を取つゝしろひ、糟湯酒うちすゝろひて」といへるは貧民生活の有樣にて、鹽の堅き塊をうち缺きて殺とし、酒の糟を水に溶き暖ためたるを酒に代へて吸ふをいふなり。また

醬酢に蒜搗き合せて鯛願ふ吾になみせそ、水葱のあつもの

といへるは、富貴の人の醬酢に蒜を交へたる鯛の膾を美味として、水葱の羹物を食ふに足らずといふ意を表せるものなるべし。また當時鯉と茅花とは身體の羸痩を醫する効あるものと信じたりき。その頃の歌に

石麻呂に吾物申す、夏痩によしといふもの、鰻捕り食せ。

戯奴がため、吾が手もすまに、春の野にぬける茅花ぞ、食して肥えませ。

第六章　冠婚葬祭

第一節　婚姻

出産に就きては、更めて述ぶべきとなし。但し此期の末、光仁天皇の寶龜六年十月、帝の生れたまひし日を以て、天長節となし、大いに群臣に宴を賜ひき、これ天長節の始めなり。』

冠位の制を定められしにより、年長じぬれば元服加冠を爲す風習の生じたることは、前に述べ來れるところに因つて自ら明らかなるべし。婚姻の風俗も從來と大いに異なるを見ず。漢學の流行するに及び漢土の儒道に從うて、三從七去の法を定め、また成文的に私通を嚴禁せりと雖とも、男女の道は情の趣る所、意を以て制するに難し、種々の制令も徒らに繁文縟令の觀を呈し、貴賤ともに父母の許しを得ずして、私に情を通じ、隣保の眼を偸みて密に契を結ぶもの少からず。僧尼さへ情人を設けて不義の快樂を貪ぼるものゝ往々にこれありき。さて夫の妻の家へ通ふことゝ、また正妻と定めたるものは、巳の家にむかへ、別にその爲めに妻屋を建てこれに住ましむることとも、古來の風なるが、此時代に至りても亦然り、近時土佐國の一村に微賤者とても妻を娶らむとせば、夫妻宿り得るほどの家を構へ、新婦を其處に率ね往きて寢ることあるは、此遺風なるべし。また後世新たに迎へたる妻を新造といふも、この爲めに新たに室を建てゝ與ふる故の名なるべしといふ。また女は漫りに巳の姓名を人に語らず、夫と定めて後始めてこれに其姓名を明かし聞かすことも古へよりの風にして、此頃に至るも亦同じ。また堅く契れる男女の相別るゝとき、下紐を結び交はして、再び會ふまでは互ひにこれを解かじと約するも、古への風のまゝなり。また女の年稍長じて振分髪も肩過ぎぬるとき、先づこれを結髪るは預め夫と定まりたる人の爲ることとなり、恰も後世女の「びんそぎ」といふことを夫と定まる男の爲すに似たり。

第二節　喪葬

當時高貴の間に行はれたる葬送の式は、人死すればまづ殯宮または喪屋を作り、こゝに屍体を藏めたる棺を置くなど、古への風に異ならず。すべて殯宮喪屋は白細布を以て裝ひ飾り、こゝに仕ふる舍人も皆白色の麻衣を着たり。斯くて生時の如く酒食を供へてこれを祭り、誄詞を奏す。誄詞は死者の生時の功績美德を讃稱して其死を吊ふ詞なり。さて後、棺を葬地に送る。其鹵簿も古來の習慣に從ひ、玉笥に飯を盛り、玉椀に水を盛り、青赤の幡旗をさし立て、楯、帷帳を連ね、笛、大角、小角を吹き、金鉦、鐃鼓を鳴らし、手炬を燎やして送り行くなり。棺を墓に埋みて後は、生前に親近なりし人、一週間ばかり其傍に廬を作りて宿り、また人をしてこれを守らしめたり。

此時代に於て葬儀に一大變遷あり、火葬是なり。大化の頃、元興寺の僧道昭、碩學を以て世に著はれしが、文武帝の四年に寂す。寂するに當りて徒弟に囑して遺骸を栗原に荼毘せしむ。これ古來印度支那に於て佛徒の間に行はれたる風俗にして、我國火葬の始めなり。とす。翌えて一年、大寶二年、持統上皇崩御ありしが、遺詔して火葬を行はしめらる。これ天子の火葬の始めなり。その後佛教の流行に從ひ通習となりて火葬大いに行はれぬ。天平

勝寶八歲聖武上皇崩じたまひしとき、葬儀に獅子座、香天子座、金輪幢、大小寶幢、香幢、華幔、蓋繖等を用ひて悉く佛式によりしかば、遂に恒例となれり。

墳墓は古來厚葬の弊ありしかば、大化改新の際に其制度を定められ、外域九尋、高さ五尋、役夫一千人を用ひて七日に畢るを陵墓第一等の制とし、以下等殺して庶民はたゞ地下に收埋するに止まる。殉死、及び寶貨を墓に藏むることを禁じ、また墓地を定めらる。天智天皇また厚葬の風を矯めんとの志あり、齊明上皇の大葬に石槨を廢してこれを永制と定められたり。

陵墓には荒垣を結ひ繞らし、前に鳥居を立つ、多くは樹木を植ゑて以て墳墓の標とし、一は以て封土の崩壞を防ぎたり。慶雲三年の詔に氏々の祖の墓及び百姓の宅の邊には樹を栽ゑて林とせよと令し、また養老五年、元明天皇遺詔して其陵に常葉の樹を植ゑ、また刻字の碑を立てしめたまひき。其碑近時同帝を葬れる大和の奈保山陵より露はれたり、碑石高さ三尺、濶さ二尺餘、墓誌にいはく。

大倭國添上郡平城之宮馭宇八洲　太上天皇之陵是其所也、

養老五年歲次辛酉冬十二月癸酉朔十三日乙酉葬。

としるせり、これ遺詔によりて立てしものにして其後歷世天皇の陵墓には斯くの如き墓碑なかりしが如し。又その山陵に隼人の形を鐫れる石三枚立てり。但し碑石を建つることは此時に始まりたるにあらずして、古くよりありしてとなり。昔し雄略天皇少子部、

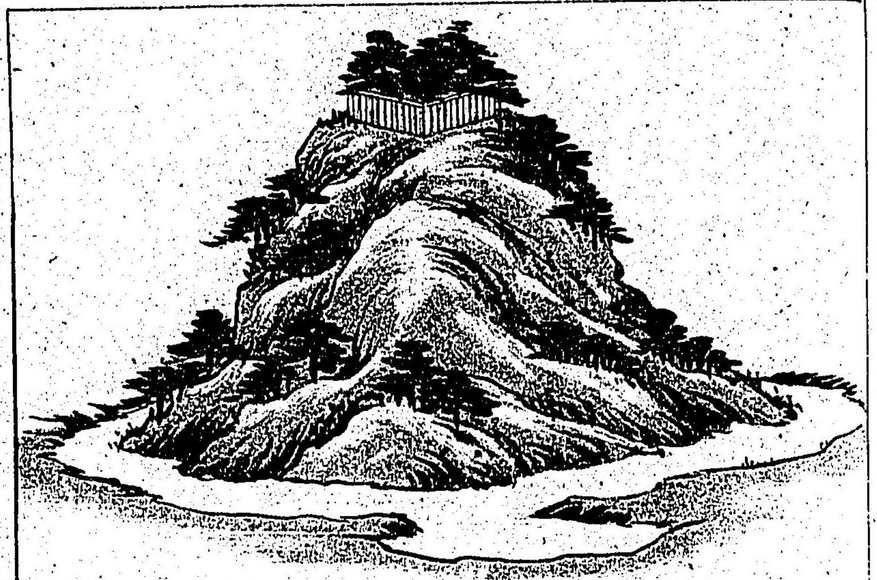

元明天皇陵（大和添上郡奈保山東）

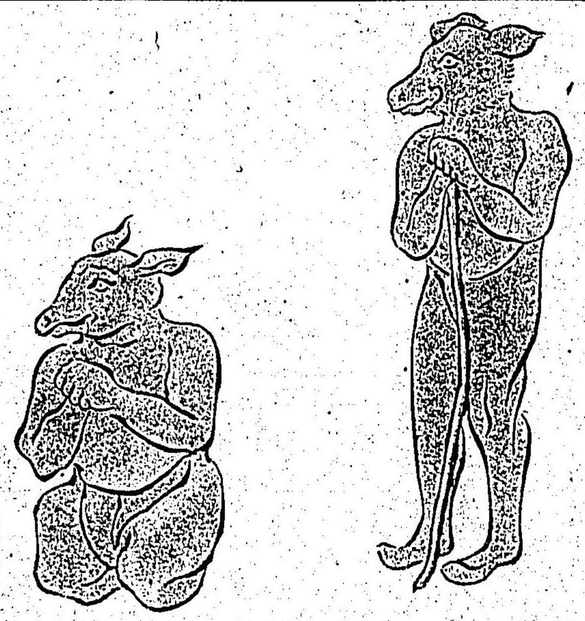

元明天皇陵に樹てたる石板の隼人

螺嬴の勇武を賞して、其墓の上に石柱を立てゝ功を錄せられき。蓋し外國の風に倣はせられしなるべし。此期に至りては碑碣を建つることと往々にして之あり、例之ば內大臣藤原鎌足を山背宇治の陶原に葬り、碑を墓上に建て、勳績を錄せられたるが如し。大寶元年制して親王及び三位以上なるは皆墓碑を立て官位姓名を記せしめらる、但し功績を錄せず。此類の墓碑今に存ずるもの甚だ少しと雖も、偶ま土中より銅版、瓦版、または骨子を盛れる銅製の合子を發堀して、これに合子は其蓋の上に墓誌の鐫りたるを見ることあり。これ等の銅器は多くは鍍金し、また刻字に丹朱を以て塡めたるものあり。今其墓誌の一二を揭ぐれば

文忌寸禰麻呂墓版（長さ八寸五分、廣さ一寸四分、銅製）

壬甲年將軍左衛士府督正四位下文禰麻呂忌寸、慶雲四年歲次丁未春二月二十五日、從七位下被賜仕奉矣、和銅元年歲次戊申秋七月一日卒也、三年庚戌冬十月火葬即殯此處、故末代君等不應崩壞、上件如前故謹錄錀。

（銅製合子の蓋の上に鐫りたり、合子高さ七寸、圓徑九寸、厚さ一分五廂）

伊福吉部臣德足比賣墓誌（誌文は骨を盛る銅製

因幡國法美郡、伊富吉部德足比賣臣、藤原大宮御宇大行天皇御世、慶雲四年次丁未春

和銅三年十一月十三日己未。

前のものは天保二年大和國八瀨村字（地名）の田圃より堀り得たる者にして、後のものは安永三年因幡國府中の山中より堀り出だせるものなり。天武天皇の朝より功ある者死す

れば位階謚號を贈らるゝことありき、何れも唐の風を摸せしものなるべし。歷代天皇の謚號は次期桓武帝の朝に淡海三船の勅を奉じて撰びし所なりといへり。

この期より人死すれば服を改めて喪に居ることあり、唐の風を摸せられたるなり。齊明天皇の崩せらるゝや、皇太子中大兄素服して制を稱せらる、其間すべて六年、是れ唐の重禮にして、凡そ親死すれば三年その喪に居り、尙ほ哀情の止み難きは、また三年の喪を務むる法なり。大寶の制、彼の法我の俗を斟酌して服忌の法を定めらる。喪服を着て愼み居る期、長きは一年より短きは七日に至る、これを別つこと凡そ五等、即ち一年、五月、三月、一月及び七日とす。これ血緣の親疎を以て定められたるものにて、五等親の差別と相似て少しく異なり。次の如し、

一年服	君(天子)	父母	夫	本主	
五月服	祖父母	養父母	伯叔父姑	妻	兄弟姉妹　夫の父母　嫡子
三月服	曾祖父母	外祖父母	嫡母	繼母	繼父　同居異父兄弟姉妹　衆子　嫡孫
一月服	高祖父母	舅姨	嫡母	兄弟の子	
七日服	衆孫	從父兄弟姉妹			

朝廷に奉仕せる官人は喪にあへば暇を賜ふ、暇の間は參內を止め、家に在りて愼み居るなり。其日數はまた死者との親疎如何によつて差あり。其制、職事官の父母の喪に遭ふ時は並びに解官す、自餘は皆暇を賜ふ。夫、祖父母、養父母、外祖父母には三十日の暇、三日の服には二十日、一月の服には十日、七日の服には三日とす。無服の殤は生れて三日より七歲までに死せるものに對するものなり。これには喪服を用ひずして、本服三月ならば暇三日、一月の服ならば二日、七日の服には一日を賜ふ。また奪情從公といふことあり。これ服忌の中にても樞要の官人は殊に出仕を許され、朝參には朝服を着し、家にありては猶ほ喪服を着、することなり。凡て喪服を藤衣といふ、もと藤蔓の皮を以て織りたる麁布にて作り、たればこの名あり。其色は鈍色に染む、鈍色とは墨染の濃きをも薄きをも兼ねていひ、其深淺は死者との血緣の親疎によりて差異あり、愈々親しければ服の色愈々濃し。それ藤の衣は當時海人山賤などの服なり、墨色の服は家人奴婢の着るものなり、而して喪に居るものこれを服するは、悲哀の情切にして口に甘きを知らず、着るに美しきを覺えず、賤人の服を纏うて其麁惡を感せざるゆゑにて、死を哀む人情を本としての制なるべし。

第三節　祭祀、佛會

朝廷の祭祀に大中小の別あり、一月齋するを大祀といひ、三日齋するを中祀といひ、一日齋するを小祀となす。大祀には散齋一月、致齋三日、散齋の間は諸司事を理することを舊の如し、たゞ喪を吊ひ、病を問ひ、宍を食ひ、音樂を作し、穢惡の事に預かるを得ず、また刑殺を判じ、罪人を罰するを得ず。致齋には何事をも止めて祭祀にのみ從事するなり。當時朝廷に於て毎年期を定めて行はれたる祭祀は左の如し、

仲春　祈年祭　歳災作らず、風雨順に、五穀豊熟ならんが爲めなり。

季春　鎭花祭　大神、狹井二祭なり。春花飛散の時、疫神分散して癘を生ずるを鎭遏せんが爲めに行はる。

孟夏　神衣祭　伊勢神宮祭をいふ。

三枝祭　率川社の祭なり。三枝花を以て酒罇を飾つて祭を行ふ。

大忌祭　廣瀨、龍田二祭なり。山谷の水變じて甘水となり、苗を浸潤して穀物よく稔らんことを欲するが爲めなり。

風神祭　これも廣瀨、龍田二祭なり。暴風起らず、稼穡全からんことを祈る。

季夏　月次祭　庶人の宅の神祭の如し。

鎭火祭　宮城の四方の外角にて卜部等火を鑽つて此祭を行ふ、火災を防がんが爲めなり。

道饗祭　卜部等、京城の四隅の道の上にて祭をなす。鬼魅の外より來るを京師に入れざるが爲めに、預め道に迎へ、これを饗して歸らしむるなり。

孟秋　大忌祭　風神祭を行はるゝことと孟夏に同じ。

季秋　神衣祭

仲冬　上卯相嘗祭　大倭、住吉、大神、宍師、恩智、意富、葛木、鳴、紀伊ノ日ノ前等の神を祭る。下卯大嘗祭　中の卯あれば其日を用ふ。

宍日鎭魂祭

季冬　月次祭　鎭魂祭　道饗祭　季夏に同じ。

其外、即位大嘗祭の重んぜられたるはいふに及はざるべし。私祭にては藤原氏の榮ゆるに從うて、春日の祭も盛なりしなるべし。六月には靈龜二年以來、神今食を修せらる。其晦日には大祓をなす、東西の文部祓刀を上つり、祓の詞を讀み訖りて、百官の男女、祓所に聚まり、中臣祓詞を宣り、卜部解除をなす、その時中臣の宣る大祓の詞は天智帝の朝の末より天武帝の朝までの間に作られたるものなるべく、文詞高遠にして絶妙、後世これを種々の祭祀に通用す。十二月晦日またこのことあり。

六月晦大祓詞

高天原に神留りまします皇親神漏伎、神漏美命以て八百萬神等を神集へに集へ賜ひ、神議に議り賜ひて、我皇孫の命は豐葦原の水穗の國を安國と平けく知ろしめせと事よさしまつりき。かくよさしまつりし國中に、荒振神等をば、神問に問はし賜ひ、神掃に掃ひ賜ひて、語問ひし磐根、樹立、草の垣葉をも語止めて、天の磐座放ち、天の八重雲を伊頭の千別に千別きて天降しよさしまつりき。かくよさしまつりし四方の國中と大倭日高見の國を安國と定めまつりて、下つ磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知りて、皇御孫の命の美頭の御舍仕へまつりて、天の御陰、日の御陰と隱りまして、安國と平らけく知ろしめさむ國中に成りいでむ天の益人等が過ち犯しけむ雜を